せんなん男女平等参画プラン

令和6年度

進捗状況調査報告書

令和7年度

実施計画書

泉南市人権推進課

目次

プランの体系		1
基本目標Ⅰ	男女平等参画推進のための仕組みづくりと地域づくり	4
基本目標Ⅱ	男女平等参画社会の実現に向けた意識づくり	16
基本目標Ⅲ	仕事と生活のバランスづくり	28
基本目標Ⅳ	誰もが自分らしく生きられる暮らしづくり	38
基本目標Ⅴ	あらゆる暴力の根絶を基本とした安心づくり	46
資料	泉南市男女平等参画推進条例	60

プ ラ ン の 体 系

基本目標Ⅰ　男女平等参画推進のための仕組みづくりと地域づくり

（１）政策・方針決定過程への女性の参画促進

①行政委員・審議会委員などへの男女平等参画の促進

②事業者や地域の各種団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大

③市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大

（２）男女が協働で行う地域活動の促進

①地域活動における男女平等参画推進の基盤づくり

②地域活動が行われている場を活用した男女平等の推進

②地域・防災分野等への女性の参画促進

基本目標Ⅱ　男女平等参画社会の実現に向けた意識づくり

（３）男女平等参画の理解の推進

①男女平等参画の理解を深めるための広報・啓発の充実

②男女平等を推進する文化創造活動の推進

③メディアにおける人権の尊重

（４）子どもの頃からの教育及び意識啓発の推進

①男女平等を推進する学校教育の充実

②幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進

③性に関する理解の促進と健康に対する知識の普及の推進

（５）多様な選択を可能にする社会教育の推進

①男女平等参画を進める人材育成

②生涯学習に関する情報の提供

③男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実

基本目標Ⅲ　仕事と生活のバランスづくり
【女性活躍推進計画】

（６）就労の場における男女平等の促進

①就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進

②多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援

③農業や自営業に従事する女性への支援

（７）ワーク・ライフ・バランスの実現のため支援

①仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成

②企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進

③多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充

（８）男性にとっての男女平等参画の促進

①男性の家事・育児等への主体的取組の促進

基本目標Ⅳ　誰もが自分らしく生きられる暮らしづくり

（９）相談機能の充実

①相談窓口の充実とネットワーク

②相談にあたる相談員に対する研修の充実

（10）さまざまな困難を抱える人々の生活の安定と自立への支援

①高齢者・障害者・在住外国人女性などの生活の充実

②ひとり親家庭への支援

③性の多様性を尊重する環境づくり

④生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組

（11）ライフステージに対応した健康支援

①生涯をとおしての健康づくりの支援

②性と生殖に関する取組の充実

基本目標Ⅴ　あらゆる暴力の根絶を基本とした安心づくり
【DV 防止基本計画】

（12）あらゆる暴力の根絶

①あらゆる暴力を容認しない基盤づくり

②配偶者からの暴力の防止

③暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発

④性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化

（13）被害者の保護と自立支援

①被害者に対する初期段階の支援の充実

②生活基盤を整えるための支援

男女平等参画推進のための
仕組みづくりと地域づくり

基本目標　Ⅰ

基本目標Ⅰ　男女平等参画推進のための仕組みづくりと地域づくり

主要施策1　政策・方針決定過程への女性の参画促進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	6年度進捗実績	6年度進捗度	6年度の成果とその取り組み方並びにどのような努力を行ったか（できなかった場合はその理由も含む）	7年度実施計画	7年度実施計画を実現するため、どのような取り組みを行いますか。	担当課
Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	指定管理者管理運営施設第3者評価委員会 2025（令和7）年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数　4人 うち女性　0人、女性比率　0% ②40%未満の理由 学識経験や専門知識を有する方の男性の比率が高く、女性の適任者がいないため。 ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 4人	5、計画を大幅に下回る	大学教授、税理士、弁護士に委員委嘱を行っているが、各専門分野での女性比率自体が低く（それぞれ全体の2割～3割程度）、近隣に委員を引き受けてくれる女性の適任者がいないため。	①次期改選時期 令和7年4月 ②次期改選時の目標女性比率（%） 25% ③②が40%未満の理由 各専門分野での女性比率自体が低く、現委員に代わる委員を選定するのが困難であるため。	可能な限り女性委員の登用に努める。	行財政改革課
Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	行政評価第三者評価委員会 2025（令和7）年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数　6人 うち女性　2人、女性比率　33% ②40%未満の理由 学識経験を有する方、専門知識を有する方の半数は女性委員を登用できたが、市民委員には女性の応募がなかったため。 ③市民公募委員の人数 2人 ④職務指定委員の人数 4人	4、計画をやや下回る	令和5年度に総合計画と行政評価の評価方法等の見直しがあり、委員の任期を延長し、次期改選時期を令和7年4月とした。	①次期改選時期 令和7年4月 ②次期改選時の目標女性比率（%） 40% ③②が40%未満の理由 市民公募で委員を募集した際に、女性の応募がなかったため。	令和7年4月から令和9年3月末の任期の市民委員を、令和6年度に公募したが、男性1名の応募しかなかった。残り1名を再募集する際は、女性委員の登用を積極的に進める。	行財政改革課
Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	不動産評価審議会 2025（令和7）年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数6人 うち女性　2人、女性比率33% ②40%未満の理由 委員6人のうち4人は市議会議員で、総務産業常任委員会及び厚生文教常任委員会の正副委員長を選任することとしているため。 ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 0人	4、計画をやや下回る	審議会委員を選任しているが、令和6年度は開催しなかった。	①次期改選時期 令和7年4月1日 ②次期改選時の目標女性比率（%） 40% ③②が40%未満の理由	目標を40%としているが、委員6人のうち4人は市議会議員で、総務産業常任委員会及び厚生文教常任委員会の正副委員長を選任するため、達成できない可能性がある。	総務課
Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	公共施設等最適化推進委員会 2025（令和7）年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数9人 うち女性1人、女性比率11.1% ②40%未満の理由 ③市民公募委員の人数 人 ④職務指定委員の人数 人	5、計画を大幅に下回る	令和4年度以降、本委員会を開催しておらず、令和6年度で委員全員の任期が切れている。また、開催予定がなかったことから、委員9名のうち、あて職2名の委員（男性）について改選手続きができていない。よって、委員構成に変更がなく、かつ、あて職の割合が高いことから、女性委員登用比率の目標を達成できなかった。	①次期改選時期 令和7年度 ②次期改選時の目標女性比率（%） 40% ③②が40%未満の理由	令和7年度においては、関連計画の改定等を実施することから、本委員会の開催を予定しており、改選にあたっては、委員構成の見直しを検討しながら、登用比率を40%以上を目標とし、積極的に女性委員の登用に努める。	公共施設再編課
Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	防災会議 2025（令和7）年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数34人 うち女性5人　女性比率15% ②40%未満の理由 規定上、充て職が多いため ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 3人	5、計画を大幅に下回る	委嘱先の機関について、充て職のみではなく機関・組織の代表者とし、女性委員を選定可能にした。	①次期改選時期 R07.4 ②次期改選時の 目標女性比率（%） 20% ③②が40%未満の理由 女性委員登用のために相手方との調整に時間を要するため	一部機関に女性職員も委員とできることを文書で送付し、積極的な登用を依頼する	危機管理課

Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	国民保護協議会 2025（令和7）年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数35人 うち女性4人　女性比率11% ②40%未満の理由 規定上、充て職が多いため ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 3人	5、計画を大幅に下回る	委嘱先の機関について、充て職のみではなく機関・組織の代表者とし、女性委員を選定可能にした。	①次期改選時期 R07.4 ②次期改選時の 目標女性比率（%） 20% ③②が40%未満の理由 女性委員登用のために相手方との調整に時間を要するため	一部機関に女性職員も委員とできることを文書で送付し、積極的な登用を依頼する	危機管理課
Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	行政対策暴力連絡協議会 2025（令和7）年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数12人 うち女性　1人、女性比率8% ②40%未満の理由 規定上、充て職が多いため ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 12人	5、計画を大幅に下回る	女性委員登用のための規定変更等について、引き続き検討する。	①次期改選時期 異動の都度 ②次期改選時の 目標女性比率（%） 20% ③②が40%未満の理由 女性委員登用に係る規定変更等の調整に時間を要するため	委員構成の規定変更を検討する	危機管理課
Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	総合計画審議会 2025（令和7）年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数　人 うち女性　　人、女性比率　% ②40%未満の理由 ③市民公募委員の人数 人 ④職務指定委員の人数 人	3、計画どおり	令和5年度において審議会委員は全員解職しているため、次期改選時期において女性委員の登用を積極的に進めます。 （令和4年度第6次泉南市総合計画策定時には女性委員登用率は42.8%であった。）	①次期改選時期 第7次泉南市総合計画策定時（令和13年） ②次期改選時の目標女性比率（%） 40% ③②が40%未満の理由	引き続き、女性委員の登用を積極的に進めます。（令和7年度は委嘱予定なし）	政策推進課
Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	情報公開・個人情報保護審査会 2025（令和7）年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数5人 うち女性　2人、女性比率　40% ②40%未満の理由 ③市民公募委員の人数 人 ④職務指定委員の人数 人	3、計画どおり	2年任期となっており、令和6年度については改選がなかった。	①次期改選時期 令和7年4月1日 ②次期改選時の目標女性比率（%） 40　% ③②が40%未満の理由	現状において、女性比率40%以上を達成しているが、次期改選時においても登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用に努める。	総務課
Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	公害対策審議会 2025（令和7）年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数6人 うち女性　1人、女性比率　16.7% ②40%未満の理由 あて職が多く当該あて職に女性が少ないため ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 0人	5、計画を大幅に下回る	審議会の構成員の男性と女性のバランスを考慮することに努めたが、あて職が多く当該あて職に女性が少ないため達成には至らなかった。	①次期改選時期 令和9年2月 ②次期改選時の目標女性比率（%） 33% ③②が40%未満の理由 あて職が多く男性が多いことから総委員数6名に対し、女性2名の確保も難しいため	次期改選時に女性委員の積極的な登用に努める。	環境整備課

Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	民生委員児童委員推薦会 2025(令和7)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数7人 うち女性　1人、女性比率　14.29% ②40%未満の理由 民生委員児童委員は厚生労働大臣が委嘱している。そのため、重責を担って地域において活動する民生委員児童委員を推薦するに当たり、各種団体等の長が委員になる場合が多く、当該団体等の長が比較的男性が多いため。 ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 2人	5、計画を大幅に下回る	令和6年度中の委員の改正は11月に市会議員の改選があったものの指定の委員は厚生文教常任委員長の指名あて職であり女性議員へ依頼はできなかった。	①次期改選時期 令和7年11月30日 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由	可能な限り女性委員の登用に努める。	生活福祉課
Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	国民健康保険運営協議会委員 2025(令和7)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数14人 うち女性2人、女性比率15% ②40%未満の理由 被保険者代表委員4人中1人は女性、公益代表委員4人中1人は女性であり、療養担当(医師等)委員及び被用者保険代表委員については、それぞれの団体からの推薦委員であり、女性の推薦が無かったため。 ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 0人	5、計画を大幅に下回る	被保険者代表について、4人の内1名公募を行ったが応募はなかった。また、被保険者から委員の依頼をする際、可能な限り女性登用に配慮したが、承諾いただけた男性3人、女性1名のだったため。	①次期改選時期 令和7年6月 ②次期改選時の目標女性比率(%) 21% ③②が40%未満の理由 現在の女性登用人数2名から3名に引き上げることは可能と思われ、現実的に実現可能な目標を設定したため。	各団体に委員の推薦を依頼する際に可能な範囲で女性の推薦をお願いする。また、委員の公募をかけ、応募があった際には、女性の登用を推進する。	保険年金課
Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	総合福祉センター運営協議会 2025(令和7)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 10人 うち女性　3人、女性比率　30% ②40%未満の理由 ③市民公募委員の人数 人 ④職務指定委員の人数 7人	4、計画をやや下回る	令和5年度から2年の任期となるため、令和6年までは委員に変更はない。 令和6年度末にて改選を行い、充て職によるところが大きいが、女性の代表者には委嘱することができた。	①次期改選時期 令和7年度 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40%	令和7年度は総委員数7人のうち女性3人の登用により女性比率が43%と高まった。	長寿社会推進課
Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	老人ホーム入所判定委員会 2025(令和7)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数　7人 うち女性　2人、女性比率　29% ②40%未満の理由 ③市民公募委員の人数 人 ④職務指定委員の人数 4人	5、計画を大幅に下回る	5・6年度は、委員の委嘱の際、民生委員会に所属する女性の民生委員へ委嘱をお願いした。	①次期改選時期 令和7年度 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40　% ③②が40%未満の理由	本事業は、「泉南市老人ホーム入所判定委員会設置要綱」により組織の委員任命について要件を設けている。そのため、女性に限定した選出は現状不可能である。しかしながら、委員の任命時、各団体の情勢に配慮しつつ、女性委員の登用を検討する。	長寿社会推進課
Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	地域包括ケア計画推進委員会 2025(令和7)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 15人 うち女性　4人、女性比率　26.7% ②40%未満の理由 専門知識を要するため、関係機関の代表者に委嘱しており、代表者及び推薦者により決定しているため。 ③市民公募委員の人数 2人 ④職務指定委員の人数 13人	5、計画を大幅に下回る	委嘱期間が令和6年度から3年間であるが、今年度の委員改選には、女性委員の登用は見込めなかった。関係機関での代表者の選出時に、女性委員の登用の依頼が不十分であった。	①次期改選時期 令和9年度 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由	総委員数のうち13名は職務指定委員若しくは関係機関の代表者又は推薦者に委嘱しており、令和6年度から令和9年度までは委員に変更がない。	長寿社会推進課

Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	泉南市主要建設事業再評価委員会 2025（令和7）年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数　人 うち女性　　人、女性比率　% ②40%未満の理由 ③市民公募委員の人数 　人 ④職務指定委員の人数 　人	3、計画どおり	開催予定なし	①次期改選時期 ②次期改選時の目標女性比率（%） 　% ③②が40%未満の理由	開催予定なし	道路課
Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	都市計画審議会 2025（令和7）年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数　12人 うち女性　4人、女性比率　33% ②40%未満の理由 泉南市都市計画審議会条例第2条第2項第1号及び第2号における学識経験者委員、市会議員委員においては、登用方法が制約されるため。 ③市民公募委員の人数 　1人 ④職務指定委員の人数 　0人	4、計画をやや下回る	泉南市都市計画審議会条例第第2条第2項第1号及び第2号における学識経験者委員、市会議員委員においては、改選後も女性の登用(2名)を出来ているが、目標比率に達していないため、引き続き、女性の登用に努める。 また、泉南市都市計画審議会条例第2条第2項第4号における「市の住民」に該当する委員においては、4人のうち女性が2人であり、女性比率は50%であるが、引き続き、女性の登用に努める。	①次期改選時期 R7.10月 ②次期改選時の目標女性比率（%） 40% ③②が40%未満の理由	令和7年10月の委員構成の見直しにあたり、女性比率向上を図る。	都市政策課
Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	市民交流センター運営審議会 2025（令和7）年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数　9人 うち女性　5人、女性比率　55.5% ②40%未満の理由 ③市民公募委員の人数 　0人 ④職務指定委員の人数 　4人	1、計画を大幅に上回る	R6.4.1の委員の改選に際し、女性比率の目標数値が達成できるよう、取り組んだ結果、地域代表委員において女性委員を選任することができた。	①次期改選時期 令和8年4月1日 ②次期改選時の目標女性比率（%） 40% ③②が40%未満の理由	現状において、女性比率40%以上を達成しているが、その維持に努める。	人権推進課
Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	泉南市人権尊重のまちづくり審議会 2025（令和7）年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 19人 うち女性 10人、女性比率 53% ②40%未満の理由 ③市民公募委員の人数 　0人 ④職務指定委員の人数 　0人	1、計画を大幅に上回る	現在、すでに女性委員40%以上を達成している。令和8年度の審議会委員の改選においても、これまで同様、女性委員40%以上を確保できるよう、各種団体より推薦いただく際には、女性登用について配慮いただくよう依頼するなど、女性委員の登用を積極的に進める。	①次期改選時期 令和8年7月1日 ②次期改選時の目標女性比率（%） 40% ③②が40%未満の理由	現状において、女性比率50%以上を達成しているが、引き続き現状維持に努める。	人権推進課
Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	男女平等参画審議会 2025（令和7）年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数　5人 うち女性　3人、女性比率　60　% ②40%未満の理由 ③市民公募委員の人数 　2人 ④職務指定委員の人数 　0人	1、計画を大幅に上回る	現在、すでに女性委員40%以上60%未満を実現している。令和8年度の審議会委員の改選においても、これまで同様、女性委員40%以上60%未満を確保するよう女性委員の登用を積極的に進める。	①次期改選時期 令和8年10月1日 ②次期改選時の目標女性比率（%） 40%以上維持に努める。 ③②が40%未満の理由 —	現状において、女性比率40%i以上を達成しているが、引き続き現状維持に努める。	人権推進課

Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	泉南市主要建設事業再評価委員会 2025（令和7）年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数　人 うち女性　　人、女性比率　% ②40%未満の理由 ③市民公募委員の人数 　人 ④職務指定委員の人数 　人	3、計画どおり	開催予定なし	①次期改選時期 ②次期改選時の目標女性比率（%） 　% ③②が40%未満の理由	開催予定なし	下水道課
Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	学校給食センター運営委員会 2025（令和7）年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数　人 うち女性　　人、女性比率　% ②40%未満の理由 ③市民公募委員の人数 　人 ④職務指定委員の人数 　人	3、計画どおり	R6年度運営委員会を開催しなかった。	①次期改選時期 ②次期改選時の目標女性比率（%） 　% ③②が40%未満の理由	開催する必要があれば委員の女性登用に努める。	教育総務課
Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	教育委員 2025（令和7）年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数　4人 うち女性　　2人、女性比率　50% ②40%未満の理由 ③市民公募委員の人数 　0人 ④職務指定委員の人数 　0人	1、計画を大幅に上回る	教育委員の任期満了等がなかったため現状維持ができた。	①次期改選時期 令和7年4月1日 ②次期改選時の目標女性比率（%） 　50% ③②が40%未満の理由	教育委員を任命する際は、資格要件に基づき選任することになるが、女性委員比率40%以上の確保に努める。	教育総務課
Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	社会教育委員 2025（令和7）年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数12人 うち女性5人、女性比率41.6% ②40%未満の理由 ③市民公募委員の人数 　2人 ④職務指定委員の人数 　10人	2、計画をやや上回る	今年度は職務指定委員が女声であったため計画を上回ることができたが、今後、市民公募の際に女性委員の比率を加味し登用を進める。	①次期改選時期 令和7年10月 ②次期改選時の目標女性比率（%） 41% ③②が40%未満の理由	職務指定委員の女性比率を加味し、市民公募委員の女性登用を積極的に進める。	生涯学習課
Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	文化財専門委員会 2025（令和7）年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数4人 うち女性1人、女性比率25% ②40%未満の理由 専門分野の女性登用がなかったため ③市民公募委員の人数 　0人 ④職務指定委員の人数 　0人	5、計画を大幅に下回る	専門分野に特化した女性委員の登用ができなかった。今後は改選の際に女性委員の登用に向けて検討を進める。	①次期改選時期 令和9年3月 ②次期改選時の目標女性比率（%） 50% ③②が40%未満の理由	次期改選の際に40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進める。	生涯学習課

Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	図書館協議会 2025（令和7）年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数　7人 うち女性　5人、女性比率　71% ②40%未満の理由 ー ③市民公募委員の人数 1人 ④職務指定委員の人数 0人	4、計画をやや下回る	女性委員登用率に配慮して選出したが、委員の選定については、当て職部分が多いため、女性委員の比率が60%を超えてしまった。	①次期改選時期 令和8年7月31日 ②次期改選時の目標女性比率（%） 40%以上維持に務める ③②が40%未満の理由 ー	次期改選時にあっても、女性委員の登用を積極的に進める。	文化振興課図書館
Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	文化ホール協議会 2025（令和7）年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数　6人 うち女性　6人、女性比率　100% ②40%未満の理由 ー ③市民公募委員の人数 1人 ④職務指定委員の人数 0人	5、計画を大幅に下回る	女性委員登用率に配慮して選出したが、団体推薦等において女性委員が選出された結果、女性委員が100%となってしまった。	①次期改選時期 令和7年9月30日 ②次期改選時の目標女性比率（%） 40%以上維持に務める ③②が40%未満の理由 ー	次期改選時にあっても、女性委員の登用を積極的に進める。 一方、次期改選時において、団体推薦等の際には、男女のバランスを取っていただけるよう、働きかけたい。	文化振興課図書館
Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	公民館運営審議会 2025（令和7）年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数　10人 うち女性　4人、女性比率40% ②40%未満の理由 ③市民公募委員の人数 1人 ④職務指定委員の人数 0人	3、計画どおり	計画どおり対応した。	①令和7年10月31日 ②次期改選時の目標女性比率（%） 40% ③②が40%未満の理由	引き続き現在の状況を維持していきたい。	文化振興課公民館
Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	青少年センター運営委員 2025（令和7）年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数15人 うち女性6人、女性比率40% ②40%未満の理由 ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 0人	3、計画どおり	令和6年度の改選時に充て職である市職員以外の外部委員については、女性委員の選出を依頼した。	①次期改選時期 令和8年4月 ②次期改選時の目標女性比率（%） 40% ③②が40%未満の理由	令和7年度については、改選時期ではない。充て職である職員等の人事異動に伴う変更以外はないため、令和8年度に向け外部委員について、人数も含めて検討し、引き続き女性委員の選出を依頼する。	生涯学習課（青少年センター）
Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	固定資産評価審査委員会 2025（令和7）年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数　3人 うち女性　1人、女性比率　33．3% ②40%未満の理由 行政書士会に女性で依頼したが、該当なしと回答された。 ③市民公募委員の人数 人 ④職務指定委員の人数 人	4、計画をやや下回る	次期改選時期が令和7年10月8日のため	①次期改選時期 一斉改選という概念が無い（個々の委員ごとに任期設定）　直近に任期満了を迎える委員の任期は令和7年10月8日 ②次期改選時の目標女性比率（%） 66.6% ③②が40%未満の理由	女性委員の登用を積極的に進めます。	行政委員会事務局

Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	選挙管理委員会 2025（令和7）年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数4人 うち女性　2人、女性比率　50% ②40%未満の理由 ③市民公募委員の人数 人 ④職務指定委員の人数 人	1、計画を大幅に上回る	令和6年7月31日付で女性委員１名が退任されたが、代わりに、令和6年8月1日付で女性委員1名を登用した。	①次期改選時期 令和10年1月18日任期満了 ②次期改選時の目標女性比率（%） 50% ③②が40%未満の理由	女性委員の登用を積極的に進めます。	行政委員会事務局
Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	監査委員 2025（令和7）年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数2人 うち女性　0人、女性比率0% ②40%未満の理由 議会選出、団体推薦にお願いしたが、女性は選出されなかった。 ③市民公募委員の人数 人 ④職務指定委員の人数 人	5、計画を大幅に下回る	任期満了により、令和6年11月21日に議会選出と令和6年11月29日に推薦団体による選出であったがどちらも女性は選出されなかった。	①次期改選時期 令和10年11月28日任期満了 ②次期改選時の目標女性比率（%） 50% ③②が40%未満の理由	女性委員の登用を積極的に進めます。	行政委員会事務局
Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	公平委員会 2025（令和7）年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数　3人 うち女性　1人、女性比率　33．3% ②40%未満の理由 女性に依頼したが引き受けてくれる人はいなかった。 ③市民公募委員の人数 人 ④職務指定委員の人数 人	4、計画をやや下回る	令和6年12月25日付で任期満了により男性委員1名が退任されたため、代わりに、女性委員をお願いに廻ったが承諾には至らなかった。	①次期改選時期 一斉改選という概念が無い（個々の委員ごとに任期設定）　直近に任期満了を迎える委員の任期は令和9年1月31日 ②次期改選時の目標女性比率（%） 66.6% ③②が40%未満の理由	女性委員の登用を積極的に進めます。	行政委員会事務局
Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	農業委員会 2025（令和7）年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数20人 うち女性　2人、女性比率10% ②40%未満の理由 女性認定農業者が少なく、一般公募を行うが応募者がいないため ③市民公募委員の人数 20人 ④職務指定委員の人数 0人	5、計画を大幅に下回る	委員の任期期間が3年であり、令和5年7月に委員選挙を行ったので、新たな女性委員の登用が不可能である。	①次期改選時期 令和8年7月20日 ②次期改選時の目標女性比率（%） 15% ③②が40%未満の理由 任命基準が認定農業者に準ずる者で過半数を任命する法律になっており、また、女性認定農業者がいないのが現状である	次期改選時に各地区役員等に女性委員候補者を選出して頂くように依頼する。	農業委員会
Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	泉南市自立支援協議会 2025（令和7）年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数20人、うち女性の人数8人 女性比率40% ③市民公募委員の人数 1人 ④職務指定委員の人数 0人	3、計画どおり	審議会の構成員の女性と男性とのバランスに十分考慮するよう努めている。引き続き、比率の現状維持に努める。	①次期改選時期 令和9年度 ②次期改選時の目標女性比率（%） 40%以上 ③②が40%未満の理由	現状では、女性比率40%であり、今後も継続して女性委員の積極的登用を進める。	障害福祉課

Ⅰ	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	＜委員公募制の活用の促進＞市政への市民の参画を可能にするため、市民委員の公募を推進します。	泉南市男女平等参画推進審議会本部会議等において市民公募を推進し、女性委員参画率の向上を図った。	3、計画どおり	泉南市における審議会・委員会等へ市民公募の人数は、34名であった。	泉南市男女平等参画推進審議会本部会議等において市民公募を推進し、女性委員参画率の向上を図っていく。	泉南市男女平等参画推進審議会本部会議等において市民公募を推進し、女性委員参画率の向上を図っていく。	人権推進課
Ⅰ	1	(2)	事業者や地域の各種団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大	＜事業所に対して女性の積極的登用についての啓発＞事業所に対して女性の積極的登用についての啓発を充実します。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課で共有し、市民の方への周知啓発に努めた。	3、計画どおり	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、広報・啓発に努めた。	就労の場における男女平等を推進するために、積極的な情報発信に努める。	関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発を行う。	産業振興課
Ⅰ	1	(2)	事業者や地域の各種団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大	＜事業所に対して女性の積極的登用についての啓発＞事業所に対して女性の積極的登用についての啓発を充実します。	女性の積極的登用に関連する大阪府や大阪府企業人権協議会が開催する「公正採用選考・人権啓発推進員研修」、「人権リーダー養成講座」等の研修会の周知・案内を行った。	2、計画をやや上回る	研修や講座等の受講に係る経費の助成制度により、積極的な受講を促進し、事業所に対する女性の積極的登用についての啓発に努めた。	女性の積極的登用に関連する大阪府や大阪府企業人権協議会が開催する「公正採用選考・人権啓発推進員研修」、「人権リーダー養成講座」等の研修会の周知・案内を行う。	引き続き、研修や講座等の受講に係る経費の助成制度により、積極的な受講を促進し、事業所に対する女性の積極的登用についての啓発に努める。	人権推進課
Ⅰ	1	(2)	事業者や地域の各種団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大	＜各種団体に対して女性の役職者登用の啓発＞地域団体や市民活動団体などに対して積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）についての啓発や情報提供をするとともに、女性が方針決定過程へ参画することの意義についての啓発、研修を充実します。	人権啓発推進協議会において、役員の女性比率を維持するとともに、男女平等参画に関する各種講座の広報・報告等を行い、啓発を図った。	2、計画をやや上回る	人権啓発推進協議会の役員改選の際には、女性登用について配慮いただくよう依頼するとともに、男女平等参画に関する各種講座の広報・報告等を行い、啓発を図った。	人権啓発推進協議会において、役員の女性比率を維持するとともに、男女平等参画に関する各種講座の広報・報告等を行い、啓発を図る。	人権啓発推進協議会において、役員の女性比率を維持するとともに、男女平等参画に関する各種講座の広報・報告等を行い、啓発を図る。	人権推進課
Ⅰ	1	(2)	事業者や地域の各種団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大	＜各種団体に対して女性の役職者登用の啓発＞地域団体や市民活動団体などに対して積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）についての啓発や情報提供をするとともに、女性が方針決定過程へ参画することの意義についての啓発、研修を充実します。	所管団体等への情報提供に努めた。	3、計画どおり	ABC委員会等のコミュニティ団体（構成員やリーダーが女性である団体）の継続的な支援を行うことで、各種団体に対して女性の役職者登用の啓発につながった。	ABC委員会等のコミュニティ団体（構成員やリーダーが女性である団体）の継続的な支援を行った。	ABC委員会等のコミュニティ団体（構成員やリーダーが女性である団体）の継続的な支援を行う。	政策推進課
Ⅰ	1	(2)	事業者や地域の各種団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大	＜各種団体に対して女性の役職者登用の啓発＞地域団体や市民活動団体などに対して積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）についての啓発や情報提供をするとともに、女性が方針決定過程へ参画することの意義についての啓発、研修を充実します。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課で共有し、市民の方への周知啓発に努めた。	3、計画どおり	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、広報・啓発に努めた。	就労の場における男女平等を推進するために、積極的な情報発信に努める。	関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発を行う。	産業振興課

Ⅰ	1	(3)	市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大	＜女性管理職への登用促進＞「泉南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員・教職員の管理職への登用を推進します。	総管理職数　　77人 うち、女性管理職数　14人 女性管理職比率　　18.2%	4、計画をやや下回る	積極的に女性管理職への登用を進めているところであり、監督職以上の女性職員が全職員の11.8%（406名中48名）と少しずつ上昇しているが、短期的に目標を達成することができなかった。	目標女性比率20%	女性が出産や育児で昇進をあきらめることがないよう、係長試験制度の見直しを行うとともに、女性の能力を発揮できる機会の提供、自らのキャリア形成を考える機会の提供等を実施する。	秘書人事課
Ⅰ	1	(3)	市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大	＜女性管理職への登用促進＞「泉南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員・教職員の管理職への登用を推進します。	総管理職数28人に対して、女性管理職数（小中学校）7人であり、25.0%である。	3、計画どおり	女性管理職の積極的な登用 管理職・非管理職問わず、教職員の時間外勤務の縮減に向けて、Googleworkspaceを活用して、校務の効率化や学校閉庁日の平日5日間（年あたり）を実施。	他市の人事交流や計画的な管理職人事の実施	在校等時間外勤務時間数の削減 教職員の適材適所への人事配置 計画的な女性管理職の任用	指導課
Ⅰ	1	(3)	市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大	＜職員配置の見直し＞男女の比率が大きく偏らないような職員配置を行い、さまざまな意見が反映される多様性のある職場を実現します。	女性職員の能力・経験を幅広い職域で活用するために、適材適所の観点から、職域の拡大に務めた。	2、計画をやや上回る	これまで男性職員のみの配置であった税務課収納係に、新たに女性職員を配置し男女比率の解消を図った。	男性ばかりの職場、女性ばかりの職場を見直し、性別に偏りのない職員配置に取り組む。	無意識の偏見に捉われ、男性ばかりの職場、女性ばかりの職場になっていないかを見直し、多様な意見が尊重される風通しのよい職場づくりをめざす。	秘書人事課
Ⅰ	1	(3)	市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大	＜女性職員の育成＞女性職員の自己啓発やキャリア形成のため、研修の実施やロールモデルの提示、メンター制度の実施、女性職員のネットワーク支援等により女性職員の育成を促進します。	マネジメント研修、キャリア・モチベーション研修に加え、女性活躍研修を実施するとともに、ランチミーティングの場を提供した。	3、計画どおり	女性活躍研修やランチミーティングを通じて、女性活躍推進の視点から働きやすい環境づくりについて職員同士の意見交換・交流を図った。	引き続き女性職員の活躍推進や男女が働きやすい職場づくりをめざし、取り組みを進める。	組織検討会議を実施し、各部の課題や業務改善等について話し合い、だれもが働きやすい職場環境づくりについて、検討していく。	秘書人事課
Ⅰ	1	(3)	市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大	＜防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大＞泉南市防災計画に基づく地域マニュアルに女性や高齢者、外国人などの視点を反映させるよう、方針決定過程における女性の参画を泉南市男女平等参画条例に基づき拡大します。	「泉南市防災計画」及び同計画に基づくマニュアルにおいて、女性、高齢者、外国人などの視点を反映させることができるように努めた。	3、計画どおり	高齢者に近い年代の視点として、自主防災組織協議会などでの意見を参考に反映させることができるよう会議等で情報収集を行った。女性の視点として、危機管理課女性職員を対象に、それらの視点を反映させることができるよう会議等に参加してもらった。	今後の各種計画やマニュアル作成において、方針決定過程における女性や高齢者・外国人などの意見を聴取できる方法を考えていく	引き続き、各種計画やマニュアル作成時に、自主防災組織・危機管理課女性職員・女性消防団の意見を聞く機会を設ける。	危機管理課

主要施策2　男女が協働で行う地域活動の促進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	6年度進捗実績	6年度進捗度	6年度の成果とその取り組み方並びにどのような努力を行ったか（できなかった場合はその理由も含む）	7年度実施計画	7年度実施計画を実現するため、どのような取り組みを行いますか。	担当課
Ⅰ	2	(1)	地域活動における男女平等参画推進の基盤づくり	＜区・自治会の男女平等参画の促進＞男女平等参画の視点を踏まえた地域ネットワークの構築を図り、地域コミュニティの再生を図ります。	区、自治会等の役員を含む人権啓発推進協議会との協働で、男女参画が促進されるよう、情報と機会を提供するための講座や講演会を実施した。	3、計画どおり	協働で講座等を行うことにより、人権啓発推進協議会構成員の方々等にも、男女参画に対する啓発、意識の高揚を図る。	協働で講座等を行うことにより、人権啓発推進協議会構成員の方々等にも、男女参画に対する啓発、意識の高揚を図る。	協働で講座等を行うことにより、人権啓発推進協議会構成員の方々等にも、男女参画に対する啓発、意識の高揚を図る。	人権推進課
Ⅰ	2	(1)	地域活動における男女平等参画推進の基盤づくり	＜区・自治会の男女平等参画の促進＞男女平等参画の視点を踏まえた地域ネットワークの構築を図り、地域コミュニティの再生を図ります。	所管団体等への情報提供に努めた。	3、計画どおり	所管団体等への情報提供を行うことで、自治会の男女平等参画の促進につながった。	所管団体等への情報提供を行うことで、自治会の男女平等参画の促進につなげる。	所管団体等への情報提供を行う。	政策推進課
Ⅰ	2	(2)	地域活動が行われている場を活用した男女平等の推進	＜区・自治会活動を通しての地域への男女平等参画の浸透＞区・自治会役員を男女平等推進員として男女平等参画の気運を醸成します。	自治会等の役員を含む人権啓発協議会との協働で講座や講演会を開催することにより、男女平等参画を促進することができた。 2024憲法週間＆男女共同参画週間「市民の集い」で岸野令子氏を講師にお招きし、講演及び映画上映を開催した。（参加人数：170名）	3、計画どおり	協働で講座等を行うことにより、人権啓発推進協議会構成員の方々等にも、男女参画に対する啓発、意識の高揚を図る。	協働で講座等を行うことにより、人権啓発推進協議会構成員の方々等にも、男女参画に対する啓発、意識の高揚を図る。	協働で講座等を行うことにより、人権啓発推進協議会構成員の方々等にも、男女参画に対する啓発、意識の高揚を図る。	人権推進課
Ⅰ	2	(2)	地域活動が行われている場を活用した男女平等の推進	＜区・自治会活動を通しての地域への男女平等参画の浸透＞区・自治会役員を男女平等推進員として男女平等参画の気運を醸成します。	所管団体等への情報提供に努めた。	3、計画どおり	所管団体等への情報提供を行うことで、自治会の男女平等参画の促進につながった。	所管団体等への情報提供を行うことで、自治会の男女平等参画の促進につなげる。	所管団体等への情報提供を行う。	政策推進課
Ⅰ	2	(2)	地域活動が行われている場を活用した男女平等の推進	＜男女平等参画による地域の文化活動の促進＞文化の伝承など地域の文化活動に、男女ともに多様な年齢層の参加促進を図ります。	地域の文化や泉南市の歴史等に親しみを持ってもらう地域講座（「漢字文化圏への旅」、参加人数20人）を開催した。また、地域の文化活動団体への資料貸出等を行った。	3、計画どおり	地域講座には、定員を超える申込みがあった。また地域の情報コーナーでは、市内の文化活動ちらしを配布し、多様な年齢層への広報に努めた。	地域の文化や泉南市の歴史等に親しみを持ってもらう地域講座を開催する。また、地域の文化活動団体への資料貸出等を行う。	引き続き、地域の文化活動の積極的な情報収集やボランティアとの協力事業、講師を招いての講座等を実施する。	文化振興課図書館
Ⅰ	2	(2)	地域活動が行われている場を活用した男女平等の推進	＜男女平等参画による地域の文化活動の促進＞文化の伝承など地域の文化活動に、男女ともに多様な年齢層の参加促進を図ります。	老若男女問わず伝統文化に触れることができるように市内各地に残される盆踊りを伝承する団体を支援した。 日舞、茶華道など日本の伝統芸能を学ぶ団体が子どもたちに教室を行う際に国の支援金を受けることができるよう積極的に働きかけた。	3、計画どおり	伝統的盆踊りを伝承する団体に対する支援−3団体 文化庁「伝統文化親子教室事業」採択団体−1団体	老若男女問わず伝統文化に触れることが出来るように市内各地に残される盆踊りを伝承する団体を支援引き続き行う。 日舞、茶華道など日本の伝統芸能を学ぶ団体が子どもたちに教室を行う際に国の支援金を受けることが出来るよう積極的に働きかけを行う。	講座等のチラシの配架に加えて啓発の機会を設ける。	生涯学習課
Ⅰ	2	(2)	地域活動が行われている場を活用した男女平等の推進	＜ボランティア活動への男女平等参画の促進＞まちづくりや子ども・高齢者の見守り活動など、地域の課題解決に向けた地域活動に多様な年齢層の男女がともに参画することを促進します。	ステップネット会議(せんなん男女平等参画ルームネットワーク会議)を年3回開催し、さまざまな世代のグループ構成員の交流を図った。登録団体によるLINEのオープンチャットを開設し、各グループの活動情報の共有を図った。	2、計画をやや上回る	ステップネット会議(せんなん男女平等参画ルームネットワーク会議)を通じ、さまざまな世代のグループ構成員の交流を図り、講座内容や、ルームのあり方について意見交換を行った。	ステップネット会議(せんなん男女平等参画ルームネットワーク会議)を通じ、さまざまな世代のグループ構成員の交流を図る。	ステップネット会議(せんなん男女平等参画ルームネットワーク会議)を通じ、さまざまな世代のグループ構成員の交流を図る。	人権推進課

Ⅰ	2	(2)	地域活動が行われている場を活用した男女平等の推進	＜ボランティア活動への男女平等参画の促進＞まちづくりや子ども・高齢者の見守り活動など、地域の課題解決に向けた地域活動に多様な年齢層の男女がともに参画することを促進します。	所管団体等への情報提供に努めた。	3、計画どおり	ABC委員会を構成している各事業部それぞれの活動、また合同事業の活動計画・実施を通じて世代間交流の実施を図ることで、ボランティア活動への男女平等参画の促進につながった。	ABC委員会を構成している各事業部それぞれの活動、また合同事業の活動計画・実施を通じて世代間交流の実施を図る。	ABC委員会を構成している各事業部それぞれの活動、また合同事業の活動計画・実施を通じて世代間交流の実施を図ることで、ボランティア活動への男女平等参画につなげる。	政策推進課
Ⅰ	2	(2)	地域活動が行われている場を活用した男女平等の推進	＜ボランティア活動への男女平等参画の促進＞まちづくりや子ども・高齢者の見守り活動など、地域の課題解決に向けた地域活動に多様な年齢層の男女がともに参画することを促進します。	泉南市社会福祉協議会へ委託し、ボランティアセンターを設置。またボランティア育成講座やチラシなどで広報活動を実施した。	3、計画どおり	グループボランティアでは、清掃ボランティアや手話サークルなどを開催した。また専門知識を有した講師を招き講座を実施た。 他にも、ボランティア通信「スマイル」を定期発行し、普及啓発に努めた。	継続して実施	引き続き、ボランティア活動を継続させられるように、普及啓発に努め地域への働きかけを実施していく行う。	長寿社会推進課
Ⅰ	2	(2)	地域活動が行われている場を活用した男女平等の推進	＜男女平等の視点に立った地域における子どもの学習や体験の場づくり＞子どもたちが学習や体験活動の中で男女平等意識を育めるよう学習や体験の場づくりを充実します。	埋蔵文化財センターにおける体験型プログラム（年12回）や市内各校園に対する出張授業（年10回）では、対象年齢や性別によって達成度が左右されない内容を選択し、実施している。 （まいぶんクラブ参加者95人　内女性人数62名　女性比率65%） また、企画段階から市民ボランティアと協働で実施するイベントにおいては、女性ボランティアの意見を積極的に取り入れることで、広く親子連れの来場を促している。	3、計画どおり	いずれの行事、プログラムにおいても、参加者が「来てよかった」、「また来てみたい」と思う、程よい達成感が得られるように、指導して頂く市民ボランティアに、各参加者に対してきめ細やかなフォローをお願いしている。 様々な機会を通して、発表や自己実現の場を求めている幅広い個人や団体等に声かけすることで、行事、イベントの担い手を増やしていく必要がある。特に子育て世代の獲得が必須であると考えている。	従来通りの体験型プログラムや出張授業、市民協働型イベントにおいて、積極的に幅広い市民ボランティア、団体等の参加を促し、世代間交流を通した男女平等意識の醸成に努める。	講座等のチラシの配架に加えて啓発の機会を設ける。	生涯学習課
Ⅰ	2	(2)	地域活動が行われている場を活用した男女平等の推進	＜男女平等の視点に立った地域における子どもの学習や体験の場づくり＞子どもたちが学習や体験活動の中で男女平等意識を育めるよう学習や体験の場づくりを充実します。	小中学生によるジュニア司書クラブ活動などで、子どもたちの学習や体験活動の場を提供した。（活動回数24回、のべ参加人数192人） 職業体験や社会見学等の機会を利用し学習機会の提供を行った。	3、計画どおり	子どもたちの積極的な活動の場として、お互いの意識を高めあう学習の場であり、体験の場となった。	子どもたちの学習や体験活動の場を提供する。	引き続き、子ども向けの行事やジュニア司書クラブ活動など、子どもが学習し体験できる機会を増やす。 職業体験や社会見学等の機会を利用し学習機会の提供を行う。	文化振興課図書館
Ⅰ	2	(2)	地域活動が行われている場を活用した男女平等の推進	＜男女平等の視点に立った地域における子どもの学習や体験の場づくり＞子どもたちが学習や体験活動の中で男女平等意識を育めるよう学習や体験の場づくりを充実します。	講座参加者や居場所事業参加者に固定的な性差別にとらわれない視点で事業実施を行った。また施設のトイレについては、開設時に男女別にされていたが、オールジェンダートイレとして、マークを作成しかかげている。	3、計画どおり	男女の区別や障害の有無、年齢の差異に関係なく誰もが安全に安心して過ごせる環境整備を行い、居場所事業や講習講座を実施した。	全ての講座や居場所事業において、人権尊重の視点で計画している。	泉南市子どもの権利条例を中心にした誰もが安全に安心して過ごせるよう利用者への関わり方について共有している。	生涯学習課（青少年センター）
Ⅰ	2	(3)	地域・防災分野等への女性の参画促進	＜防災・災害復興の取組への男女平等参画＞「泉南市防災計画」及び同計画に基づくマニュアルに女性や高齢者外国人などの視点を反映させるよう働きかけます。	「泉南市防災計画」及び同計画に基づくマニュアルにおいて、女性、高齢者、外国人などの視点を反映させることができるように努めた。	3、計画どおり	高齢者に近い年代の視点として、自主防災組織協議会などでの意見を参考に、反映させることができるよう会議等で情報収集を行った。女性の視点として、危機管理課女性職員を対象に、それらの視点を反映させることができるよう会議等に参加してもらった。	今後のマニュアル作成や修正において、外国人などの意見を聴取できる方法を考えていく	今後も高齢者の視点として、自主防災組織の協議会などでの意見を反映させることができるよう会議等で情報収集を行う。 また、外国人の視点については、インターネット等で情報収集を行う。	危機管理課
Ⅰ	2	(3)	地域・防災分野等への女性の参画促進	＜女性の視点を取り入れた避難所の運営＞地域の避難所運営において、男女のニーズの違い等に配慮し、女性の視点を取り入れた運営が行われるよう協力、支援を行います。	「泉南市防災計画」及び同計画に基づくマニュアルにおいて、女性の視点を反映させることができるように努めた。	3、計画どおり	女性の視点として、危機管理課職員・市女性職員・女性消防団などを対象に、それらの視点を反映させることができるようヒアリングや会議等で情報収集を行った。	今後のマニュアル作成や修正において、女性の意見を反映できる方法を考えていく	今後も役職や配属に関係なく女性の視点として、市女性職員や関係団体を対象に、それらの視点を反映させることができるようヒアリングや会議等で情報収集を行う。	危機管理課

男女平等参画社会の実現に向けた意識づくり

基本目標　II

基本目標Ⅱ　男女平等参画社会の実現に向けた意識づくり

主要施策3　男女平等参画の理解の推進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	6年度進捗実績	6年度進捗度	6年度の成果とその取り組み方並びにどのような努力を行ったか（できなかった場合はその理由も含む）	7年度実施計画	7年度実施計画を実現するため、どのような取り組みを行いますか。	担当課
Ⅱ	3	(1)	男女平等参画の理解を深めるための広報・啓発の充実	＜市民に向けた広報・啓発の充実＞広報紙や市のホームページ等の多様な媒体を活用するとともに、講演会や講座等のあらゆる機会をとらえて、性別に基づく無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）をはじめ、男女平等参画の意識啓発を進めます。	男女平等参画情報誌「Step」29号は、災害時に誰もが安心して過ごせる理想的な避難所について考えることをテーマとし、「市民の集い」や、地域の防災会議において配布した。 相談員・支援員のためのスキルアップ講座では、自身のジェンダーバイアスについて気づくことができる内容であった。 （参加人数：23名）	1、計画を大幅に上回る	Stepは広報紙や市のホームページに掲載することで、男女平等参画への理解を深めることにつながった。 また、男女平等参画社会づくり講座、男女平等参画宣言都市講演会を実施し、啓発に務めた。	男女平等参画への理解を深めるため、Stepは定期的に広報紙や市のホームページに掲載し、男女平等参画社会づくり講座、男女平等参画宣言都市講演会を実施し、啓発を進める。	男女平等参画への理解を深めるため、Stepは定期的に広報紙や市のホームページに掲載し、男女平等参画社会づくり講座、男女平等参画宣言都市講演会を実施し、啓発を進める。	人権推進課
Ⅱ	3	(1)	男女平等参画の理解を深めるための広報・啓発の充実	＜市民に向けた広報・啓発の充実＞広報紙や市のホームページ等の多様な媒体を活用するとともに、講演会や講座等のあらゆる機会をとらえて、性別に基づく無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）をはじめ、男女平等参画の意識啓発を進めます。	毎月の広報紙において、シリーズ人権のコーナーを設け、その一部で男女平等参画の情報を掲載した。 また、市ウェブサイト及び市公式LINEにおいても、男女平等参画の取組や講座についての情報発信を行った。	3、計画どおり	広報紙や市ウェブサイト、市公式LINEを活用し、広く市民に情報発信を行った。	広報紙や市ウェブサイト、市公式SNSにおいて、男女平等参画についての情報発信を継続する。	広報紙では毎月1ページをシリーズ人権として設け、その中で男女平等参画の情報を掲載する。市ウェブサイト及び市公式SNSでも同様に男女平等参画の取組や活動についての情報発信を行う。	ふるさと戦略課
Ⅱ	3	(1)	男女平等参画の理解を深めるための広報・啓発の充実	＜市民との協働でつくる男女平等参画事業の推進＞男女平等参画の考え方を浸透させるために市民との協働による取組を進めます。	グループの活動拠点となる「男女平等参画ルーム」を学習の場として提供し、ステップネット会議（せんなん男女平等参画ルームネットワーク会議）を開催し、市民グループの支援を行った。	2、計画をやや上回る	登録グループの連携と相互理解を図るため、ステップネット会議（せんなん男女平等参画ルームネットワーク会議）を年3回開催し、さまざまな世代のグループ構成員の交流を図った。登録団体によるLINEのオープンチャットを開設し、各グループの活動情報の共有を図った。	グループの活動拠点となる「男女平等参画ルーム」を学習の場として提供し、市民グループの支援を行う。	登録グループの連携と相互理解を図るため、ネットワーク（ステップネット）を組織し、交流、情報交換を図る。	人権推進課
Ⅱ	3	(1)	男女平等参画の理解を深めるための広報・啓発の充実	＜市民との協働でつくる男女平等参画事業の推進＞男女平等参画の考え方を浸透させるために市民との協働による取組を進めます。	所管団体等への情報提供に努めた。	3、計画どおり	所管団体等への情報提供を行うことで、自治会の男女平等参画の促進につながった。	所管団体等への情報提供を行うことで、自治会の男女平等参画の促進につなげる。	所管団体等への情報提供を行う。	政策推進課
Ⅱ	3	(1)	男女平等参画の理解を深めるための広報・啓発の充実	＜事業所等に向けての広報・啓発の推進＞男女平等参画についての理解を深めるため、あらゆる機会を活用して広報、啓発に努めます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課で共有し、市民の方への周知啓発に努めた。	3、計画どおり	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、広報・啓発に努めた。	就労の場における男女平等を推進するために、積極的な情報発信に努める。	関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発を行う。	産業振興課
Ⅱ	3	(1)	男女平等参画の理解を深めるための広報・啓発の充実	＜固定的な性別役割にとらわれない家庭教育の推進＞乳幼児家庭教育学級や家庭教育学級で性別にとらわれない子育てについての学習機会を提供します。	年2回実施している人権教育講座に講師を招き、内1回として女性の権利に係る歴史や、現代社会における女性の立場をテーマとした講義を実施し、職員や市民の男女平等企画への理解を促した。 （参加者17人）	3、計画どおり	人権教育講座において、性別による偏りをなくすような内容を厳選し、啓発を行っており、引き続き実施していく。	随時情報の提供に努める一方、講座等で学習機会提供を探る。	講座等のチラシの配架に加えて啓発の機会を設ける。	生涯学習課

Ⅱ	3	(1)	男女平等参画の理解を深めるための広報・啓発の充実	＜固定的な性別役割にとらわれない家庭教育の推進＞乳幼児家庭教育学級や家庭教育学級で性別にとらわれない子育てについての学習機会を提供します。	妊婦とその家族を対象に「はじめまして！赤ちゃん」（両親教室）を開催し、妊娠期からお産、育児の話や妊婦体験・沐浴体験を行った。夫婦で参加しやすいよう日曜日に開催した。 参加者数：36名（18組）	3、計画どおり	年3回開催し、妊婦及びその夫（パートナー）が参加した。夫婦での参加が多く、夫婦で赤ちゃんを迎えるための知識の習得や沐浴実習に取り組むことができた。	年3回（4か月に1回）実施する。	妊娠期及び出産・育児について、夫婦で学び、理解を深めることで、夫（パートナー）の役割について考える機会とする。 広報紙、HP、子育てアプリ「せんくまっこナビ」等で周知を行う。	保健推進課
Ⅱ	3	(1)	男女平等参画の理解を深めるための広報・啓発の充実	＜固定的な性別役割にとらわれない家庭教育の推進＞乳幼児家庭教育学級や家庭教育学級で性別にとらわれない子育てについての学習機会を提供します。	性別にとらわれない子育ての機会として親子で参加できる公民館講座を開催した。 ・夏期こども化石教室　　1回　23人 ・出前保育ひだまりと共催　1回　32人 ・青少年センターと共催　マドラーづくり 1回　17人 ・人形劇クラルテがやってきる　1回　102人	3、計画どおり	親子で学ぶことで、父親も積極的に育児に自然に参加できるような講座開催に務めた。	講座等の開催	魅力的な内容で、講座参加者を増やしていく方策の研究を行っていく。	文化振興課公民館
Ⅱ	3	(1)	男女平等参画の理解を深めるための広報・啓発の充実	＜固定的な性別役割にとらわれない家庭教育の推進＞乳幼児家庭教育学級や家庭教育学級で性別にとらわれない子育てについての学習機会を提供します。	具体的な取組に沿った子育て講座を開催した。 講座開催回数　11回 受講人数　119人 一時保育　114人	3、計画どおり	保護者が必要とする内容を含んだ講座を開催した。また父親の参加も積極的に呼びかけた。	具体的な取り組みに沿った子育て講座を開催する。	保護者が必要とする内容を含んだ講座を開催する。また講座の時間に子どもを一時保育することで参加しやすい環境を作る。	家庭支援課（子育て支援センター）
Ⅱ	3	(2)	男女平等を推進する文化創造活動の推進	＜子どもに向けた男女平等に関する学習機会の提供〉市民活動グループと協働して子どもが男女の人権や男女平等について学ぶための学習機会の提供を推進します。	子ども向けの資料の充実を図るとともに、職業体験や社会見学等の機会を利用し学習機会の提供を行った。	3、計画どおり	人権や男女平等等についての多様な資料を購入し提供に努めた。 子どもたちが職場を体験したり、見学することで男女の人権や男女平等について学ぶ機会の提供に務めた、	子ども向けの資料の充実を図るとともに、職業体験や社会見学等の機会を利用し学習機会の提供を行う。	引き続き、子ども向け資料の積極的な収集と、資料の団体貸出等の学習機会の提供を行う。	文化振興課図書館
Ⅱ	3	(2)	男女平等を推進する文化創造活動の推進	＜子どもに向けた男女平等に関する学習機会の提供〉市民活動グループと協働して子どもが男女の人権や男女平等について学ぶための学習機会の提供を推進します。	講座参加者や居場所事業参加者に固定的な性差別にとらわれない視点で事業実施を行った。また施設のトイレについては、開設時に男女別にされていたが、オールジェンダートイレとして、マークを作成しかかげている。	3、計画どおり	男女の区別や障害の有無、年齢の差異に関係なく誰もが安全に安心して過ごせる環境整備を行い、居場所事業や講習講座を実施した。	全ての講座や居場所事業において、人権尊重の視点で計画している。	泉南市子どもの権利条例を中心にした誰もが安全に安心して過ごせるよう利用者への関わり方について共有している。	生涯学習課（青少年センター）
Ⅱ	3	(2)	男女平等を推進する文化創造活動の推進	＜子どもに向けた男女平等に関する学習機会の提供〉市民活動グループと協働して子どもが男女の人権や男女平等について学ぶための学習機会の提供を推進します。	人権国際教育課と連携し、「人権教育基本方針・推進プラン」「人権保育基本方針・推進プラン」及び「泉南市男女平等教育基本方針」により、各校園所で人権教育・保育推進計画を作成し、点検・総括を行った。	3、計画どおり	人権国際教育課と連携し、「人権教育基本方針・推進プラン」「人権保育基本方針・推進プラン」及び「泉南市男女平等教育基本方針」により、各校園所で人権教育・保育推進計画を作成し、点検・総括したものを教育計画等に活かす。	「人権教育基本方針・推進プラン」「人権保育基本方針・推進プラン」及び「泉南市男女平等教育基本方針」により、各校園所で人権教育・保育推進計画を作成し、その計画の点検・総括を行う。	・年度初めに人権教育・保育推進計画作成提出の依頼を行う。 ・年度末には各学校園で点検総括を行い、提出をするよう依頼を行う。	指導課
Ⅱ	3	(2)	男女平等を推進する文化創造活動の推進	＜子どもに向けた男女平等に関する学習機会の提供〉市民活動グループと協働して子どもが男女の人権や男女平等について学ぶための学習機会の提供を推進します。	「人権保育・教育基本方針・推進プラン」及び「泉南市男女平等教育基本方針」により、各校園所で人権教育・保育推進計画を作成し、年度末に点検・総括を行った。	3、計画どおり	各校園所で年度当初に立てた計画をもとに発達年齢に応じた男女平等に関する取組が実施できている。	各校園所での人権教育・保育推進計画に基づく、男女平等に関する取組の実施。	年度初めに人権教育・保育推進計画作成提出の依頼を行う。 年度末には各学校園で点検総括を行い、提出をするよう依頼を行う。	人権国際教育課

Ⅱ	3	(2)	男女平等を推進する文化創造活動の推進	＜男女平等参画の視点に立った文化活動の推進＞ 市民の多様な文化創造活動が男女平等参画の視点で実践されるよう活動支援を行います。	男女がともに参加できる文化創造活動である、公民館まつりを開催、支援した。 各公民館にあるクラブ協議会等の事務局として支援した。	3、計画どおり	公民館まつり開催、クラブ連絡協議会等の運営等が円滑に行われるように取り組んだ。	公民館まつりの開催支援 クラブ協議会等の運営等支援	引き続き公民館まつり開催、クラブ協議会等の運営等が円滑に行われるよう取り組みを行う。	文化振興課公民館
Ⅱ	3	(2)	男女平等を推進する文化創造活動の推進	＜男女平等参画の視点に立った文化活動の推進＞ 市民の多様な文化創造活動が男女平等参画の視点で実践されるよう活動支援を行います。	埋蔵文化財センターにおける体験型プログラムや市内各校園に対する出張授業では、対象年齢や性別によって達成度が左右されない内容を選択し、実施している。 また企画段階から市民ボランティアと協働で実施するイベントにおいては、女性ボランティアの意見を積極的に取り入れることで、広く親子連れの来場を促している。	3、計画どおり	いずれの行事、プログラムにおいても、参加者が「来てよかった」、「また来てみたい」と思う、程よい達成感が得られるように、指導して頂く市民ボランティアに、各参加者に対してきめ細やかなフォローをお願いしている。 様々な機会を通して、発表や自己実現の場を求めている幅広い個人や団体等に声かけすることで、行事、イベントの担い手を増やしていく必要がある。特に子育て世代の獲得が必須であると考えている。	老若男女問わず伝統文化に触れることが出来るように市内各地に残される盆踊りを伝承する団体を支援引き続き行う。 日舞、茶華道など日本の伝統芸能を学ぶ団体が子どもたちに教室を行う際に国の支援金を受けることが出来るよう積極的に働きかけを行う。	講座等のチラシの配架に加えて啓発の機会を設ける。	生涯学習課
Ⅱ	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜情報発信の表現の見直し＞広報紙や市のホームページ等において、固定的な性差観にとらわれない、人権尊重の表現を推進します。	広報紙や市ウェブサイトにおいては、すべての掲載記事で固定的な性差観にとらわれることのない人権尊重の表現の使用を心掛け、読者が誤解を招きやすい表現を避けるよう作成した。 また、各種SNSにおいても性差感にとらわれることのない表現をこころがけ、発信をおこなった。	3、計画どおり	広報紙や市ウェブサイト掲載、SNS投稿について、人権尊重の表現を心がけ、課内でも確認作業を徹底した。	広報紙や市ウェブサイト、SNSについて、固定的な性差にとらわれない表現を行うよう努める。	広報紙や市ウェブサイトにおいては、すべての掲載記事で固定的な性差観にとらわれることのない人権尊重の表現の使用を心掛け、読者が誤解を招きやすい表現を避けるよう作成する。	ふるさと戦略課
Ⅱ	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜情報発信の表現の見直し＞広報紙や市のホームページ等において、固定的な性差観にとらわれない、人権尊重の表現を推進します。	広報紙や市のホームページ等において、ジェンダーフリーに配慮した表現の推進を図った。	3、計画どおり	広報紙や市のホームページ等において、ジェンダーフリーに配慮した表現の推進を図った。	広報紙や市のホームページ等において、ジェンダーフリーに配慮した表現の推進を図る。	広報紙や市のホームページ等において、ジェンダーフリーに配慮した表現の推進を図る。	人権推進課
Ⅱ	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜男女平等の表現に関する学習機会の充実＞市民や地域団体・事業所等が男女平等の視点に配慮した表現について学べる機会の提供を推進します。	男女平等参画情報誌「Step」29号を通じて、避難所には多様な人々がいるという認識を持つことを促し、男女平等の視点に配慮した表現についても学べる機会を提供した。	2、計画をやや上回る	男女平等参画情報誌「Step」29号を通じて、避難所には多様な人々がいるという認識を持つことを促し、男女平等の視点に配慮した表現についても学べる機会を提供した。	講座や講演会、啓発誌を通じて、男女平等の視点に配慮した表現について学べる機会を提供する。	講座や講演会、啓発誌を通じて、男女平等の視点に配慮した表現について学べる機会を提供する。	人権推進課
Ⅱ	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及＞学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力（メディア・リテラシー）を育みます。	校区の集いにおいて、児童、保護者、地域住民を対象に「メディアリテラシーと情報モラル」「ネット・スマホの賢い使い方」についての講演会を実施した。（樟井小：523名、一丘小：296名）	1、計画を大幅に上回る	小学生にもわかりやすい内容で、ネットやスマホとの付き合い方、情報モラルについて学ぶことができ、親子で話をするきっかけを提供することができた。	講座や講演会を通じて、男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及に努める。	男女平等参画社会づくり講座及び男女平等参画都市宣言啓発講演会、校区の集いなどを通して啓発を行う。	人権推進課
Ⅱ	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及＞学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力（メディア・リテラシー）を育みます。	各学校園で情報処理・情報発信能力をつけるための学習やメディアリテラシー能力を育むための学習を進めた。	3、計画どおり	インターネット上の人権侵害について、大阪府が作成した教材や、各校園所での独自教材をつかった取組が実施されている。	各校のカリキュラムに基づく情報処理や情報発信の取組を進める。とりわけ、インターネット上の人勧侵害に関わる取組について、力を入れる。	年度初めのヒアリングや担当者会等で各校の計画を出してもらう。	人権国際教育課

Ⅱ	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及＞学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力（メディア・リテラシー）を育みます。	各校で、「総合的な学習」の時間及び「道徳」の時間に情報モラルの指導を行い、その中で人権や著作権、ネットワーク上のルールやマナーについて学習を実施した。	3、計画どおり	学習指導の場面だけでなく、情報活用能力系統表を作成し、その中でデジタルシティズンシップの観点も重視するするよう、各校の担当者へ伝えた	引き続き児童生徒に対し男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及に努め、情報処理・情報発信能力の育成を図るとともに教職員や保護者に対しても男女平等、男女共同参画の啓発・推進に努める。	学校園における情報モラル教育を推進し、各校において系統表を作成。保護者に対しても広く啓発する。	指導課
Ⅱ	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及＞学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力（メディア・リテラシー）を育みます。	人権教育講座において、メディア・リテラシーに配慮した。	3、計画どおり	限られた講座数の中で直接的にメディアリテラシーを取り上げる内容の講座を毎年実施するのは困難で有る為、内容の一部に配慮するにとどまることが課題である。	随時情報の提供に努める一方講座等で学習機会提供を探る。	講座等のチラシの配架に加えて啓発の機会を設ける。	生涯学習課
Ⅱ	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及＞学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力（メディア・リテラシー）を育みます。	パソコンを通して共に学びあうクラブを定期利用登録し、使用料の減免措置や備品、Wi－Fi利用を支援することで情報処理、情報発信能力をつけるとともにメディアリテラシーを育んだ。	3、計画どおり	クラブ等の活動が円滑に行われるように様々な措置を行った。	クラブ等の活動等支援	引き続き、クラブ等の活動等が円滑に行われるよう取り組みを行う。	文化振興課公民館
Ⅱ	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜メディア・リテラシーに関するセミナーの開催＞男女平等参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力（メディア・リテラシー）を養うための啓発・学習機会を提供します。	校区の集いにおいて、児童、保護者、地域住民を対象に「メディアリテラシーと情報モラル」「ネット・スマホの賢い使い方」についての講演会を実施した。（樽井小：523名、一丘小：296名）	1、計画を大幅に上回る	小学生にもわかりやすい内容で、ネットやスマホとの付き合い方、情報モラルについて学ぶことができ、親子で話をするきっかけを提供することができた。	講座や講演会を通じて、男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及に努める。	男女平等参画社会づくり講座及び男女平等参画都市宣言啓発講演会、校区の集いなどを通して啓発を行う。	人権推進課
Ⅱ	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜メディア・リテラシーに関するセミナーの開催＞男女平等参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力（メディア・リテラシー）を養うための啓発・学習機会を提供します。	人権教育講座において、メディア・リテラシーに配慮した。	3、計画どおり	限られた講座数の中で直接的にメディアリテラシーを取り上げる内容の講座を毎年実施するのは困難で有る為、内容の一部に配慮するにとどまることが課題である。	随時情報の提供に努める一方講座等で学習機会提供を探る。	講座等のチラシの配架に加えて啓発の機会を設ける。	生涯学習課
Ⅱ	3	(3)	メディアにおける人権の尊重	＜メディア・リテラシーに関するセミナーの開催＞男女平等参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力（メディア・リテラシー）を養うための啓発・学習機会を提供します。	日々の生活に役立つ多様な資料を収集し、学習機会の提供を行った。	3、計画どおり	多様なニーズに対応できるよう、様々な資料や情報の収集に努めた。	日々の生活に役立つ多様な資料を収集し、学習機会の提供を行う。	引き続き、多様なニーズに対応できるよう様々な情報の収集に努める。	文化振興課図書館

主要施策4　子どもの頃からの教育及び意識啓発の推進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	6年度進捗実績	6年度進捗度	6年度の成果とその取り組み方並びにどのような努力を行ったか（できなかった場合はその理由も含む）	7年度実施計画	7年度実施計画を実現するため、どのような取り組みを行いますか。	担当課
Ⅱ	4	(1)	男女平等を推進する学校教育の充実	＜市立の幼稚園・小・中学校における男女平等教育の推進＞「泉南市男女平等教育基本方針」に基づき、男女平等教育を推進します。	「人権保育・教育基本方針・推進プラン」及び「泉南市男女平等教育基本方針」により、各校園所で人権教育・保育推進計画を作成し、年度末に点検・総括を行った。	3、計画どおり	各校園所で年度当初に立てた計画をもとに発達年齢に応じた男女平等に関する取組が実施できている。	各校園所での人権教育・保育推進計画に基づく、男女平等に関する取組の実施。	年度初めに人権教育・保育推進計画作成提出の依頼を行う。 年度末には各学校園で点検総括を行い、提出をするよう依頼を行う。	人権国際教育課
Ⅱ	4	(1)	男女平等を推進する学校教育の充実	＜市立の幼稚園・小・中学校における男女平等教育の推進＞「泉南市男女平等教育基本方針」に基づき、男女平等教育を推進します。	「泉南市男女平等教育基本方針」に基づき、学校園長を通じ、取組の推進について確認することができた。	3、計画どおり	「泉南市男女平等教育基本方針」に基づき、学校園教育計画に男女平等教育を位置づけ、担当者を設けるなど、学校園内における教職員研修の充実を図った。	「人権教育基本方針・推進プラン」「人権保育基本方針・推進プラン」及び「泉南市男女平等教育基本方針」により、各校園所で人権教育・保育推進計画を作成し、その計画の点検・総括を行う。	・年度初めに人権教育・保育推進計画作成提出の依頼を行う。 ・年度末には各学校園で点検総括を行い、提出をするよう依頼を行う。	指導課
Ⅱ	4	(1)	男女平等を推進する学校教育の充実	＜性別にとらわれない職業観等の育成＞性別にかかわらず多様な職業選択を可能にする職業観の醸成を図るとともに、児童生徒の発達段階に応じて男女平等の視点に立った教育に取組みます。	「人権保育・教育基本方針・推進プラン」及び「泉南市男女平等教育基本方針」により、各校園所で人権教育・保育推進計画を作成し、年度末に点検・総括を行った。	3、計画どおり	各校園所で年度当初に立てた計画をもとに発達年齢に応じた男女平等に関する取組が実施できている。	各校園所での人権教育・保育推進計画に基づく、男女平等に関する取組の実施。	年度初めに人権教育・保育推進計画作成提出の依頼を行う。 年度末には各学校園で点検総括を行い、提出をするよう依頼を行う。	人権国際教育課
Ⅱ	4	(1)	男女平等を推進する学校教育の充実	＜性別にとらわれない職業観等の育成＞性別にかかわらず多様な職業選択を可能にする職業観の醸成を図るとともに、児童生徒の発達段階に応じて男女平等の視点に立った教育に取組みます。	各中学校校区で、年に数回、キャリア教育推進会議を開催し、9年間（12年間）を見通した、指導計画を作成した。その中で、職業観の醸成を図るとともに、性による職業観への指導についても実施した。	3、計画どおり	各中学校で開かれる、キャリア教育推進会議に指導主事が参加し、各校の取組みへの支援を行った。	発達段階に応じた職業観、男女平等の精神を育むことができるように各校において道徳教育の指導計画を作成する。	各小中学校において道徳教育を推進し、児童生徒の職業観を醸成する。そのためにも、各校での道徳指導研修の実施を呼びかける。	指導課
Ⅱ	4	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜教職員の研修の充実＞教育関係者のジェンダーに対する理解を深め、男女平等参画の視点をもった教育・保育の実践につながる研修を充実するとともに、自主的な研究活動を支援します。	各学校園でジェンダーに対する理解を深めるため、性的マイノリティの当事者との出会いや多様な性と出会う取組を進めた。	2、計画をやや上回る	各校園所で、ジェンダー平等に関する取組を発達年齢に応じた形で系統性を意識して取り組めている。特に、当事者と出会い学習をする形で実施している学校園もある。	各校園所での人権教育・保育推進計画に基づく、ジェンダー平等に関する取組の実施。	年度初めに人権教育・保育推進計画作成提出の依頼を行う。 年度末には各学校園で点検総括を行い、提出をするよう依頼を行う。	人権国際教育課
Ⅱ	4	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜教職員の研修の充実＞教育関係者のジェンダーに対する理解を深め、男女平等参画の視点をもった教育・保育の実践につながる研修を充実するとともに、自主的な研究活動を支援します。	人権国際教育課と連携し、「泉南市男女平等教育基本方針」に基づき、男女平等教育を推進した。性の多様性から、自分と向き合うきっかけとするとともに、どんな性も排除しない校園所作りに向けて、当事者と出会う研修を実施した。	3、計画どおり	教職員のジェンダーに対する理解を深めるため、学校園所の園内研修や人権研修において、LGBT当事者との出会いや講演をきくことができた。	性の多様性から、自分と向き合うきっかけとするとともに、どんな性も排除しない校園所作りに向けて、当事者と出会う研修を計画する。	教職員のジェンダーに対する理解を深めるため、学校園所の園内研修において、LGBT当事者との出会いや多様な性と出会う取組を推進する。	指導課

Ⅱ	4	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜教職員の研修の充実＞ 教育関係者のジェンダーに対する理解を深め、男女平等参画の視点をもった教育・保育の実践につながる研修を充実するとともに、自主的な研究活動を支援します。	・各保育施設で、男女平等の視点を含めた人権保育推進計画を作成。その計画に基づいて保育を実施した。	3、計画どおり	・職員会議等で、定期的に評価・見直し等を行い、日頃から職員自身が意識できるようにした。	・各保育施設で、男女平等参画を意識した研修や取組の実施	・人権ヒアリングや様々な研修等で、取組の参考となるような情報を提供し、各施設での取組につながるようにする。	保育子ども課
Ⅱ	4	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜学校、園行事等での固定的な性別役割分担意識の解消の推進＞ 市立校園のPTA活動に男女がともに積極的に参加・参画するよう働きかけます。	学校園行事でのPTA活動に男女両性が積極的に参加・参画するよう、働きかける。	3、計画どおり	コロナ禍により縮小していたPTA活動が少しずつ実施されていることに伴い、PTAが参加・参画する機会も増加している。	各校園所のPTA活動に男女がともに積極的に参加・参画するように働きかける。	各学校園に対するヒアリングの際に、PTA活動の日程や時間帯の工夫等についての働きかけをする。	人権国際教育課
Ⅱ	4	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜学校、園行事等での固定的な性別役割分担意識の解消の推進＞ 市立校園のPTA活動に男女がともに積極的に参加・参画するよう働きかけます。	・送迎時はもちろん、各行事（入園式・卒園式・保育参加・子育て講座等）への父親参加が増えている。	3、計画どおり	・普段から不必要な男女区別を行わないよう意識し、参加しやすい雰囲気づくりを行った。	・様々な保護者参加行事の計画と実施	・参加しやすい雰囲気を作り、男女関係なく参加してもらえるように呼びかける。	保育子ども課
Ⅱ	4	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜保護者への啓発活動の充実＞ 男女平等参画の意識が浸透するように多様な媒体や方法で保護者への情報提供や啓発活動を充実します。	全ての学校園での男女混合名簿をはじめ、制服の見直し等、男女混合の教育活動も定着してきた。	3、計画どおり	男女混合の教育活動を通した情報発信をするなかで理解を求めた。	あらゆる教育活動を通して、男女平等教育について保護者理解に努める。	ヒアリング時に各学校園へ働きかける。	人権国際教育課
Ⅱ	4	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜保護者への啓発活動の充実＞ 男女平等参画の意識が浸透するように多様な媒体や方法で保護者への情報提供や啓発活動を充実します。	人権国際教育課と連携し、「泉南市男女平等教育基本方針」に基づき、男女平等教育を推進した。保護者研修において、当事者と出会う研修の実施やジェンダーに対する理解を深めるための啓発活動を行った。	3、計画どおり	学校園行事でのPTA活動に性別にかかわりなく参加、参画するよう、ジェンダーに対する理解を深めるための啓発を行った。	学校園行事でのPTA活動や保護者研修での情報提供や啓発活動を行う。	学校園行事でのPTA活動に性別にかかわりなく積極的に参加、参画するよう継続的にはたらきかけ、ジェンダーに対する理解を深める。	指導課
Ⅱ	4	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜保護者への啓発活動の充実＞ 男女平等参画の意識が浸透するように多様な媒体や方法で保護者への情報提供や啓発活動を充実します。	・普段から男女関係なく好きなものや好きなことを子ども自身が選べる保育を行い、ジェンダーに関する取組とあわせて、子どもたちの様子を、おたより等で保護者に周知した。	3、計画どおり	・周知する際は、写真や子どものつぶやきに加え、保育者の願いも伝えることで、保護者の理意識改革に努めた。	・情報提供や啓発の継続	・保護者が意識できるような啓発の仕方を考えていく。	保育子ども課

Ⅱ	4	(3)	性に関する理解の促進と健康に対する知識の普及の推進	＜性に関する適切な理解と健康に対する学習の推進＞性的指向や性自認など、性の多様性に対する理解や男女の身体的特徴についての正確な知識を持つことにより、お互いを尊重することができるよう、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導を充実させます。また、薬物乱用防止・飲酒や喫煙への依存に対する注意喚起を継続的に行うとともに、親や青少年等を対象とした学習機会の充実を図ります。	教育関係者のジェンダーに対する理解を深めるため、学校園所の研修において、性的マイノリティの当事者との出会いや多様な性と出会う取組を推進した。 薬物乱用防止・飲酒や喫煙への依存に対する学習を行った。	3、計画どおり	各学校園での性的マイノリティの子どもに関する情報を共有した。また、性的マイノリティに関する法令等に関して、人権教育担当者への情報共有を行った。 関係機関と連携して講師を招いて薬物乱用防止・飲酒や喫煙に関する授業を実施した。	引き続き、発達段階に応じた性に関する学習機会・指導の充実を図る。	ヒアリング時に各学校園へ働きかけ、情報提供を行う。	人権国際教育課
Ⅱ	4	(3)	性に関する理解の促進と健康に対する知識の普及の推進	＜性に関する適切な理解と健康に対する学習の推進＞性的指向や性自認など、性の多様性に対する理解や男女の身体的特徴についての正確な知識を持つことにより、お互いを尊重することができるよう、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導を充実させます。また、薬物乱用防止・飲酒や喫煙への依存に対する注意喚起を継続的に行うとともに、親や青少年等を対象とした学習機会の充実を図ります。	中学校では、LGBTQ＋の当事者を講師に招き、研修会等を実施した。 生徒たち自身もLGBTQ＋について自ら学び、周りの理解がより進むよう、プレゼンテーションを実施した。また、このプレゼンテーションを校区の小学校高学年に向けても実施した。 中学校を中心に薬物乱用、喫煙、飲酒の防止に係る授業や警察やサポートセンター等の関係機関とも協力しながら啓発を行った。	3、計画どおり	発達段階を踏まえた指導となるよう、保健の授業だけでなく、道徳との関連も踏まえて指導するよう啓発した。 また、薬物乱用防止学習等で、学校教員だけでなく外部講師の依頼することや毎年講師を変更するなどの工夫を行った。	生と性の学習を通しLGBTQ＋に対する確かな知識と理解を深める。飲酒、喫煙、薬物乱用においても確かな知識を得られるように学校外部の組織とも連携を図る。	各学校において体育主任が中心となり体育科の保健領域における推進計画を作成するように発信する。発達段階に応じた指導となるよう低学年から系統立てた指導となるように助言を行う。	指導課
Ⅱ	4	(3)	性に関する理解の促進と健康に対する知識の普及の推進	＜性に関する適切な理解と健康に対する学習の推進＞性的指向や性自認など、性の多様性に対する理解や男女の身体的特徴についての正確な知識を持つことにより、お互いを尊重することができるよう、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導を充実させます。また、薬物乱用防止・飲酒や喫煙への依存に対する注意喚起を継続的に行うとともに、親や青少年等を対象とした学習機会の充実を図ります。	中学校区の集いにおいて、生徒、保護者、地域住民を対象に当事者による講演会「自分らしく生きる道」を開催し、性の多様性について理解を深め、正しい知識を持つための学習機会を提供することができた。（信達中：609名）	1、計画を大幅に上回る	制服の見直しもあり、生徒だけでなく、保護者や地域住民に対しても、性自認や性の多様性について理解を深め、正しい知識を持つための学習機会を提供することができた。	性自認や性の多様性について正しい知識を持つために、講座や講演会を開催し、学習機会の提供する。	男女平等参画社会づくり講座及び男女平等参画都市宣言啓発講演会、校区の集いなどを通して啓発を行う。	人権推進課

Ⅱ	4	(3)	性に関する理解の促進と健康に対する知識の普及の推進	＜性に関する適切な理解と健康に対する学習の推進＞性的指向や性自認など、性の多様性に対する理解や男女の身体的特徴についての正確な知識を持つことにより、お互いを尊重することができるよう、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導を充実させます。また、薬物乱用防止・飲酒や喫煙への依存に対する注意喚起を継続的に行うとともに、親や青少年等を対象とした学習機会の充実を図ります。	・泉南支援学校（高等部）の生徒に対して、性教育を実施し、お互いを尊重することや命の大切さ等について講義を行った（3年生39名）。 ・一丘小学校の生徒に対し、仕事体験を通じて性に関すること内容等についても学んでもらった（小学生195名、あおぞら幼稚園5歳児30名）	3、計画どおり	性教育を通じて、自身を大切にすることについて啓発を行った。	泉南支援学校の教員と調整し、企画・実施する。	より理解しやすいよう、教材や実施内容について検討を行い、実施する。	保健推進課
Ⅱ	4	(3)	性に関する理解の促進と健康に対する知識の普及の推進	＜相談窓口の充実＞さまざまな性に関する相談窓口の情報提供を行います。	相談窓口のパンフレットを配架	3、計画どおり	相談窓口について情報発信を行った。	引き続き、相談窓口の情報発信を行う。	理解しやすいよう、教材や実施内容について見直し・検討を行う。	保健推進課
Ⅱ	4	(3)	性に関する理解の促進と健康に対する知識の普及の推進	＜相談窓口の充実＞さまざまな性に関する相談窓口の情報提供を行います。	公共施設に相談窓口の案内カードを設置するとともに、市の講座、イベントにおいても配布し、情報提供を行った。	2、計画をやや上回る	公共施設のトイレやロビーなどに相談窓口の案内カードを設置するとともに、保健センターでは、、妊婦健診、集団検診等でも配布し、情報提供を行った。	公共施設に相談窓口の案内カードを設置するとともに、市の講座、イベントにおいても配布し、情報提供を行う。	公共施設のトイレやロビーなどに相談窓口の案内カードを設置するとともに、保健センターでは、、妊婦健診、集団検診等でも配布し、情報提供を行う。	人権推進課

主要施策5　多様な選択を可能にする社会教育の推進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	6年度進捗実績	6年度進捗度	6年度の成果とその取り組み方並びにどのような努力を行ったか（できなかった場合はその理由も含む）	7年度実施計画	7年度実施計画を実現するため、どのような取り組みを行いますか。	担当課
Ⅱ	5	(1)	男女平等参画を進める人材育成	＜女性グループの育成支援＞グループ、団体等の求めに応じて、女性の力が活かされるよう助言を行い、活動を支援します。せんなん男女平等参画ルーム「ステップ」の事業などを協働で行うことにより、女性の企画力向上を図ります。また、女性のチャレンジを支援するための多方面にわたる情報の収集と提供をします。	憲法週間＆男女平等参画週間「市民の集い」等において、ステップ登録グループの活動広報やネットワーク拡大を、ステップ登録グループと協働で行った。また、LINEのオープンチャットを活用し、情報提供を行った。	2、計画をやや上回る	憲法週間＆男女平等参画週間「市民の集い」等において、ステップ登録グループの活動広報やネットワーク拡大を、ステップ登録グループと協働で行った。	憲法週間＆男女平等参画週間「市民の集い」等において、ステップ登録グループの活動広報やネットワーク拡大を、ステップ登録グループと協働で行う。	憲法週間＆男女平等参画週間「市民の集い」等において、ステップ登録グループの活動広報やネットワーク拡大を、ステップ登録グループと協働で行う。	人権推進課
Ⅱ	5	(1)	男女平等参画を進める人材育成	＜女性リーダー育成のための支援＞さまざまな分野で男女平等の視点をもった女性リーダーが活躍できるよう、女性リーダーを育成するとともに、女性リーダーがつながるためのネットワーク支援を推進します。	「ステップ」の登録グループが利用しやすい環境を整え、ルームの活動を活性化させ、ネットワークの支援に努めた。	2、計画をやや上回る	女性リーダー育成及び女性リーダーがつながるための支援として、「ステップネット会議」を開催し、活動団体の意見交換や情報提供により、女性のキャリア形成や職域拡大につなげた。	「ステップ」の登録グループが利用しやすい環境を整え、ルームの活動を活性化させ、ネットワークの支援に努める。	女性リーダー育成及び女性リーダーがつながるための支援として、「ステップネット会議」を開催し、活動団体の意見交換や情報提供により、女性のキャリア形成や職域拡大につなげていく。	人権推進課
Ⅱ	5	(1)	男女平等参画を進める人材育成	＜女性リーダー育成のための支援＞さまざまな分野で男女平等の視点をもった女性リーダーが活躍できるよう、女性リーダーを育成するとともに、女性リーダーがつながるためのネットワーク支援を推進します。	所管団体等への情報提供に努めた。	3、計画どおり	所管団体等への情報提供を行うことで、男女平等参画の促進につながった。	所管団体等への情報提供を行うことで、自治会の男女平等参画の促進につなげる。	所管団体等への情報提供を行う。	政策推進課
Ⅱ	5	(1)	男女平等参画を進める人材育成	＜女性リーダー育成のための支援＞さまざまな分野で男女平等の視点をもった女性リーダーが活躍できるよう、女性リーダーを育成するとともに、女性リーダーがつながるためのネットワーク支援を推進します。	事務局として支援している公民館クラブ連絡協議会等において、女性が役員に就任することで、女性の活躍を促進する環境を整えた。	3、計画どおり	クラブ連絡協議会等の運営等が円滑に行われるように取り組んだ。	クラブ協議会等の運営等支援	引き続き、クラブ等の活動等支援が円滑に行われるよう取り組みを行う。	文化振興課公民館
Ⅱ	5	(1)	男女平等参画を進める人材育成	＜女性リーダー育成のための支援＞さまざまな分野で男女平等の視点をもった女性リーダーが活躍できるよう、女性リーダーを育成するとともに、女性リーダーがつながるためのネットワーク支援を推進します。	こどもが中心となって活動する機会を提供する「こどもスタッフ」において、女の子が中心となり企画した行事を多数実施した。	3、計画どおり	男女の区別なく、力を発揮できるよう、意欲あるこどもたちの意見を尊重し、それぞれがリーダーシップを発揮できるようサポートした。	令和7年度も「こどもスタッフ」や「みんな仲良し会議」を通してこどもが意見を出せ、尊重できる機会を多数実施する予定をしている。	引き続き、こどもたちの声を形にするため、必要なサポートを行っていく。	生涯学習課（青少年センター）

Ⅱ	5	(1)	男女平等参画を進める人材育成	＜女性リーダーリストの作成＞地域活動や市民活動、企業など、さまざまな分野で男女平等の視点をもって活躍しているリーダーのリストを作成するとともに女性リーダーがつながるためのネットワーク支援やリストの活用を推進します。	グループの活動拠点となる「男女平等参画ルーム」を学習の場として提供し、ステップネット会議（せんなん男女平等参画ルームネットワーク会議）を開催し、市民グループの支援を行った。	2、計画をやや上回る	登録グループの連携と相互理解を図るため、ステップネット会議(せんなん男女平等参画ルームネットワーク会議)を年3回開催し、さまざまな世代のグループ構成員の交流を図った。登録団体によるLINEのオープンチャットを開設し、各グループの活動情報の共有を図った。	グループの活動拠点となる「男女平等参画ルーム」を学習の場として提供し、市民グループの支援を行う。	登録グループの連携と相互理解を図るため、ネットワーク（ステップネット）を組織し、交流、情報交換を図る。	人権推進課
Ⅱ	5	(1)	男女平等参画を進める人材育成	＜女性のエンパワーメント支援＞働く、学ぶ、交流するなど、さまざまなチャレンジに関する情報を収集するとともに、広報紙や市のホームページ等の多様な媒体を通じて情報提供をします。	社会づくり講座では、「こころとからだのメンテナンス」をテーマとし、ストレスを解消し、自分らしい生き方について学び、女性のエンパワメントにつながる情報を提供できた。（参加人数：延べ53人）	1、計画を大幅に上回る	ストレッチやものづくりを通じて、自分自身と向き合い、社会参画への自信につながる内容であった。	女性のチャレンジを応援する講座を開催する。各市の情報を収集し、必要な情報提供を行う。	女性のチャレンジを応援する講座として「社会づくり講座」を開催し、各市の情報を収集し、必要な情報提供を行う。	人権推進課
Ⅱ	5	(1)	男女平等参画を進める人材育成	＜女性のエンパワーメント支援＞働く、学ぶ、交流するなど、さまざまなチャレンジに関する情報を収集するとともに、広報紙や市のホームページ等の多様な媒体を通じて情報提供をします。	幅広い観点から収集した女性問題に関する図書コーナーを特集し、閲覧や貸出による情報提供を行った。	3、計画どおり	資料の収集に努め、特集コーナー等で多くの方に情報が届くよう広報に努めた。	幅広い観点から収集した女性問題に関する図書コーナーを特集し、閲覧や貸出による情報提供を行う。	引き続き、女性のエンパワメント支援に関する図書の展示、仕事や学習に結び付く資料も含め、幅広い分野の資料の収集に努める。	文化振興課図書館
Ⅱ	5	(1)	男女平等参画を進める人材育成	＜女性のエンパワーメント支援＞働く、学ぶ、交流するなど、さまざまなチャレンジに関する情報を収集するとともに、広報紙や市のホームページ等の多様な媒体を通じて情報提供をします。	広報紙、情報誌や講座ちらしなど、さまざまなチャレンジに関する情報提供を行った。	3、計画どおり	主に学びや交流に関する様々な情報が集まるため、それらを随時情報提供している。	随時情報の提供に努める一方講座等で学習機会提供を探る。	講座等のチラシの配架に加えて啓発の機会を設ける。	生涯学習課
Ⅱ	5	(1)	男女平等参画を進める人材育成	＜女性のエンパワーメント支援＞働く、学ぶ、交流するなど、さまざまなチャレンジに関する情報を収集するとともに、広報紙や市のホームページ等の多様な媒体を通じて情報提供をします。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課で共有し、市民の方への周知啓発に努めた。	3、計画どおり	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、広報・啓発に努めた。	就労の場における男女平等を推進するため、積極的な情報発信に努める。	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、周知・啓発に努める。	産業振興課
Ⅱ	5	(2)	生涯学習に関する情報の提供	＜利用しやすい男女平等参画推進拠点づくり＞せんなん男女平等参画ルーム「ステップ」について、「ステップネット」を中心とした市民が主体的に運営し、交流、情報収集や意見交換などが気軽に行えるように支援します。	ステップネット会議(せんなん男女平等参画ルームネットワーク会議)を年3回開催し、さまざまな世代のグループ構成員の交流を図った。登録団体によるLINEのオープンチャットを開設し、各グループの活動情報の共有を図った。	2、計画をやや上回る	ステップネット会議(せんなん男女平等参画ルームネットワーク会議)を通じ、さまざまな世代のグループ構成員の交流を図り、講座内容や、ルームのあり方について意見交換を行った。	ステップネット会議(せんなん男女平等参画ルームネットワーク会議)を通じ、さまざまな世代のグループ構成員の交流を図る。	ステップネット会議(せんなん男女平等参画ルームネットワーク会議)を通じ、さまざまな世代のグループ構成員の交流を図る。	人権推進課
Ⅱ	5	(2)	生涯学習に関する情報の提供	＜生涯学習に関する情報の提供＞年齢や性別にかかわりなく参加できる生涯学習に関する情報を、さまざまな機会、媒体を通して提供します。	広報紙、情報誌や講座ちらしなど、さまざまなチャレンジに関する情報提供を行った。	3、計画どおり	主に学びや交流に関する様々な情報が集まるため、それらを随時情報提供している。	今後とも多くの方に学習していただけるよう機会とPRを行う。	講座等のチラシの配架に加えて啓発の機会を設ける。	生涯学習課

Ⅱ	5	(2)	生涯学習に関する情報の提供	＜生涯学習に関する情報の提供＞年齢や性別にかかわりなく参加できる生涯学習に関する情報を、さまざまな機会、媒体を通して提供します。	広報紙においては毎月2ページを情報ボックスとして設け、その一部で生涯学習の情報を掲載した。ウェブサイト、SNSにおいても同様に生涯学習の取組や情報の提供を継続的に行った。	3、計画どおり	広報紙やウェブサイト掲載、SNSによる情報発信により広く市民に情報を提供した。	広報やウェブサイト、SNSで生涯学習に関する情報の提供を継続。	広報紙においては毎月2ページを情報ボックスとして設け、その一部で生涯学習の情報を掲載する。ウェブサイト、SNSにおいても同様に生涯学習の取組や情報の提供を継続的に行う。	ふるさと戦略課
Ⅱ	5	(2)	生涯学習に関する情報の提供	＜生涯学習に関する情報の提供＞年齢や性別にかかわりなく参加できる生涯学習に関する情報を、さまざまな機会、媒体を通して提供します。	生涯学習に関する資料を収集し、情報提供を行った。また関係機関のチラシ等を設置し、広く市民に提供した。	3、計画どおり	情報の収集に努めるとともに、生涯学習に関する幅広い資料を購入し提供に努めた。生涯学習に関する情報を「地域の情報コーナー」に設置し提供した。	生涯学習に関する資料を収集し、情報提供を行う。また関係機関のチラシ等を設置し、広く市民に提供する。	引き続き、生涯学習に関する情報や資料を積極的に収集等を行う。	文化振興課図書館
Ⅱ	5	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜男女平等参画に関わる資料などの充実＞図書館資料の充実を図り、関連情報や資料を、積極的に提供します。	常設の特集コーナーで、男女平等や広く人権に関わる図書を収集し、閲覧や貸出による情報提供を行った。	3、計画どおり	資料の収集に努め、特集コーナー等で多くの方に情報が届くよう広報に努めた。	常設の特集コーナーで、男女平等や広く人権に関わる図書を収集し、閲覧や貸出による情報提供を行う。	引き続き、資料の収集に努め、特集コーナー等で多くの方に情報が届くよう広報に努める。 男女平等参画等の人権に関わる資料を幅広く収集し、市民に提供する。	文化振興課図書館
Ⅱ	5	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜社会教育に携わる人々への学習機会の提供＞地域団体や関係団体の代表者、生涯学習の講座を企画・運営する担当者などに対して、男女平等参画の視点をもてるような学習機会を提供します。	人権教育講座において、年齢や性別にかかわりなく参加できる講座になるよう内容を検討し、実施した。	3、計画どおり	地域団体や関係団体の方に対し、会議等に出向きPRを行うなどして参加を促した。	今後とも多くの方に学習していただけるよう機会とPRを行う。	講座等のチラシの配架に加えて啓発の機会を設ける。	生涯学習課
Ⅱ	5	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜社会教育に携わる人々への学習機会の提供＞地域団体や関係団体の代表者、生涯学習の講座を企画・運営する担当者などに対して、男女平等参画の視点をもてるような学習機会を提供します。	近隣周辺や地域でも、男女平等参画の視点が育めるように、民生委員児童委員や婦人団体協議会を通じて、講座や講演会の受講を推進した。	2、計画をやや上回る	講座・講演会の開催にあたっては、各種団体への案内・周知も行った。	男女平等参画の視点に則した講座・講演会を開催し、社会教育に携わる人へ学習機会を提供する。	講座・講演会の開催にあたっては、引き続き各種団体、関係機関への案内・周知も行う。	人権推進課
Ⅱ	5	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜社会教育に携わる人々への学習機会の提供＞地域団体や関係団体の代表者、生涯学習の講座を企画・運営する担当者などに対して、男女平等参画の視点をもてるような学習機会を提供します。	所管団体等への情報提供に努めた。	3、計画どおり	所管団体等への情報提供を行うことで、自治会の男女平等参画の促進につながった。	所管団体等への情報提供を行うことで、自治会の男女平等参画の促進につなげる。	所管団体等への情報提供を行う。	政策推進課
Ⅱ	5	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜社会教育に携わる人々への学習機会の提供＞地域団体や関係団体の代表者、生涯学習の講座を企画・運営する担当者などに対して、男女平等参画の視点をもてるような学習機会を提供します。	各種団体を所管する職員の男女平等参画意識の醸成を図るため、研修実施に際しては、周知を行い学習機会を提供した。	3、計画どおり	各種団体を所管する職員の男女平等参画意識の醸成を図るため、研修実施に際しては、周知を行い学習機会を提供した。	職員に対し、学習機会を提供し、男女平等参画の意識啓発につなげる。	引き続き、各種団体を所管する課に学習機会を提供し、職員の男女平等参画意識の醸成を図る。	秘書人事課

仕事と生活のバランスづくり

基本目標　III

基本目標Ⅲ　仕事と生活のバランスづくり【女性活躍推進計画】

主要施策6　就労の場における男女平等の促進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	6年度進捗実績	6年度進捗度	6年度の成果とその取り組み方並びにどのような努力を行ったか（できなかった場合はその理由も含む）	7年度実施計画	7年度実施計画を実現するため、どのような取り組みを行いますか。	担当課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜事業所への労働関係法令の周知＞職場における男女平等を図るため、男女雇用機会均等法や労働基準法、育児・介護休業法等の情報提供や啓発を行います。	大阪府や大阪府企業人権協議会が開催する研修や講座の受講に係る経費の助成や、職場における男女平等に関連する啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への周知・啓発を図った。	3、計画どおり	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所（46事業所）を対象に、大阪企業人権協議会サポートセンターが主催する研修や講座を受講する際の助成制度を周知するとともに、ハローワークや大阪府等労働関係機関が発行する職場における男女平等に関連する啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行った。	大阪府や大阪府企業人権協議会が開催する研修や講座受講に対する費用の助成制度の周知や啓発冊子、チラシの配布等により、事業所への労働関係法令の周知を図る。	泉南市事業所人権推進連絡会の会員事業所（48事業所）を対象に、大阪府や大阪企業人権協議会が主催する研修や講座を受講する際の助成制度を周知するとともに、ハローワークや大阪府等労働関係機関が発行する職場における男女平等に関連する啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供に努める。	人権推進課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜事業所への労働関係法令の周知＞職場における男女平等を図るため、男女雇用機会均等法や労働基準法、育児・介護休業法等の情報提供や啓発を行います。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課で共有し、市民の方への周知啓発に努めた。	3、計画どおり	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、広報・啓発に努めた。	就労の場における男女平等を推進するため、積極的な情報発信に努める。	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、周知・啓発に努める。	産業振興課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜男女間の賃金格差の解消＞厚生労働省作成の「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を活用し、同一価値労働同一賃金の考え方に立って男女の賃金格差の解消に向けた支援に努めます。	給料表に基づき支給しているため男女間の賃金格差はない。	3、計画どおり	給料表に基づき支給しているため男女間の賃金格差はない。	給料表に基づき支給しているため男女間の賃金格差はない。	給料表に基づき支給しているため男女間の賃金格差はない。	秘書人事課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜男女間の賃金格差の解消＞厚生労働省作成の「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を活用し、同一価値労働同一賃金の考え方に立って男女の賃金格差の解消に向けた支援に努めます。	大阪府や大阪府企業人権協議会が開催する研修や講座の受講に係る経費の助成や、男女間の賃金格差の解消に関連する啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への周知・啓発を図った。	3、計画どおり	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所（46事業所）を対象に、大阪企業人権協議会サポートセンターが主催する研修や講座を受講する際の助成制度を周知するとともに、ハローワークや大阪府等労働関係機関が発行する男女間の賃金格差の解消に関連する啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行った。	大阪府や大阪府企業人権協議会が開催する研修や講座受講に対する費用の助成制度の周知や、男女間の賃金格差の解消に関連する啓発冊子、チラシの配布等により、事業所への労働関係法令の周知を図る。	泉南市事業所人権推進連絡会の会員事業所（48事業所）を対象に、大阪府や大阪企業人権協議会が主催する研修や講座を受講する際の助成制度を周知するとともに、ハローワークや大阪府等労働関係機関が発行する男女間の賃金格差の解消に関連する啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供に努める。	人権推進課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜男女間の賃金格差の解消＞厚生労働省作成の「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を活用し、同一価値労働同一賃金の考え方に立って男女の賃金格差の解消に向けた支援に努めます。	社会保険労務士会による労働相談を年4回実施し、相談は5件であった。また、弁護士による法律相談を月2～3回実施し、相談件数は238件であった。	3、計画どおり	様々な労働問題に対して、専門的な見地より助言を行う必要があると考えられるため、内容に応じた相談支援を行った。	社会保険労務士会による労働相談及び弁護士による法律相談を実施する。	社会保険労務士会による労働相談及び弁護士による法律相談を実施する。	産業振興課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜労働相談の充実＞就労等に関する情報提供と相談体制を充実します。	社会保険労務士会による労働相談を年4回実施し、相談は5件であった。また、弁護士による法律相談を月2～3回実施し、相談件数は238件であった。	3、計画どおり	様々な労働問題に対して、専門的な見地より助言を行う必要があると考えられるため、内容に応じた相談支援を行った。	社会保険労務士会による労働相談及び弁護士による法律相談を実施する。	社会保険労務士会による労働相談及び弁護士による法律相談を実施する。	産業振興課

Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜職場における健康維持・増進の取組支援＞メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます。	大阪府や大阪府企業人権協議会が開催する研修や講座の受講に係る経費の助成や、職場における健康維持・増進の取組支援に関連する啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への周知・啓発を図った。	3、計画どおり	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所（46事業所）を対象に、大阪企業人権協議会サポートセンターが主催する研修や講座を受講する際の助成制度を周知するとともに、ハローワークや大阪府等労働関係機関が発行する職場における健康維持・増進の取組支援に関連する啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行った。	大阪府や大阪府企業人権協議会が開催する研修や講座受講に対する費用の助成制度の周知や、職場における健康維持・増進の取組支援に関連する啓発冊子、チラシの配布等により、事業所への労働関係法令の周知を図る。	泉南市事業所人権推進連絡会の会員事業所（48事業所）を対象に、大阪府や大阪企業人権協議会が主催する研修や講座を受講する際の助成制度を周知するとともに、ハローワークや大阪府等労働関係機関が発行する職場における健康維持・増進の取組支援に関連する啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供に努める。	人権推進課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜職場における健康維持・増進の取組支援＞メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます。	メンタルヘルスについての理解を深めるための研修を実施した。 セルフケア・コミュニケーション研修　参加者：10人 ラインケア研修　参加者：21人	3、計画どおり	環境が大きく変わってメンタルに不調をきたすことのないよう新採職員を対象にセルフケアコミュニケーション研修を実施した。また監督職以上の職員を対象にメンタル不調を抱える部下への対応について学んでもらった。	引き続きメンタルヘルスについての理解を深めるための研修を実施する。	引き続きメンタルヘルスについての理解を深めるための研修を実施する。	秘書人事課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜職場における健康維持・増進の取組支援＞メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課で共有し、市民の方への周知啓発に努めた。	3、計画どおり	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、広報・啓発に努めた。	関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発に努める。	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、周知・啓発に努める。	産業振興課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜あらゆるハラスメント防止対策の働きかけ＞あらゆるハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発・学習活動を行うとともに、相談窓口の周知に努めます。	大阪府や大阪府企業人権協議会が開催する研修や講座受講に係る経費の助成や、ハラスメント防止に関連する啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への周知・啓発を図った。	3、計画どおり	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所（46事業所）を対象に、大阪企業人権協議会サポートセンターが主催する研修や講座を受講する際の助成制度を周知するとともに、ハローワークや大阪府等労働関係機関提供を受けたハラスメント防止に関連する啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行った。	泉南市事業所人権推進連絡会のR７年度総会（R7.5.開催）において、「あらゆるハラスメントの防止」をテーマに研修会を開催する予定。	泉泉南市事業所人権推進連絡会のR7年度総会において、「あらゆるハラスメントの防止」をテーマに研修会を開催するとともに、引き続き、会員事業所（48事業所）を対象に、大阪企業人権協議会サポートセンターが主催する研修や講座を受講する際の助成制度を周知する。また、ハローワークや大阪府等労働関係機関から提供されるハラスメント防止に関連する啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供に努める。	人権推進課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜あらゆるハラスメント防止対策の働きかけ＞あらゆるハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発・学習活動を行うとともに、相談窓口の周知に努めます。	社会保険労務士会による労働相談を年4回実施し、相談は5件であった。また、弁護士による法律相談を月2～3回実施し、相談件数は238件であった。	3、計画どおり	様々な労働問題に対して、専門的な見地より助言を行う必要があると考えられるため、内容に応じた相談支援を行った。	社会保険労務士会による労働相談及び弁護士による法律相談を実施する。	社会保険労務士会による労働相談及び弁護士による法律相談を実施する。	産業振興課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜あらゆるハラスメント防止対策の働きかけ＞あらゆるハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発・学習活動を行うとともに、相談窓口の周知に努めます。	職場における様々なハラスメントを防止するために「ハラスメント防止研修」を実施した。 ハラスメント防止研修　参加者：41人 また、内部通報制度、内部相談制度の周知も行った。	3、計画どおり	研修を実施するとともに、新たに採用された正規職員、任期付職員の採用説明会で、内部通報制度、内部相談制度の周知を行った。	引き続き、取組を継続する。	新たに採用された正規職員、任期付職員の採用説明会で、内部通報制度、内部相談制度の周知を行う。	秘書人事課

Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜「母性健康管理指導事項連絡カード」の啓発＞男女雇用機会均等法など、母性保護に関する法律・制度の遵守を働きかけ、働く女性の妊娠・出産に対して一貫した健康管理と健康支援をします。	妊娠届出時、就労している妊婦に対して「働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために」のパンフレットを配布し、母性保護に関する制度や母性健康管理指導事項連絡カードの活用について説明を行った。 また、母子健康手帳に掲載の、”働きながら”のサポート制度について説明を行った。	3、計画どおり	妊娠届出時に、すべての妊婦にアンケートを実施し、就労状況について確認し、把握した。 妊娠届出時には、全数アンケートを実施し、面談を実施した。	働く女性が安心して妊娠・出産できるよう、制度について周知を行う。	就労している妊婦に対して、妊娠届出時に情報提供を行う。	保健推進課
Ⅲ	6	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	＜「母性健康管理指導事項連絡カード」の啓発＞男女雇用機会均等法など、母性保護に関する法律・制度の遵守を働きかけ、働く女性の妊娠・出産に対して一貫した健康管理と健康支援をします。	大阪労働局、ハローワーク等と連携し、啓発チラシを用いて周知に努めた。	3、計画どおり	関連する内容の啓発冊子やチラシを配架した。	就労の場における男女平等を推進するため、積極的な情報発信に努める。	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、周知・啓発に努める。	産業振興課
Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進＞非正規雇用労働者がスキルアップ、キャリアアップができるような仕組みづくりについて事業所に働きかけを進めます。	研修に係る助成制度の周知するとともに、関連する啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への労働関係法令の周知を図った。	3、計画どおり	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンターが開催する研修へ参加する際の受講費を助成する制度の周知及び、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関から提供を受けた関連する啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行った。	研修の助成制度の周知や、関連する啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への労働関係法令の周知を図る。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催の研修助成制度の周知及び、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行う。	人権推進課
Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進＞非正規雇用労働者がスキルアップ、キャリアアップができるような仕組みづくりについて事業所に働きかけを進めます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課で共有し、市民の方への周知啓発に努めた。	3、計画どおり	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、広報・啓発に努めた。	関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発に努める。	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、周知・啓発に努める。	産業振興課
Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜再就職に向けた支援の充実＞再就職のための情報提供、職業能力開発を進めます。	地域就労支援センターで就労相談を行い、年間の相談件数は、新規相談46件、再相談138件、合計184件であった。	3、計画どおり	地域就労支援センターでの就労相談を継続し、再就職に向けた相談支援を行った。	地域就労支援センターでの就労相談を継続し、再就職に向けた相談支援を行うと同時に、支援内容充実のため相談員のスキルアップを図る。	地域就労支援センターにおいて、求人情報・職業訓練情報の提供を行う。また、再就職に向けた相談支援を行うとともに技能取得講座を実施する。	産業振興課
Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜女性のためのチャレンジ支援＞起業や社会活動にチャレンジしたい女性に向けた支援講座等の開催や補助金等のスタートアップ支援の情報を提供します。	社会づくり講座では、自身もチャレンジ応援企画により起業した講師を招き、「香りの力でストレスマネジメント」をテーマに自分だけのオリジナルアロマを作成した。（参加人数：延べ53人）	1、計画を大幅に上回る	ものづくりを通じて、自分自身と向き合い、また、講師が起業にチャレンジしたお話から社会参画への自信につながる内容であった。	社会情勢に応じた内容で,「社会づくり講座」を開催し、女性の社会参画を支援する。	女性が社会参画するための情報提供を含めた、「社会づくり講座」を開催する。	人権推進課
Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜女性のためのチャレンジ支援＞起業や社会活動にチャレンジしたい女性に向けた支援講座等の開催や補助金等のスタートアップ支援の情報を提供します。	所管団体等への情報提供に努めた。	3、計画どおり	所管団体等への情報提供を行うことで、男女平等参画の促進につながった。	所管団体等への情報提供を行うことで、自治会の男女平等参画の促進につなげる。	所管団体等への情報提供を行う。	政策推進課

Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜情報教育の推進及びIT活用能力向上の機会の提供＞男女がともに社会の中の多様な選択ができ、さまざまな分野に参画できるよう、パソコンスキルの習得やSNSの利活用方法などITに関連する講習を実施します。	パソコンスキルの習得やSNSの利活用方法などITに関連する講習・研修の周知や啓発冊子・チラシの配布等により、IT活用能力向上の機会の情報提供を図った。	3、計画どおり	講習・研修の周知や関連する啓発冊子・チラシの配布については、最新の情報提供に努め、配架は遅滞なく速やかに行った。	パソコンスキルの習得やSNSの利活用方法などITに関連する講習・研修の周知や啓発冊子・チラシの配布等により、IT活用能力向上の機会の情報提供を図る。	講習・研修の周知や啓発冊子・チラシの配布については、最新の情報提供に努め、配架等の情報提供は遅滞なく速やかに行う。	人権推進課
Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜情報教育の推進及びIT活用能力向上の機会の提供＞男女がともに社会の中の多様な選択ができ、さまざまな分野に参画できるよう、パソコンスキルの習得やSNSの利活用方法などITに関連する講習を実施します。	パソコンを通して共に学びあうクラブを定期利用登録し、使用料の減免措置や備品、Wi－Fi利用を支援することで、パソコンスキルの習得やSNSの利活用方法などITスキルアップを図った。	3、計画どおり	クラブ等の活動が円滑に行われるように様々な措置を行った。	クラブ等の活動等支援	引き続き、クラブ等の活動等支援が円滑に行われるよう取り組みを行う。	文化振興課公民館
Ⅲ	6	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜情報教育の推進及びIT活用能力向上の機会の提供＞男女がともに社会の中の多様な選択ができ、さまざまな分野に参画できるよう、パソコンスキルの習得やSNSの利活用方法などITに関連する講習を実施します。	オンラインでの情報取得を活発にできるよう、青少年センター公式SNSの更新をおこなった。また、オンラインの利用促進のためスマート申請での講座申込を積極的におこなった。	3、計画どおり	スキルの習得やITに関連する講座の実施ができなかったが、オンラインの活用に関心が持てる取り組みをおこなった。	オンラインでの情報取得を容易にできるように、青少年センター公式SNSの更新を積極的に行う。またスマート申請での講座申込を引き続き積極的に行っていく。	新たに青少年センター公式SNSとして、Instagramのページを開設し情報発信していく。スマート申請についても各々が活用できるよう、マニュアルを作成する。	生涯学習課（青少年センター）
Ⅲ	6	(3)	農業や自営業に従事する女性への支援	＜女性の経済的地位の向上＞家族経営協定の普及推進を図ります。また、女性認定農業者や女性指導農業士の育成を図ります。	現在の認定農業者は60人で、うち3人は女性認定農業者であった。また、女性指導農業士の申請等はなかった。 また、泉南農業塾への入塾者は9人で、うち5人は女性であった。	3、計画どおり	近年、女性認定農業者の申請が出てきているので、今後も認定に向けた取り組みを進めると同時に、各種制度の周知を図る。	家族経営協定の普及促進を図ります。また、女性認定農業者や女性指導農業士の育成を図ります。	各種制度の周知を図る。	産業振興課
Ⅲ	6	(3)	農業や自営業に従事する女性への支援	＜農業・漁業に従事する女性グループのネットワーク支援＞グリーンツーリズムなどを通じた都市農村交流や6次産業化に取り組む女性の活動等を支援します。	都市農村交流や6次産業化に取り組む女性の活動等の申請等はなかった。	5、計画を大幅に下回る	「泉南市6次産業化及び地産地消を推進するための戦略」を策定しHPで公表している。申請がない状況ではあるが、女性の認定農業者も存在している状況から今後も申請に応じて対応することとする。	グリーン・ツーリズムなどを通じた都市農村交流や、6次産業化に取り組む女性の活動等を支援します。	6次産業化に取り組む方を支援するため、「泉南市6次産業化及び地産地消を推進するための戦略」を策定しHPで公表している。	産業振興課

主要施策7　ワーク・ライフ・バランスの実現のための支援

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	6年度進捗実績	6年度進捗度	6年度の成果とその取り組み方並びにどのような努力を行ったか（できなかった場合はその理由も含む）	7年度実施計画	7年度実施計画を実現するため、どのような取り組みを行いますか。	担当課
Ⅲ	7	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜ワーク・ライフ・バランスの取組推進と情報提供＞長時間労働を改善していくため、事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発とともに、先進企業の好事例等の情報の収集や提供を積極的に行います。	事業所主催の研修への助成制度の周知や、関連する啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への周知・啓発を図った。	2、計画をやや上回る	ハローワーク及び大阪府等労働関係機関から提供を受けた関連する啓発冊子やチラシなどを配布し、啓発・情報提供を行った。	研修の助成制度の周知や、関連する啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への周知・啓発を図る。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催の研修への参加費用に係る助成制度の周知及び、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行う。	人権推進課
Ⅲ	7	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜ワーク・ライフ・バランスの取組推進と情報提供＞長時間労働を改善していくため、事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発とともに、先進企業の好事例等の情報の収集や提供を積極的に行います。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課で共有し、市民の方への周知啓発に努めた。	3、計画どおり	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、広報・啓発に努めた。	関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発に努める。	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、周知・啓発に努める。	産業振興課
Ⅲ	7	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜ワーク・ライフ・バランスの取組推進と情報提供＞長時間労働を改善していくため、事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発とともに、先進企業の好事例等の情報の収集や提供を積極的に行います。	建設現場では技能労働者の確保が課題とされており、特に若年者の入職促進を促すには現場の長時間労働などの労働環境を改善する必要がある。発注者の取り組みなども事例として公表されていることから、週休2日の確保等を考慮し、導入にあたっての課題や可能性を検討するため、関係各課と調整を行った。	3、計画どおり	次年度から、発注担当課が導入可能と判断できる建設工事については、週休2日を仕様書に明示し、それに伴う経費も計上して、実施していくこととなった。	可能な限り週休2日の工事を実施し、引き続き現場の長時間労働などの労働環境の改善に発注者として取り組む。	週休2日の確保等を考慮した適正な工期の設定や実施状況の確認方法について、関係各課と調整を行う。	契約検査課
Ⅲ	7	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜事業所への男性の育児・介護休業取得の啓発＞男性の育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向けた周知・啓発を行います。	事業所主催の研修への助成制度の周知や、関連する啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への周知・啓発を図った。	2、計画をやや上回る	ハローワーク及び大阪府等労働関係機関から提供を受けた関連する啓発冊子やチラシなどを配布し、啓発・情報提供を行った。	研修の助成制度の周知や、関連する啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への周知・啓発を図る。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催の研修への参加費用に係る助成制度の周知及び、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行う。	人権推進課
Ⅲ	7	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜事業所への男性の育児・介護休業取得の啓発＞男性の育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向けた周知・啓発を行います。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課で共有し、市民の方への周知啓発に努めた。	3、計画どおり	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、広報・啓発に努めた。	関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発に努める。	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、周知・啓発に努める。	産業振興課
Ⅲ	7	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜事業所への男性の育児・介護休業取得の啓発＞男性の育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向けた周知・啓発を行います。	育児休暇や介護休暇などを取得しやすい環境づくりには職場の理解、上司のマネジメントが必要不可欠のため、マネジメント研修を実施した。	3、計画どおり	介護休暇については、5人の男性職員が取得。実際に男性職員が育児・介護休暇を取得することで利用の促進につながった。	職員に対して引き続き、取組を継続する。	「休暇の手引き」や「育休等パンフレット」を周知し、男性の育児参加促進に努める。育児休暇や介護休暇などを取得しやすい環境づくりには職場の理解、上司のマネジメントが必要不可欠のため、マネジメント研修を実施する。	秘書人事課

Ⅲ	7	(2)	企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進	＜顕彰制度等の周知＞「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、働く場における男女平等参画に向けた取組を進める事業所を応援する大阪府の「男女いきいき・元気宣言」や「男女いきいきプラス」の登録制度を広く周知します。	R6年度事業所人権推進連絡会の総会及び会員事業所に対し、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定を促進し、大阪府の男女いきいき元気宣言事業者の登録制度についての資料配布により情報提供を行った。	3、計画どおり	泉南市事業所人権推進連絡会の総会や役員会において、資料等を配布し、「男女いきいき・元気宣言事業者への登録制度」についての周知を行った。 R5年度は1事業者が大阪府の男女いきいき元気宣言事業者に登録してもらえたが、R6年度は登録には至らなかった。	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定を促進し、引き続き、大阪府の男女いきいき元気宣言事業者の登録制度について情報提供を行い、登録を促進する。	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定を促進し、引き続き、大阪府の男女いきいき元気宣言事業者の登録制度について情報提供を行い、登録を促進するとともに、先進事例や市内事業所のニーズ等を総合的に勘案し、仕事と生活の調和や男女平等参画に積極的に取り組む事業所に対する顕彰制度について検討する。	人権推進課
Ⅲ	7	(2)	企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進	＜顕彰制度等の周知＞「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、働く場における男女平等参画に向けた取組を進める事業所を応援する大阪府の「男女いきいき・元気宣言」や「男女いきいきプラス」の登録制度を広く周知します。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課で共有し、市民の方への周知啓発に努めた。	3、計画どおり	関係機関から提供される労働に関する情報を速やかに発信し、広報・啓発に努めた。	就労の場における男女平等を推進するため、積極的な情報発信に努める。	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、周知・啓発に努める。	産業振興課
Ⅲ	7	(2)	企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進	＜一般事業主行動計画策定の促進＞女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務である事業所（常時雇用労働者数が100人以下）に対して、情報提供や策定の働きかけを行います。	大阪府や大阪府企業人権協議会が開催する研修や講座受講に係る経費の助成や、大阪労働局等、関連する啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への周知・啓発を図った。	3、計画どおり	大阪府労働局等関係機関からの情報提供などを行い、企業における仕事と子育て、介護の両立支援の取り組みについて広報、啓発を図り、一般事業主行動計画策定の支援を行った。	大阪府や大阪府企業人権協議会が開催する研修や講座受講に係る経費の助成や、大阪労働局等から提供を受けた関連する啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への周知・啓発を図る。	大阪府や大阪府企業人権協議会が開催する研修や講座受講に係る経費の助成や、大阪労働局等から提供を受けた関連する啓発冊子・チラシの配布等により、、企業における仕事と子育て、介護の両立支援の取り組みについて広報、啓発を図り、一般事業主行動計画策定の支援を行う。	人権推進課
Ⅲ	7	(2)	企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進	＜一般事業主行動計画策定の促進＞女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務である事業所（常時雇用労働者数が101人以下）に対して、情報提供や策定の働きかけを行います。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課で共有し、市民の方への周知啓発に努めた。	3、計画どおり	自発的な計画策定を促すため、積極的な情報発信に努めた。	関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発に努める。	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、周知・啓発に努める。	産業振興課
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	・様々な子育て支援事業を実施した。〈午前7時～午後7時までの早朝延長保育、産休明け保育、病児保育（体調不良型）、一時預かり保育など＞	3、計画どおり	・事業継続のための補助金確保や保育士確保に努めた。	・子育て支援事業の継続	・必要な子育て支援の提供が行えるように、保育士確保に努める。	保育子ども課

Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	地域子育て支援センター、関係公共機関において、子育て世帯に寄り添う事業を開催した。また子育て世帯に関する情報を提供した。 土曜日日曜日のひだまりルーム開催数　4回 参加延べ人数　331人(うち子ども168人、母親111人、父親49人、その他3人)	1、計画を大幅に上回る	総合福祉センターあいぴあ泉南内に幼児の遊びの広場SENNAN LITTLE PARKりるぱを開設したことで、乳幼児が保護者とともに、天候にかかわらず体を動かして遊ぶことができるようになった。土日祝日もオープンしており、他市町村の方やきょうだいの小学生も利用できるので、ライフスタイルに合わせて『ひだまり』と併用している姿があった。 地域子育て支援センターひだまりでは、『土曜日日曜日のひだまりルーム』を開催し、父親の育児参加の促進、また働く母親の育児不安に寄り添う支援を行った。1回目はりるぱ職員による紹介の時間を設け、2回目はりるぱの指定管理者である国際ライフパートナーとのコラボ企画で0歳から参加できる映画会とふれあい遊びの実施。3回目は花咲ファームで出前保育。1回目と4回目は父親同士をつなぐきっかけとなるよう座談会を行った。	地域子育て支援センター、関係公共機関において、子育て世帯に寄り添う事業を開催する。また子育て世帯に関する情報を提供する。	土曜日日曜日のひだまりルームを開催する。父親の育児参加の促進、また働く母親の育児不安に寄り添う支援を行う	家庭支援課（子育て支援センター）
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	それぞれの家庭の状況に応じ、経済的自立に向けての就労支援などに努め、日常生活の支援にも取り組んだ。	3、計画どおり	それぞれの家庭の状況に応じ、経済的自立に向けての就労支援などに努め、日常生活の支援にも取組んだ。	子育て世帯に対し、個々の状況に応じての情報提供を行い、生活の安定を図る為の就労支援を行う。	それぞれの家庭の状況に応じ、経済的自立に向けての就労支援などに努め、日常生活の支援にも取組む。	生活福祉課
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	預かり保育担当者と園・教育委員会が学期毎に会議を行い、預かり保育の充実を図っている。また、仕事と子育ての両立支援のための預かり保育の減免制度を必要な保護者に紹介している。	3、計画どおり	入園説明会やホームページ・ガイドブックへの掲載等を通して、預かり保育について説明を行い、子育てと仕事の両立が可能であることを広報した。また個別のヒヤリング等で就労状況を把握し、両立支援のための減免制度があることを文書を配付し説明した。	園児や保護者が安心して預かり保育を利用できるよう引き続き預かり保育内容の充実を図るとともに、仕事と子育ての両立支援並びに保護者の負担軽減のため、減免制度を紹介する。	仕事との両立はもちろん、保護者の通院や保護者自身のエンパワメント、子どもの安心・安全な居場所としての利用など、預かり保育の理由は問わないことを引き続き広報し、子育て中の保護者を応援する。	指導課
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	小学生保護者が就労等により不在である児童を対象とし、留守家庭児童会を10施設で開設。延長保育の実施、保育内容の充実等を行い、保護者が安心して就労、子育てできるよう安全で安心できる保育に努めた。	3、計画どおり	保育内容等工夫しながら、児童の放課後の安全安心な居場所となるよう運営していく必要がある。また、平成31年4月から、午後7時までの延長保育を実施している。	利用する児童の安全安心な居場所となるようにに努めつつ基本的な生活習慣を身につけられるよう保育内容を充実させるとともに学校、保護者と連携を図った。	日々の保育を通じて児童が基本的な生活習慣を身につけられるよう支援等を行う。	生涯学習課
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	各小学校での放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型プログラムの提供を行った。また読み聞かせボランティア等の団体や子育て支援センター職員と連携し、子育て支援事業を実施した。	3、計画どおり	第2期泉南市子ども子育て支援事業計画に基づき、様々な子育て支援事業を実施した。	引き続き、放課後子供教室の各小学校での実施及び定期的な子育て支援事業を実施する。	学校やボランティア団体、子育て支援センターとの連携や調整を密にし、質の高い事業を実施する。	生涯学習課（青少年センター）

Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	子育て情報を収集し、地域の情報コーナーや赤ちゃん絵本のコーナーで、パンフレット等の情報提供と資料の貸出を行った。 関係機関との連携や出張講座（12回）などの子育て支援事業を行った。	3、計画どおり	子育て情報の提供と、資料の貸出に努めるとともに、土曜日に乳幼児のおはなし会を実施した。また、依頼があった園等への出張講座を実施した。	子育て情報を収集し、地域の情報コーナーや赤ちゃん絵本のコーナーで、パンフレット等の情報提供と資料の貸出を行う。 関係機関との連携や出張講座などの子育て支援事業を行う。	引き続き、子育て支援情報を収集し情報提供を行う。また乳幼児のおはなし会や、出張講座等の子育て支援事業を行う。 男女平等参画の視点に立ち、多様なライフスタイルに対応できる子育て支援事業を推進する。	文化振興課図書館
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育てと仕事の両立支援を推進します。	妊娠届出時、就労している妊婦に対して「働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために」のパンフレットを配布し、母性保護に関する制度や母性健康管理指導事項連絡カードの活用について説明を行った。 また、母子健康手帳に掲載の、”働きながら”のサポート制度について説明を行った。	3、計画どおり	妊娠届出時に、すべての妊婦にアンケートを実施し、就労状況について確認し、把握した。 妊娠届出時には、全数アンケートを実施し、面談を実施した。	働く女性が安心して妊娠・出産できるよう、制度について周知を行う。	就労している妊婦に対して、妊娠届出時に情報提供を行う。	保健推進課
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜家族介護の支援＞相談体制の充実や介護保険・障害福祉サービスの利用促進など、高齢者や障害のある人を介護する家族への支援を充実します。	医療と介護に関わる専門職が協働し、市民啓発（WAO地域及び認知症サポーター養成講座）を実施した。 ・WAO地域：17か所 ・認知症サポーター養成講座：1,098人（累計21,629人）	3、計画どおり	WAO地域では、医療・介護の専門職・地域包括支援センターと協働し、地域ごとに健康づくりに関する情報発信や、相談窓口を周知するとともに、市民と顔の見える関係を築くことができた。 コロナ禍で実施不可となった認知症サポーター養成講座開催先について、再開に向け調整を行い、コロナ以前の受講人数に戻るよう取り組んできた結果、コロナ以前の数値に戻ってきている。	継続して実施	引き続き多職種協働で地域の啓発活動を実施する。また、認知症の人やその家族の居場所として認知症カフェの周知に力を入れる。	長寿社会推進課
Ⅲ	7	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜家族介護の支援＞相談体制の充実や介護保険・障害福祉サービスの利用促進など、高齢者や障害のある人を介護する家族への支援を充実します。	障害者相談支援事業所を中心に総合相談を実施し、障害福祉サービスを提供するなど、障害のある人を介護する家族への支援を実施した。	3、計画どおり	泉南市自立支援協議会を核として、障害福祉サービス事業所や相談支援事業と連携し、相談支援の充実に努めた。	障害者相談支援事業を実施するとともに関係部局や関係機関と連携し、障害福祉サービスの利用促進など、障害のある人や家族への支援を充実します。	泉南市自立支援協議会を核として、障害福祉サービス事業所や相談支援事業と連携し、相談支援を充実させる。	障害福祉課

主要施策8　男性にとっての男女平等参画の促進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	6年度進捗実績	6年度進捗度	6年度の成果とその取り組み方並びにどのような努力を行ったか（できなかった場合はその理由も含む）	7年度実施計画	7年度実施計画を実現するため、どのような取り組みを行いますか。	担当課
Ⅲ	8	(1)	男性の家事・育児等への主体的取組の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。	R5年度「男性もひとりでつくれる料理教室」に引き続き、男性向けの学習機会を提供する講座の開催をめざしたが、開催することができなかった。	4、計画をやや下回る	男性向けの学習機会を提供する講座の開催を目指したが、講師の選定等の事前調整が整わず、開催には至らなかった。	男性を対象にした料理・子育て・介護等の技術を取得する講座等を実施をめざす。	市民交流センターを拠点に活動する団体や関係団体との意見交換の場を活用してテーマを選定し、男性向けの学習機会を提供する講座の開催をめざす。	人権推進課
Ⅲ	8	(1)	男性の家事・育児等への主体的取組の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。	・男性の料理教室受講のOB会の活動支援を行った（年5回）。参加数（延べ）：48人 ・妊婦とその家族対象の両親教室「はじめまして！赤ちゃん」を開催し、妊娠からお産・育児の話や妊婦体験・沐浴体験を行った。夫（パートナー）の参加促進のため、日曜日に開催した。 ・妊娠届出時に、夫（パートナー）に妊婦ジャケット着用による妊婦体験を実施した。	3、計画どおり	・ヘルスメイト（食生活改善推進協議会）と共に、季節に合わせたメニューの調理実習を行った。 ・日曜日に両親教室を開催することで、平日開催より多くの男性が参加し、育児について学ぶ機会を提供できた。 ・妊婦疑似体験では、妊婦の体型の変化を理解することで、妊婦への気遣いや家事・育児参加を促すことができた。	・男性の料理教室OB会の活動を支援する。 ・両親教室「はじめまして！赤ちゃん」を日曜日に開催する。 ・妊娠届出時に夫（パートナー）に妊婦疑似体験を実施する。	男性を対象とした学習の機会を提供する。	保健推進課
Ⅲ	8	(1)	男性の家事・育児等への主体的取組の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。	所管団体等への情報提供に努めた。	3、計画どおり	所管団体等への情報提供を行うことで、さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上につなげる。	所管団体等への情報提供を行うことで、さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上につなげる。	所管団体等への情報提供を行う。	政策推進課
Ⅲ	8	(1)	男性の家事・育児等への主体的取組の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。	性別にとらわれない子育ての機会として親子で参加できる公民館講座を開催した。 ・夏期こども化石教室　　1回　23人 ・出前保育ひだまりと共催　1回　32人 ・青少年センターと共催　マドラーづくり 1回　17人 ・人形劇クラルテがやってきる　1回　102人	3、計画どおり	親子で学ぶことで、父親も積極的に育児に自然に参加できるような講座開催に務めた。	講座等の開催	魅力的な内容で、講座参加者を増やしていく方策の研究を行っていく。	文化振興課公民館
Ⅲ	8	(1)	男性の家事・育児等への主体的取組の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参加・参画するための学習機会を提供します。	家族で参加できる講座、しやすい講座を多数企画し実施した。父親の参加も増えており、今後も参加者等のアンケートを参考に、様々な講座を多数実施していく。 家族向け講座：9講座実施 延べ参加者数：304名	3、計画どおり	講座後のアンケート調査等、保護者からも内容に関するニーズを調査し、ニーズに則した内容の講座を計画した。	引き続き、家族で参加できる講座、しやすい講座を多数計画し、実施する。	子どもたちの参加定員を確保しながら、保護者や家族が参加できる機会が増加できるように講座を計画する、	生涯学習課（青少年センター）

誰もが自分らしく生きられる
暮らしづくり

基本目標　Ⅳ

基本目標Ⅳ　誰もが自分らしく生きられる暮らしづくり

主要施策9　相談機能の充実

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	6年度進捗実績	6年度進捗度	6年度の成果とその取り組み方並びにどのような努力を行ったか（できなかった場合はその理由も含む）	7年度実施計画	7年度実施計画を実現するため、どのような取り組みを行いますか。	担当課
Ⅳ	9	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、困難を抱える人の課題解消に向け、ワンストップ・サービスの構築を推進します。	「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」を開催し、関係課や関係機関と情報共有を図り、ネットワーク構築の確認ができた。	2、計画をやや上回る	「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」を開催し、関係機関との連携強化を図った。	フェミニストカウンセリングの充実を図り、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」により、連携強化に努める。	関係課や関係機関と情報共有を図ることにより、連携強化に努める。	人権推進課
Ⅳ	9	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、困難を抱える人の課題解消に向け、ワンストップ・サービスの構築を推進します。	障害者相談支援事業所（市内3箇所）を中心に総合相談を実施した。	3、計画どおり	泉南市自立支援協議会を核として、障害福祉サービス事業所や相談支援事業と連携し、相談支援の充実に努めた。	障害者相談支援事業を実施するとともに関係部局や関係機関と連携し、障害福祉サービスの利用促進など、障害のある人や家族への支援を充実します。	泉南市自立支援協議会を核として、障害福祉サービス事業所や相談支援事業と連携し、相談支援を充実させる。	障害福祉課
Ⅳ	9	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、困難を抱える人の課題解消に向け、ワンストップ・サービスの構築を推進します。	相談、救援活動を行う府・関係機関・NPO(民間非営利組織)との連携により支援を実施した。	3、計画どおり	事例について、ケース会議を行い、問題の共有を図るとともに、各機関の役割を確認する等をおこなった。	関係部局や関係機関との連携を強化	相談、救援活動を行う。大阪府、関係機関、NPO（民間非営利組織）との連携により支援を行う。	長寿社会推進課
Ⅳ	9	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、困難を抱える人の課題解消に向け、ワンストップ・サービスの構築を推進します。	他機関との連携を強化し、必要に応じて関係機関と協力して支援を行った。 妊娠届出数：348件	3、計画どおり	妊娠届出時は、保健師または助産師が全数面談を行い、子育てノートを用いて母子保健サービスの流れについて、説明を行った。	支援が必要なケースについては、関係機関と連携して支援を行う。	相談内容に応じて、関係機関を連携して支援を行う。	保健推進課
Ⅳ	9	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、困難を抱える人の課題解消に向け、ワンストップ・サービスの構築を推進します。	消費生活センターでの令和6年度消費者相談は315件であった。	3、計画どおり	様々な消費者問題に対して、専門的な見地より助言を行う必要があると考えられるため、内容に応じた相談支援を行った。	複雑かつ多岐にわたる消費者問題に対して、消費生活相談員が関係機関と連携し、問題解決に努める。	消費生活センターにおいて、様々な消費者に対し相談員が助言を行い、関係機関と連携することで問題解決に向けた相談支援を行う。	産業振興課
Ⅳ	9	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、困難を抱える人の課題解消に向け、ワンストップ・サービスの構築を推進します。	子ども相談について、家庭児童相談室、地域子育て支援センター、その他関係機関と連携し支援を行った。	3、計画どおり	適切な支援を行うため、関係機関と調整し、多職種のチームで支援を行った。	子ども家庭すこやかセンターにおいて、全ての子ども、その家庭及び妊産婦などに対し、母子保健や関係機関と連携を図り、切れ目のない支援を実施する。	子育て家庭の生活場面ごとの具体的な対応方法等を示し、児童・家庭の自立支援を目指す。	家庭支援課（家庭児童相談室）

Ⅳ	9	(2)	相談にあたる相談員に対する研修の充実	＜男女平等参画の視点に立ったさまざまな相談窓口の担当者の研修の充実＞男女平等参画の視点が浸透するよう、さまざまな相談窓口の担当者の研修を充実します。	相談員・支援員のためのスキルアップ講座では自身のジェンダーバイアスに気づくことができ、相談業務に関わる方の対応力アップとエンパワメントの視点につながった。（参加人数：23名）	1、計画を大幅に上回る	相談業務に従事する上で、傾聴することの大切さや、相談者の悩みの背景にはバイアスによる考えがあるということを改めて学ぶ機会となった。	「相談員・支援員のためのスキルアップ講座」を開催し、さまざまな相談窓口の担当者の研修の充実を図る。	「相談員・支援員のためのスキルアップ講座」を実施する。	人権推進課
Ⅳ	9	(2)	相談にあたる相談員に対する研修の充実	＜男女平等参画の視点に立ったさまざまな相談窓口の担当者の研修の充実＞男女平等参画の視点が浸透するよう、さまざまな相談窓口の担当者の研修を充実します。	相談窓口を所管する職員の男女平等参画意識の醸成を図るため、研修実施に際しては、周知を行い学習機会を提供した。	3、計画どおり	相談窓口を所管する職員の男女平等参画意識の醸成を図るため、研修実施に際しては、周知を行い学習機会を提供した。	職員に対し、学習機会を提供し、男女平等参画の意識啓発につなげる。	引き続き、相談窓口を所管する課に学習機会を提供し、職員の男女平等参画意識の醸成を図る。	秘書人事課
Ⅳ	9	(2)	相談にあたる相談員に対する研修の充実	＜男女平等参画の視点に立ったさまざまな相談窓口の担当者の研修の充実＞男女平等参画の視点が浸透するよう、さまざまな相談窓口の担当者の研修を充実します。	市町村就職困難者就労支援担当（就労支援コーディネーター）養成講座を受講した。	3、計画どおり	市町村就職困難者就労支援担当（就労支援コーディネーター）養成講座を2回受講した。	大阪府等が開催している就労に関する研修会へ積極的に参加する。	大阪府等が開催している就労に関する研修会へ積極的に参加する。	産業振興課
Ⅳ	9	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、困難を抱える人の課題解消に向け、ワンストップ・サービスの構築を推進します。	子ども政策課、人権推進課、人権国際教育課の3部3課で泉南市子どもの権利救済委員会設置に向け、課題整理に務めた。	1、計画を大幅に上回る	3部3課に加え、家庭支援課とも連携し48回の会議実施し、泉南市子どもの権利救済委員会を設置する泉南市子どもの権利に関する条例の改正を行った。	相談開始は7月15日を予定しているため、それまでに学校や施設、地域で活動されている団体等に救済委員会について周知を行う。	地域で活動されている団体等を把握し、周知啓発活動スケジュールを作成し、相談しやすい環境作りに努める。	子ども政策課

主要施策10　さまざまな困難を抱える人々の生活の安定と自立への支援

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	6年度進捗実績	6年度進捗度	6年度の成果とその取り組み方並びにどのような努力を行ったか（できなかった場合はその理由も含む）	7年度実施計画	7年度実施計画を実現するため、どのような取り組みを行いますか。	担当課
Ⅳ	10	(1)	高齢者・障害者・在住外国人女性などの生活の充実	＜高齢者の就労機会等の拡大＞男女平等参画の視点に立って、シルバー人材センターとの連携を強化します。	シルバー人材センターへ補助金を交付し、高齢者の経済的自立のための就労支援や働く場の確保に努めた。	3、計画どおり	シルバー人材センターへ補助金を交付し、高齢者の経済的自立のための就労支援や働く場の確保に努めたが、会員の確保および、予算の確保が課題となる。また、シルバー人材センターの広報誌の設置、ポスターの掲示等を行った。	高齢者の経済的自立のための就労支援や働く場の確保に努める。	シルバー人材センターへ補助金を交付し、高齢者の経済的自立のための就労支援や働く場の確保に努める。	長寿社会推進課
Ⅳ	10	(1)	高齢者・障害者・在住外国人女性などの生活の充実	＜介護保険など地域包括ケアシステム構築の推進＞男女平等の視点に立って「泉南市地域包括ケア計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）」を推進します。	地域包括ケアの中心的役割である地域包括支援センター等と協働して事業を推進した。 ・WAO体操2（介護予防体操）：市内29か所 ・MCI（軽度認知障害）予防教室：市内21か所	3、計画どおり	住民の通いの場を通して、介護予防を推進し、通いの場の新規立ち上げを支援した。高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動を地域の実情に応じて支援を行った。	継続して実施	引き続き住民の通いの場を確保できるよう継続支援を実施し、新規の立ち上げに向けて地域への働きかけを行う。	長寿社会推進課
Ⅳ	10	(1)	高齢者・障害者・在住外国人女性などの生活の充実	＜障害者の生活自立の支援＞男女平等の視点に立って「泉南市障害者計画」などを推進します。	令和2年度に策定した令和3年度からの「第5次泉南市障害者計画」を計画的に推進した。	3、計画どおり	令和3年度からの第5次泉南市障害者を計画的に推進し、自立支援協議会において、進捗管理を実施した。	男女平等参画の視点に立って、「第5次泉南市障害者計画」を推進します。	自立支援協議会において、進捗管理を実施する。	障害福祉課
Ⅳ	10	(1)	高齢者・障害者・在住外国人女性などの生活の充実	〈ピアカウンセリングへの支援〉ピアカウンセリングへの支援をします。	身体、知的、精神の障害者相談員の他、相談支援事業所において、身体、精神のピアカウンセリングを実施した。	3、計画どおり	身体、知的、精神の障害者相談員、相談支援事業所において、身体、精神のピアカウンセリングを実施した。	身体、知的、精神の障害者相談員を委嘱する他、相談支援事業所において、身体、精神のピアカウンセリングを実施します。	身体、知的、精神の障害者相談員を委嘱する他、相談支援事業所において、身体、精神のピアカウンセリングを実施します。	障害福祉課
Ⅳ	10	(1)	高齢者・障害者・在住外国人女性などの生活の充実	＜在住外国人女性等への支援＞言語や文化の違いによる困難を解消するため、各種支援制度等の情報提供や相談を充実します。	多言語によるパンフレット・チラシ等を配架するとともに、相談などの現場で随時啓発を行った。R6年度も在住外国人女性からの相談があり、人権協会による生活相談につなげた。	2、計画をやや上回る	多言語によるパンフレット・チラシ等を配架するとともに、相談などの現場で随時啓発を行った。女性相談についても人権協会と連携を行うよう心がけた。	多言語によるパンフレット・チラシ等を配架するとともに、相談などの現場で随時啓発を行う。	近年在住外国人からの相談も増えており、人権協会による外国人相談窓口の周知に努める。	人権推進課
Ⅳ	10	(1)	高齢者・障害者・在住外国人女性などの生活の充実	＜在住外国人女性等への支援＞言語や文化の違いによる困難を解消するため、各種支援制度等の情報提供や相談を充実します。	所管団体等への情報提供に努めた。	3、計画どおり	市民ボランティアによる国際交流事業等の実施を支援するとともに、「泉南市　市役所サービスガイドブック2016」を窓口をはじめ、公共施設でも配布することにより、広く情報提供を行った	「泉南市　市役所サービスガイドブック2016」の配架を継続する。	「泉南市　市役所サービスガイドブック2016」の配架を継続する。	政策推進課
Ⅳ	10	(2)	ひとり親家庭への支援	＜ひとり親家庭への経済・生活支援＞ひとり親家庭に対して、生活、子育て、子どもの教育、就業など家庭の状況に応じた必要な支援を行います。	ひとり親家庭に対し個々の状況に応じた情報提供を行い、必要に応じ大阪府母子・父子・寡婦福祉資金の貸し付けや就労支援、自立のための資格取得の支援も行った ・自立支援教育訓練給付金の給付 ・高等職業訓練促進給付金の給付	3、計画どおり	ひとり親家庭に対し、相談支援を実施し、大阪府母子、父子、寡婦福祉資金の情報提供を行うと共に、貸付申請の受付等を行った。又自立のための資格取得やプログラム策定により充実した支援ができ、就労に結び付くケースが多くあった。	広報やホームページでの周知のほか窓口での情報提供や担当課でチラシの配架等を行う。	広報での周知や窓口での情報提供を行い、自立のための支援を行う。貸し付けについては、個々の状況に応じて情報提供を行い申請の受付や関係機関に繋ぐ。	家庭支援課（子ども給付係）
Ⅳ	10	(2)	ひとり親家庭への支援	＜ひとり親家庭への就労支援＞地域就労支援センターの就労支援を充実します。	地域就労支援センターで就労相談を行い、令和6年度のひとり親家庭の相談は2件であった。	3、計画どおり	地域就労支援センターでの就労相談を継続し、再就職に向けた相談支援を行った。	地域就労支援センターにおいて、就労支援の充実に努める。	就労相談を継続して行うとともに、関係機関と連携し就労へと繋がるよう支援を行う。	産業振興課

Ⅳ	10	(2)	ひとり親家庭への支援	＜養育費の確保のための支援＞子どもの権利であり離れて暮らす親としての当然の責務であることが認知されるよう啓発に努めるとともに、養育費を確保するための相談等の支援を行います。	相談を通じ、既存の制度や施策の紹介、重要性について情報提供を随時行った。	3、計画どおり	相談を通じ、既存の制度の紹介、必要性について情報提供を行っていくことにより養育費の認識が深くなり、取り決めをするケースが増えた。	相談を通じ既存の制度や施策の紹介、必要性についての情報提供を引き続き行う。	主に離婚前相談時に養育費の必要性について情報提供を行い、取り決め方や請求の仕方等について助言を行う。	家庭支援課 （子ども給付係）
Ⅳ	10	(2)	ひとり親家庭への支援	＜養育費の確保のための支援＞子どもの権利であり離れて暮らす親としての当然の責務であることが認知されるよう啓発に努めるとともに、養育費を確保するための相談等の支援を行います。	養育費についてのパンフレット・チラシ等を配架するとともに、相談などの現場で随時啓発を行った。	3、計画どおり	養育費等に関する情報を提供し、関係機関との連携を図ることで、相談業務を通じて支援を行っていく。	養育費についてのパンフレット・チラシ等を配架するとともに、相談などの現場で随時啓発を行っていく。	相談内容に応じ、個別に養育費等に関する情報を提供していくことで、一定の支援を図り、引き続き、相談業務を通じて支援を行っていく。	人権推進課
Ⅳ	10	(3)	性の多様性を尊重する環境づくり	＜性の多様性に対する理解促進＞性的指向や性自認など、性の多様性に対する理解の促進を図るため、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の周知や講演会等の開催、さまざまな媒体を活用した情報提供を行います。	中学校区の集いにおいて、生徒、保護者、地域住民を対象に当事者による講演会「自分らしく生きる道」を開催し、性の多様性について理解を深め、正しい知識を持つための学習機会を提供することができた。 （信達中：609名）	1、計画を大幅に上回る	講演会、情報誌「Step」の作成を通じて、性の多様性やアンコンシャスバイアスについて理解を促進した。	性自認や性の多様性について正しい知識を待つために、講座や講演会を開催し、学習機会の提供するとともに、情報誌の作成により、周知・啓発を図る。	「男女平等参画社会づくり講座」や講演会、情報誌「Step」の作成を通じて、性の多様性も含めた理解を促進する。	人権推進課
Ⅳ	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、自立支援に関する相談や就労支援等を行います。また、貧困と格差の連鎖を起こさないために、教育支援等の子どもの貧困対策を推進します。	■自立相談支援事業 ・相談支援の実施（新規相談受付件数） 221件(3月末時点) ■住居確保給付金（3月末時点） ・支給人数　5人 ・支給延べ人　17人 ■就労準備支援事業 ・9人（3月末時点） ■学習支援事業 ・週1回学習会を実施	2、計画をやや上回る	学習支援ボランティアの募集を大阪体育大学の事務局に依頼したところ、ボランティア数が大きく増加した。また、生徒の利用率（利用者数÷定員×100）も90%を超えた。	■自立相談支援事業 ・相談支援の実施（新規相談受付件数） 230件 ■住居確保給付金 ・支給人数5人 ■就労準備支援事業 ・利用者数15人以上 ■学習支援事業 ・利用率（利用者数÷定員）80%以上	令和7年度からは市内の社会福祉法人にご協力いただき、予算の増額なしで一丘中学校区でも週1回学習支援事業を実施することとなった。	生活福祉課
Ⅳ	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、自立支援に関する相談や就労支援等を行います。また、貧困と格差の連鎖を起こさないために、教育支援等の子どもの貧困対策を推進します。	前年度同様、就学援助制度に関して、市立小中学校に通う児童生徒がいる全世帯に各学校を通じて案内の配布、市ウェブサイト・広報への案内掲載、転入や世帯変動の届に窓口に来られた方に対して制度の案内を行った。	3、計画どおり	認定率は26.24%であり、前年度とほぼ変わらなかった。 （令和5年度：認定率 26.14%）	生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、受けられる制度の情報提供を行う。 市立小中学校に通うお子様の教育費の面で困難を感じているご家庭に就学援助費を支給する。	福祉関係部署と連携し、適切な情報提供を行う。 令和7年度も引き続き就学援助を実施する。	教育サービス課
Ⅳ	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、自立支援に関する相談や就労支援等を行います。また、貧困と格差の連鎖を起こさないために、教育支援等の子どもの貧困対策を推進します。	生活の安定と向上を図るために、就労支援や資格の為の情報提供を行った。 奨学金の制度について情報提供を行うと共に大阪府母子・父子・寡婦福祉資金の貸し付けの為の受付を行った。	3、計画どおり	生活の安定と向上を図るために、就労支援や資格の為の情報提供を行い、奨学金の制度についても情報提供を行うと共に、大阪府母子・父子・寡婦福祉資金の貸付申請の受付を行った。	就労支援や資格取得のための情報提供を行い、生活の安定と向上を図るとともに、奨学金等の利用について貸し付けの申請受付を行う。	広報や児童扶養手当現況時に情報提供やチラシの配架により周知、支援を行う。	家庭支援課 （子ども給付係）

Ⅳ	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、自立支援に関する相談や就労支援等を行います。また、貧困と格差の連鎖を起こさないために、教育支援等の子どもの貧困対策を推進します。	乳幼児健診や親子教室等、子育て相談を通じて、個別支援が必要な家庭に対して、他機関と協力し支援を行った。	3、計画どおり	健診等の機会に、支援が必要な家庭を把握し、支援を行うことができた。	支援が必要な家庭に、関係機関と協力し、支援を行う。	相談内容に応じて、関係機関を連携して支援を行う。	保健推進課
Ⅳ	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、自立支援に関する相談や就労支援等を行います。また、貧困と格差の連鎖を起こさないために、教育支援等の子どもの貧困対策を推進します。	生活困窮者支援、自立のためハローワーク情報等を提供した。 家庭教育支援関係資料の収集を行い、地域の情報拠点として情報提供と資料の貸出を行った。	3、計画どおり	幅広い資料や情報の収集に努め、ウェブサイト等での情報発信等、多くの方に情報が届くよう広報に努めた。	生活困窮者支援、自立のためハローワーク情報等を提供する。 家庭教育支援関係資料の収集を行い、地域の情報拠点として情報提供と資料の貸出を行う。	引き続き、幅広い情報の収集と提供を行う。また、教育支援等の資料の充実を図る。 ウェブサイト等での情報発信等、多くの方に情報が届くよう広報に努める。	文化振興課図書館
Ⅳ	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、自立支援に関する相談や就労支援等を行います。また、貧困と格差の連鎖を起こさないために、教育支援等の子どもの貧困対策を推進します。	泉南市要支援生徒に係る進路選択支援事業を泉南市人権協会に委託し、生活困窮家庭の進路相談を受け付けた。各学校においては、SSWが学校教員や保護者からの相談を受け、本事業等の福祉的な支援へとつなげている。	3、計画どおり	奨学金制度についての相談に応じたり、生活困窮家庭については専門機関を紹介し、福祉的な支援へとつなげた。	引き続き、専門機関とのしっかりと連携をとり、泉南市要支援生徒に係る進路選択支援事業を実施し、生活困窮家庭への支援を継続する。	学校と専門化・関係機関等の会議を定期的に開催し、生活困窮家庭への支援対策について連携を図る。	指導課
Ⅳ	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞ヤングケアラーに対する理解と認識を深める啓発、相談支援を実施します。	校区人権啓発推進協議会の総会後の研修会にて、ヤングケアラーについての啓発動画を視聴し、理解と認識を深めた。（7校区　参加人数：延べ126人）	1、計画を大幅に上回る	それぞれの家庭の状況に応じて、自立に必要な情報提供を行うとともに、関係機関と情報共有、連携強化に努め、より一層の啓発・周知を行った。	ひとり親家庭や生活困窮者に対して、それぞれの家庭の状況に応じて、自立に必要な情報提供や支援を行う。	関係機関との連携を密接に行い、それぞれの家庭の状況に応じた情報提供や支援を行う。	人権推進課
Ⅳ	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞ヤングケアラーに対する理解と認識を深める啓発、相談支援を実施します。	ヤングケアラーに対する理解と認識を深めるため、学校園に対して泉南市子どもを守る地域ネットワーク4部会合同研修を実施した。また、学校と地域の専門家及び関係機関との連携を深め支援会議を行った。	3、計画どおり	合同研修を実施しヤングケアラーに対する認識を見直し、学校園における具体的なかかわり方について学ぶことができた。また、支援会議ができるよう、関係機関と日常的な情報共有を積極的に行った。	ヤングケアラーへの理解や認識を深めるため校内研修等の促進、生活困窮家庭への支援。	学校での理解促進ための研修及び学校とSC・SSW、CSW等の専門家、家児相、福祉関係機関と連携をとり対応する。	指導課
Ⅳ	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞ヤングケアラーに対する理解と認識を深める啓発、相談支援を実施します。	支援員に啓発を行いつつ、自立相談支援事業のなかで、ヤングケアラーと思われる相談者に対しては注意して相談事業にあたった。	3、計画どおり	ヤングケアラーを思われる相談者とヤングケアラーではない相談者の線引きが難しく、総数を把握しがたい。	研修会に参加するなど相談員の資質向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の強化を図る。	相談員間の情報交換等により、関係機関と連携して、相談体制の強化を図る。	生活福祉課

Ⅳ	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞ヤングケアラーに対する理解と認識を深める啓発、相談支援を実施します。	子どもを守る地域ネットワークにおいて、学校、教育委員会等と情報共有し、連携強化を図ることができた。また、関係機関を対象とした講座を行った。	3、計画どおり	ポスター掲示等による市民啓発、関係機関へのリーフレット配布等により啓発を行った。関係機関向けの講座を行うことで関係者の理解を深めることができた。	子どもを守る地域ネットワークにおいて、学校、教育委員会等と情報共有し、連携強化を図る。	ポスター掲示等による市民啓発、関係機関へのリーフレット配布等により啓発する。	家庭支援課
Ⅳ	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞ヤングケアラーに対する理解と認識を深める啓発、相談支援を実施します。	関係機関との連携にて、ヤングケアラーに対する理解と認識を深めるため事例の情報共有等を実施した。	3、計画どおり	関係機関との連携にて、ヤングケアラーと思われるような事例など、情報共有に努めた。	関係機関との連携にて、ヤングケアラーに対する理解と認識を深める啓発、相談支援を実施します。	関係機関との連携にて、関係機関との連携にて、ヤングケアラーに対する理解と認識を深める啓発、相談支援を実施します。	障害福祉課
Ⅳ	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞ヤングケアラーに対する理解と認識を深める啓発、相談支援を実施します。	家族を介護する者に対する相談支援、地域共生社会の観点に立った包括的な支援を含む総合相談支援業務を行う地域包括支援センターにおいてヤングケアラーの支援に向けた取組への協力要請を行った。	3、計画どおり	本市のヤングケアラー支援体制についての情報提供及び支援協力要請を行った。	引き続き、本市のヤングケアラー支援体制についての情報提供及び支援協力要請を行うよう努める。	ヤングケアラー支援に関する情報収集を行い、地域包括支援センターに対して情報提供を行う。	長寿社会推進課
Ⅳ	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困等の生活上の困難を次世代に引き継がないための支援の充実＞ヤングケアラーに対する理解と認識を深める啓発、相談支援を実施します。	令和5年度に作成したチラシを泉南市の区掲示板に掲載し市民の方に周知していただけるよう区長連絡会議で説明を行った。また、主任児童委員の方に各地区でチラシを配布いただくよう協力を求めた。	2、計画をやや上回る	チラシ配布の協力を求めるにあたり、主任児童委員の方とチラシの配布先について検討を行った。	周知啓発を更に行うため、関係各課と協力し、実施を行っていく。	関係各課とチラシの配布状況等の情報共有を行い、周知啓発が行えていないところの洗い出しを行う。	子ども政策課
Ⅳ	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜多様な教育機会の保障＞ひとり親家庭の子ども在住外国人の親を持つ子どもなどの自立の前提となる生活面・学習面での支援を地域の中で行います。	CIR（国際交流員）とも協力し、多文化理解と子どもの生活面での自立支援を目的のひとつとして国際料理教室を実施した。また、夏休みに実施した居場所事業でもCIRと協力して事業実施をおこなった。 多文化理解につながる講座：11回実施 延べ参加人数：194名	3、計画どおり	講座内容がよりよいものになるように各担当機関等と調整し、企画・運営を行った。	令和7年度についてもCIRと連携した取り組みを多数実施していきたい。	よりよい講座の実施に向け、各関係機関と綿密に連携する。	生涯学習課（青少年センター）
Ⅳ	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜多様な教育機会の保障＞ひとり親家庭の子ども在住外国人の親を持つ子どもなどの自立の前提となる生活面・学習面での支援を地域の中で行います。	留守家庭児童会を通じ、就労等で不在のひとり親や在住外国人の親に代わり、基本的な生活習慣を身につけることができるよう支援を行った。	3、計画どおり	留守家庭児童会に登所した在籍児童に対し、留守家庭児童会でのルールを守ることや遊びなどを通じて基本的な生活習慣を身につけられるよう支援する。	留守家庭児童会を通じ、就労等で不在のひとり親や在住外国人の親に代わり、基本的な生活習慣を身につけることができるよう支援を行う。	ひとり親家庭の子どもや在住外国人の親を持つ子どもなどの自立の前提となる生活面・学習面での支援を地域の中で行う。	生涯学習課
Ⅳ	10	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜多様な教育機会の保障＞ひとり親家庭の子ども在住外国人の親を持つ子どもなどの自立の前提となる生活面・学習面での支援を地域の中で行います。	学校や園との連携により、社会見学、園外保育、職業体験学習、調べ学習などの学習機会の提供を行った。また朝の読書活動や学級文庫への貸出を実施した。	3、計画どおり	「いろいろな国の言葉で書かれた本」コーナー等で、積極的に資料の展示を行うとともに、学校・園等と協力して国際理解につながる資料の貸出を行った。	学校や園との連携により、社会見学、園外保育、職業体験学習、調べ学習などの学習機会の提供を行う。また朝の読書活動や学級文庫への貸出を実施する。	引き続き、多言語資料を積極的に収集し、学校・園等と協力して国際理解につながる機会を提供する。	文化振興課図書館

主要施策11　ライフステージに対応した健康支援

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	6年度進捗実績	6年度進捗度	6年度の成果とその取り組み方並びにどのような努力を行ったか（できなかった場合はその理由も含む）	7年度実施計画	7年度実施計画を実現するため、どのような取り組みを行いますか。	担当課
Ⅳ	11	(1)	生涯をとおしての健康づくりの支援	＜ライフサイクルに応じた健康づくりの推進＞思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期の健康支援のための情報提供や学習機会を充実します。	・妊婦及びその家族を対象に両親教室「はじめまして！赤ちゃん」を開催（年3回） ・女性特有のがん検診（乳・子宮）の受診勧奨を行った。	3、計画どおり	・妊娠期に両親教室「はじめまして！赤ちゃん」を年3回実施した。 ・女性特有のがん検診の無料クーポン券（子宮：342件、乳：283件）を配布、受診勧奨（子宮：1,100件、乳：1,741件）を実施。 ・乳幼児健診等に女性特有のがん検診の受診勧奨を行った。	女性が生涯に渡って自分の健康づくりに取り組めるよう、情報提供を行う。	両親教室等で妊娠・出産期の健康づくりを支援する。また、乳幼児健診等の機会を活用し、ライフサイクルに応じた健康づくりについての情報提供を実施する。	保健推進課
Ⅳ	11	(1)	生涯をとおしての健康づくりの支援	＜妊娠・出産期の女性の健康と男性の理解促進＞女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごし、母子の健康が確保されるよう周知するとともに、妊娠期の女性やその配偶者を対象とした出産・子育てのための講座を開催します。	産後健診（産後2週間と1か月）で、産後うつ病のスクリーニングを行った。 産後健診受診者数（R7年2月末） 産後2週間：280人 産後1か月：271人	3、計画どおり	「産後健診」の費用助成を行い、受診勧奨するとともに、必要に応じて個別に支援を行った。	妊娠期の女性や配偶者が出産・子育てについて理解を深める機会を作る。	医療機関をはじめ、関係機関と連携し、早期に支援を行う。	保健推進課
Ⅳ	11	(1)	生涯をとおしての健康づくりの支援	＜性差に応じた健康支援の推進＞性差医療の重要性に関する普及啓発、情報提供、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策を進めます。	・女性特有のがん検診（乳・子宮）の実施。 乳がん検診受診者数：1,282人 子宮頸がん検診受診者数：1,872人 ・男性特有のがん検診（前立腺）の実施。 前立腺がん検診受診者数：965人	3、計画どおり	・各がん検診を実施した。	性差に応じた健康支援を実施する。	性差に応じた健康に関する情報提供及びがん検診を実施する。	保健推進課
Ⅳ	11	(1)	生涯をとおしての健康づくりの支援	＜健康をおびやかす問題についての対策の推進＞性感染症や薬物依存、過度の飲酒、喫煙が心身に及ぼす影響などに関する知識の普及や予防のための学習機会を提供します。	乳幼児健診や妊娠届出、健康教室及び肺がん検診時を活用し、飲酒や喫煙など健康に及ぼす影響を説明し、必要に応じて禁煙外来を紹介した。	3、計画どおり	各事業等において啓発を行った。 説明とともに、視覚的にも伝わりやすい媒体を用いた。	飲酒、喫煙が及ぼす影響について、妊娠届出時や健康教室で啓発を行う。	各事業の参加者に対して普及啓発を行う。	保健推進課
Ⅳ	11	(2)	性と生殖に関する取組の充実	＜リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発＞リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方に基づき、すべての人が自分の身体に関して自己決定権を持っていることを認識し、行使できるように啓発を行います。	人権教育講座では、「社会の中での生きづらさを考える」というテーマで、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方やジェンダーバイアスについて理解を深めることができた。 （参加者：17名）	1、計画を大幅に上回る	女性相談の活動を通した、講師のお話からは女性の生涯を通じた健康問題の視点が社会問題とつながっていることなど、女性だけでなく、男性も理解を深めることができる内容であった。	講座や講演会等を通じ、女性の生涯を通しての健康づくり、また、男性も女性について理解を深めることができるよう啓発を図る。	講座や講演会等を通じ、女性を理解するための講座を開催し、併せて、関係機関からの啓発冊子や講演の情報等を周知する。	人権推進課

あらゆる暴力の根絶を基本とした安心づくり

基本目標　Ⅴ

基本目標Ⅴ　あらゆる暴力の根絶を基本とした安心づくり【ＤＶ防止基本計画】

主要施策12　あらゆる暴力の根絶

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	6年度進捗実績	6年度進捗度	6年度の成果とその取り組み方並びにどのような努力を行ったか（できなかった場合はその理由も含む）	7年度実施計画	7年度実施計画を実現するため、どのような取り組みを行いますか。	担当課
Ⅴ	12	(1)	あらゆる暴力を容認しない基盤づくり	＜ＤＶ根絶に向けた啓発の充実＞ＤＶ防止法、ストーカー規制法等を周知するとともに、女性に対する暴力についての正しい認識を浸透するため、学習機会を推進します。	人権教育講座では、「社会の中での生きづらさを考える」というテーマで、講座を開催し、女性に対するあらゆる暴力の根絶について理解を深めることができた。 （参加者：17名）	1、計画を大幅に上回る	講座を通して、あらゆる暴力をなくすための啓発、学習機会の提供を行った。大阪府等が作成したリーフレットの配架や各種相談窓口についても情報提供を行った。	講座や講演会等を行うことにより、女性の人権を守る法律や制度の周知を図る。	講座や講演会等を行うことにより、女性の人権を守る法律や制度の周知を図り、関係機関等から啓発冊子の配布を行う。	人権推進課
Ⅴ	12	(1)	あらゆる暴力を容認しない基盤づくり	＜性犯罪等の防止に向けた啓発と防犯対策の強化＞性犯罪に関する正しい情報を提供し、性犯罪を許さない環境づくりを行います。また、子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進や、近親者等親密な関係にある者や指導的立場にある者による性犯罪等の発生を防止するための取組を強化します。	11月の「女性に対する暴力をなくす運動（パープルリボン）」「子どもの虐待防止オレンジリボン運動」において、家庭支援課と共催で市役所ロビー、図書館で啓発ツリー、パネル展示、懸垂幕を掲示し、また保健センターやひだまりにて啓発物品の配布、JR新家駅では駅頭啓発を行った。	2、計画をやや上回る	関係課や関係機関と連携強化に努め、DV 防止法、児童虐待防止法などを広く一般市民に周知・啓発することができた。	家庭支援課と共催で公共施設での啓発に加えて、イオンモールにてパネル展示、街頭啓発を実施し、より一層の周知啓発を図る。	関係課や関係機関と情報共有を図ることにより、連携強化に努め、より一層の啓発・周知を図る。	人権推進課
Ⅴ	12	(1)	あらゆる暴力を容認しない基盤づくり	＜性犯罪等の防止に向けた啓発と防犯対策の強化＞性犯罪に関する正しい情報を提供し、性犯罪を許さない環境づくりを行います。また、子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進や、近親者等親密な関係にある者や指導的立場にある者による性犯罪等の発生を防止するための取組を強化します。	関係機関と協力して、性犯罪等街頭犯罪の防止に向けた地域安全運動（年2回）及び地域安全大会(年1回)を実施するとともに、各地域でのぼり旗の設置を行うなど啓発に努めた。	3、計画どおり	関係機関と協力して、性犯罪等街頭犯罪の防止のため関係機関と連携を図った。大きな事件はなかった。	性犯罪等街頭犯罪の防止に向けた運動を実施するとともに、各地域で啓発に努める。	関係機関と協力して、性犯罪等街頭犯罪の防止に向けた地域安全運動（年2回）及び地域安全大会(年1回)を実施するとともに、各地域でのぼり旗の設置を行うなど啓発に努める。	生活福祉課
Ⅴ	12	(2)	配偶者等からの暴力の防止	＜早期発見のための取組の推進＞状況が深刻化することを防ぐため、被害者自身が被害に気づき、いちはやく相談するよう周知啓発を行います。また、配偶者からの暴力に関する相談窓口を掲載したＤＶ相談窓口一覧カード等を活用します。	相談窓口記載のカードを作成し、市役所本庁・別館女子トイレに配架、各公共施設及び男女平等参画ルームの情報コーナーに啓発チラシ等を配架し、情報提供に努めた。また、公式LINEを活用した周知を行ったことで、相談件数の増加につながった。 （女性相談：95件、電話相談：52件）	1、計画を大幅に上回る	相談者が窓口にいち早くつながるよう、啓発・周知を図った。	相談窓口記載のカード配架場所を拡充し、公式LINEからも定期的に情報発信し、相談窓口の周知を図る。	必要な方に情報が届くように、様々な手法でより一層の啓発・周知を図る。	人権推進課

Ⅴ	12	(2)	配偶者等からの暴力の防止	＜地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化＞地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。	近隣周辺や地域でも、配偶者からの暴力に気づき、支援ができるように、民生委員児童委員を通じて、講座や講演会の受講を推進した。また、泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議での情報共有を図った。	2、計画をやや上回る	講座・講演会の開催の案内については、民生委員児童委員や、人権擁護委員への周知啓発活動を進め、泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議では情報共有を行い、地域の中での連携を強化した。	近隣周辺や地域でも、配偶者からの暴力に気づき、支援ができるように、講座や講演会等を通じて、啓発や学習機会を提供する。	講座・講演会の開催の案内については、民生委員児童委員や、人権擁護委員への啓発活動を進め、情報提供・共有を行い、地域の中での連携を強化する。	人権推進課
Ⅴ	12	(2)	配偶者等からの暴力の防止	＜地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化＞地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。	関係団体に対し、DV被害等に関する研修会への参加を働きかけるとともに、相互の連携強化に努めた。	3、計画どおり	自立相談の中で、相談を受け付け、対応した。	DV被害等に関する研修会への参加を働きかけるとともに、相互の連携強化に努める。	関係団体に対し、DV被害等に関する研修会への参加を働きかけるとともに、相互の連携強化に努める。	生活福祉課
Ⅴ	12	(2)	配偶者等からの暴力の防止	＜地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化＞地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。	関係部署との連携強化に努めた	3、計画どおり	民生委員児童委員等から提供された情報と、その課題について関係部署と連携し対応した。警察や包括支援センター等から通報が入り次第、避難先の確保を行い、一時保護、他市への避難等必要な支援を関係機関とともに行った。	関係部署との連携協会に努める。	警察、地域包括支援センターなど、関係団体との連携を強化し、迅速に情報提供とその共有に努める。	長寿社会推進課
Ⅴ	12	(2)	配偶者等からの暴力の防止	＜地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化＞地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。	相談支援事業所を中心に泉南市自立支援協議会において、虐待の早期発見と適切な対応を図るための情報交換に取り組んだ。	3、計画どおり	相談支援事業所を中心に泉南市自立支援協議会において、虐待の早期発見と適切な対応を図るための情報交換に取り組んだ。	虐待やDV被害等に関する研修会への参加を、関係団体等に対し、働きかけるとともに、相互の連携強化に努めます	関係団体に対し、DV被害等に関する研修会への参加を働きかける。	障害福祉課
Ⅴ	12	(2)	配偶者等からの暴力の防止	＜医療・福祉関係者などへの啓発の徹底＞ＤＶに関する知識やＤＶ被害者への対応、被害者のプライバシーへの配慮などについてのマニュアルを作成し、配布します。	大阪府等が作成したリーフレットを配架するとともに、庁内窓口用の「泉南市ＤＶ被害者相談マニュアル」や「ワンストップシート」を活用した。	3、計画どおり	大阪府等が作成したリーフレットを配架するとともに、庁内窓口用の「泉南市ＤＶ被害者相談マニュアル」や「ワンストップシート」を活用した。	大阪府等が作成したリーフレットの配架するとともに、庁内窓口用の「泉南市ＤＶ被害者相談マニュアル」や「ワンストップシート」を活用する。	啓発冊子やリーフレットなどの配架には、見やすく、利用しやすいように整備する。	人権推進課

Ⅴ	12	(2)	配偶者等からの暴力の防止	＜医療・福祉関係者などへの啓発の徹底＞ＤＶに関する知識やＤＶ被害者への対応、被害者のプライバシーへの配慮などについてのマニュアルを作成し、配布します。	DV相談・女性のための相談等掲載のパンフレットを窓口に設置、また健診受診者に配布する。	3、計画どおり	困ったときの相談窓口を関係機関に配布し、普及啓発を行った。	関係機関と連携し、検討する。	関係機関と連携、検討する。	保健推進課
Ⅴ	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	＜デートＤＶ防止に関する取組の強化＞児童生徒や若年層を対象にしたデートＤＶ防止のための教育・啓発を行うとともに、教職員に対しても研修等を実施します。	児童生徒、若年層へのデートDVの観点から講座・講演会への参加を教職員や社会教育に携わる人などに推進した。	3、計画どおり	講座・講演会開催にあたっては、学校関係機関への案内・周知を行った。	児童生徒、若年層へのデートDVの観点から講座・講演会への教職員や社会教育に携わる人の参加を促す。	講座・講演会開催にあたっては、学校関係機関への案内・周知も行う。	人権推進課
Ⅴ	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	＜デートＤＶ防止に関する取組の強化＞児童生徒や若年層を対象にしたデートＤＶ防止のための教育・啓発を行うとともに、教職員に対しても研修等を実施します。	大阪府の「教職員向けDV被害者対応マニュアル」を配布するとともに、校内研修等実施の促進を図った。	3、計画どおり	校長に対し、大阪府の「教職員向けDV被害者対応マニュアル」を配布するとともに、校内研修等実施の促進を図った。	大阪府の「教職員向けDV被害者対応マニュアル」を配布するとともに、校内研修等実施の促進を図る。	教職員が研修等を通じて、実態把握と未然防止に努めるとともに、児童生徒から相談しやすい体制や環境を整える。	指導課
Ⅴ	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	＜デートＤＶ防止に関する取組の強化＞児童生徒や若年層を対象にしたデートＤＶ防止のための教育・啓発を行うとともに、教職員に対しても研修等を実施します。	教育関係者のジェンダーに対する理解を深めるため、学校園所の研修において、性的マイノリティの当事者との出会いや多様な性と出会う取組を推進した。 薬物乱用防止・飲酒や喫煙への依存に対する学習を行った。	3、計画どおり	各学校園での性的マイノリティの子どもに関する情報を共有した。また、性的マイノリティに関する法令等に関して、人権教育担当者への情報共有を行った。 関係機関と連携して講師を招いて薬物乱用防止・飲酒や喫煙に関する授業を実施した。	引き続き、発達段階に応じた性に関する学習機会・指導の充実を図る。	ヒアリング時に各学校園へ働きかけ、情報提供を行う。	人権国際教育課
Ⅴ	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	＜デートＤＶ防止に関する取組の強化＞SNSに起因するトラブルを未然に防ぐなど社会情勢に対応した啓発活動を実施します。	大阪府等が作成したリーフレットの配架を行った。また、個別相談においては、適切に周知し啓発を図った。	3、計画どおり	関係課や関係機関と情報共有を図ることにより、連携強化に努め、より一層の啓発・周知を図った。	大阪府等が作成したリーフレットの配架を行う。また、個別相談においては、適切に周知し啓発を図る。	関係課や関係機関と情報共有を図ることにより、連携強化に努め、より一層の啓発・周知を図る。	人権推進課
Ⅴ	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	＜デートＤＶ防止に関する取組の強化＞SNSに起因するトラブルを未然に防ぐなど社会情勢に対応した啓発活動を実施します。	大阪府等が作成したリーフレットの配架を行います。また、個別相談においては、適切に周知し啓発を図った。	3、計画どおり	関係課や関係機関と情報共有を図ることにより、連携強化に努め、より一層の啓発・周知を図った。	大阪府等が作成したリーフレットの配架を行います。また、個別相談においては、適切に周知し啓発を図ります。	関係課や関係機関と情報共有を図ることにより、連携強化に努め、より一層の啓発・周知を図ります。	指導課
Ⅴ	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	＜デートＤＶ防止に関する取組の強化＞SNSに起因するトラブルを未然に防ぐなど社会情勢に対応した啓発活動を実施します。	昨年度導入した一人一台タブレットを活用した各学校での取組を進めるとともに、メディアリテラシーに関する学習も進めた。	3、計画どおり	一人一台タブレットを導入したことで、どの子どももインターネット上の情報に触れる機会が増えている状況になっていることを踏まえた学習を行った。	メディアリテラシーの取組を推進する。	校園長会やヒアリング等で、メディアリテラシーの取組推進に向けての情報発信や情報共有を行う。	人権国際教育課

Ⅴ	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	＜デートＤＶ防止に関する取組の強化＞中学生・高校生・大学生を対象にした啓発リーフレットを作成します。	大阪府等が作成したリーフレットの配架を行った。また、個別相談においては、適切に周知し啓発を図った。	3、計画どおり	関係課や関係機関と情報共有を図ることにより、連携強化に努め、より一層の啓発・周知を図った。	大阪府等が作成したリーフレットの配架を行う。また、個別相談においては、適切に周知し啓発を図る。	関係課や関係機関と情報共有を図ることにより、連携強化に努め、より一層の啓発・周知を図る。	人権推進課
Ⅴ	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	＜デートＤＶ防止に関する取組の強化＞中学生・高校生・大学生を対象にした啓発リーフレットを作成します。	大阪府や文科省作成の啓発リーフレットを活用した。	3、計画どおり	担当者会で啓発リーフレットを使っての啓発を行った。	大阪府や文科省作成の啓発リーフレットを活用する。	大阪府や文科省作成の中学生対象の啓発リーフレットを活用する。	指導課
Ⅴ	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	＜デートＤＶ防止に関する取組の強化＞中学生・高校生・大学生を対象にした啓発リーフレットを作成します。	府作成の「中学生向けデートDV防止啓発リーフレット」を活用したデートDV防止に関する取組を実施した。	3、計画どおり	ヒアリングや担当者会において、各学校園にリーフレット活用の依頼や説明を行った。	若年層へのDV防止の観点で、リーフレットの活用を依頼していく。	ヒアリング時に各学校園へ働きかける。	人権国際教育課
Ⅴ	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜セクシャル・ハラスメント防止の促進＞事業所や地域におけるセクシャル・ハラスメントの防止のために、実効性のあるセクシャル・ハラスメント対策を講じるよう、周知徹底するとともに、学習機会の充実を図ります。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業者（46事業所）に対象に、大阪府や大阪府企業人権協議会が開催するセクシュアル・ハラスメント防止に関連した研修や講座受講に係る経費の助成や、関連する啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への周知・啓発を図った。	3、計画どおり	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所（46事業所）を対象に、大阪府や大阪企業人権協議会が開催するセクシュアル・ハラスメント防止に関連した研修や講座受講に係る経費の助成や、ハローワークや大阪府等労働関係機関から提供を受けたセクシャル・ハラスメント防止に関連する啓発冊子やチラシなどを配布するなどし啓発、情報提供を行った。	泉南市事業所人権推進連絡会のR7年度総会（R7.5.26開催）において、「あらゆるハラスメントの防止」をテーマに研修会を開催する予定。	泉南市事業所人権推進連絡会のR7年度総会において、「あらゆるハラスメントの防止」をテーマに研修会を開催するとともに、引き続き、会員事業所（48事業所）を対象に、大阪企業人権協議会サポートセンターが主催する研修や講座を受講する際の助成制度を周知する。また、ハローワークや大阪府等労働関係機関から提供されるセクシャル・ハラスメント防止に関連する啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供に努める。	人権推進課
Ⅴ	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜セクシャル・ハラスメント防止の促進＞事業所や地域におけるセクシャル・ハラスメントの防止のために、実効性のあるセクシャル・ハラスメント対策を講じるよう、周知徹底するとともに、学習機会の充実を図ります。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課で共有し、市民の方への周知啓発に努めた。	3、計画どおり	関係機関から提供される労働に関する情報を速やかに発信し、広報・啓発に努めた。	関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発に努める。	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、周知・啓発に努める。	産業振興課
Ⅴ	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜セクシャル・ハラスメント防止の促進＞事業所や地域におけるセクシャル・ハラスメントの防止のために、実効性のあるセクシャル・ハラスメント対策を講じるよう、周知徹底するとともに、学習機会の充実を図ります。	職場における様々なハラスメントを防止するために「ハラスメント防止研修」を実施した。 ハラスメント防止研修　参加者：41人	3、計画どおり	研修を通じ、ハラスメントの定義について正しい知識や、ハラスメントを発生させない組織・環境づくりについて学ぶ機会を提供した。	引き続き、役職にかかわらず全職員を対象に、ハラスメント防止研修を実施する。	引き続き、役職にかかわらず全職員を対象に、ハラスメント防止研修を実施する。	秘書人事課

Ⅴ	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜性犯罪等のあらゆる暴力をなくすための啓発等の充実＞セクシャル・ハラスメントやストーカー行為、売買春、性犯罪など、あらゆる暴力をなくすための啓発、学習機会を提供します。また、被害者救済のための専門の相談窓口の情報提供を行います。	人権教育講座では、「社会の中での生きづらさを考える」というテーマで、講座を開催し、女性に対するあらゆる暴力の根絶について理解を深めることができた。また各種相談窓口についても情報提供を行った。（参加者：17名）	1、計画を大幅に上回る	講座を通して、あらゆる暴力をなくすための啓発、学習機会の提供を行った。大阪府等が作成したリーフレットの配架や各種相談窓口についても情報提供を行った。	講座を通じ、あらゆる暴力をなくす為の啓発を図る。 また 大阪府等が作成したリーフレットの配架を行い、周知を図る。	講座を通じ、あらゆる暴力をなくす為の啓発を図る。また 大阪府等が作成したリーフレットの配架を行い、周知を図る。	人権推進課
Ⅴ	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利に関する条例」を遵守し、関係課や関係機関と連携しながら、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	貝塚子ども家庭センター、警察署、関係課などと連携し、適切な支援の実施に努めた。	2、計画をやや上回る	貝塚子ども家庭センター、警察署、関係課などと連携し、適切な支援の実施に努めた。	貝塚子ども家庭センター、警察署、関係課などと連携し、適切な支援の実施に努める。	貝塚子ども家庭センター、警察署、関係課などと連携し、適切な支援の実施に努める。	人権推進課
Ⅴ	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利に関する条例」を遵守し、関係課や関係機関と連携しながら、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システム強化について、ヒアリング等にて確認した。	3、計画どおり	・各学校園において、子どもの相談窓口を設置し、周知していることをヒアリングにて確認。 ・大阪府教育センター等から配布される相談窓口のカードを、各学校園を通して子どもたちに配布。	せんなんこども相談アプリを通知するとともに、子どもの思いを共感的に聴くことの大切さを様々な研修の機会に伝えるとともに、子どもが相談しやすい体制づくりを構築していく。	・各学校園において、せんなん子ども相談アプリや子どもの相談窓口を設置し、周知していることをヒアリングにて確認する。 ・大阪府教育センター等から配布される相談窓口のカードを、各学校園を通して子どもたちに配布する。	指導課
Ⅴ	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利に関する条例」を遵守し、関係課や関係機関と連携しながら、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システム強化について、ヒアリング等にて確認した。また、令和6年7月よりタブレット端末を利用した「せんなん子ども相談」事業を開始した。	2、計画をやや上回る	・各学校園において、子どもの相談窓口を設置し、周知していることをヒアリングにて確認。 ・大阪府教育センター等から配布される相談窓口のカードを、各学校園を通して子どもたちに配布。 ・「せんなん子ども相談」フォームについて児童生徒、保護者に周知を行った。	子どもの思いを共感的に聴くことの大切さを様々な研修の機会に伝えるとともに、子どもが相談しやすい体制づくりを構築していく。	・各学校園において、子どもの相談窓口を設置し、周知していることをヒアリングにて確認する。 ・大阪府教育センター等から配布される相談窓口のカードを、各学校園を通して子どもたちに配布する。 ・「せんなん子ども相談」の周知と安定的運用を行う。	人権国際教育課
Ⅴ	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利に関する条例」を遵守し、関係課や関係機関と連携しながら、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	保護者、教師を対象に市PTA協議会主催の研修会を開催し引き続き啓発を行った。	3、計画どおり	講座等のチラシの配架に加えて啓発の機会を設けた。	子どもへの暴力を防止するために、市PTA協議会をはじめ、関係機関との連携強化を図る。	保護者、教師を対象に市PTA協議会主催の研修会を開催し引き続き啓発を行う。	生涯学習課

Ⅴ	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利に関する条例」を遵守し、関係課や関係機関と連携しながら、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	子どもを守る地域ネットワークにおいて、関係機関との連携強化を図った。	3、計画どおり	子どもを守る地域ネットワークにて、児童虐待防止の理解を深めるため、各部会での研修や市民啓発を通じて、児童虐待防止を推進した。	子どもを守る地域ネットワークにおいて、関係機関との連携強化を図る。	児童虐待防止の理解を深めるため、各部会での研修や市民啓発を通じて、児童虐待防止を推進する。	家庭支援課（家庭児童相談室）
Ⅴ	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利に関する条例」を遵守し、関係課や関係機関と連携しながら、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	関係機関と連携し、防止啓発に努めた。	3、計画どおり	自立相談の中で、相談を受け付け、対応した。	関係機関と連携し、防止啓発に努める。	関係機関と連携し、防止啓発に努める。	生活福祉課
Ⅴ	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利に関する条例」を遵守し、関係課や関係機関と連携しながら、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	虐待事例について、関係機関と連携を図り、必要な支援を実施。 健診未受診者をはじめとするリスクの高い家庭等について、定期的に課内会議を行い、関係機関に情報提供を行った。	3、計画どおり	虐待事例について、関係機関と連携を図り、必要な支援を実施した。	関係機関と連携し、子どもへの暴力の防止に取組む。	随時相談を受け、必要時には関係機関と連携し支援する。	保健推進課
Ⅴ	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利に関する条例」を遵守し、関係課や関係機関と連携しながら、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	子どもの権利の日に庁舎ロビーで、子どもの権利に関する作品の掲示や横断幕を設置し、周知を行った。	3、計画どおり	子どもの権利の日を周知するチラシ作成において、今まで以上に子どもたちに興味を持ってもらえるチラシにするため、子どもの権利に関するクイズ形式のチラシとした。	地域で活動されている方々と連携を取れるよう努める。	子どもの権利について、研修受講された方々との連携を図る。	子ども政策課

主要施策13　被害者の保護と自立支援

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	6年度進捗実績	6年度進捗度	6年度の成果とその取り組み方並びにどのような努力を行ったか（できなかった場合はその理由も含む）	7年度実施計画	7年度実施計画を実現するため、どのような取り組みを行いますか。	担当課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」を開催し、関係課や関係機関と情報共有を図り、ネットワーク構築の確認ができた。また、大阪府女性相談センターと連携し、個別支援調整会議を開催し、被害者支援の連携強化につなげた。	1、計画を大幅に上回る	個別支援調整会議では、被害者の支援について庁内での情報共有、連携を図ることができた。	担当者の異動等があった場合も連携が取れるよう、例年11月に実施していた代表者会議を年度当初に実施する。	代表者会議だけでなく、個別支援調整会議や担当者会議を実施するなど、関係課、関係機関との連携を強化する。	人権推進課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	住民基本台帳事務における支援措置制度について、制度を厳格に運用し、被害者の保護を行った。	3、計画どおり	市関係部署及び警察等の関係機関と連携し、支援措置を必要とする方の個々具体の事情を把握し、措置を正確に適用した。	引き続き関係機関等と連携しつつ、住民基本台帳制度における支援措置制度を厳格に運用し、被害者の支援を行う。	市関係部署、警察等の関係機関と連携しつつ、支援措置を必要とする方から丁寧な聞き取りを行うなど、配慮を怠らず正確に保護を適用していく。	市民課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	弁護士による法律相談を月2～3回、年34回実施し、相談件数は238件であった。	3、計画どおり	初期段階における被害者支援のため、弁護士による専門的な相談を34回行った。	弁護士による無料法律相談を実施する。	弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回実施の予定。	産業振興課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	関係各課との連携を行いながら、当該ケースについて、適切な保険証等の交付事務に努めた。	3、計画どおり	令和6年度は該当ケースは無かった。今後も関係各課と連携し対応する。	関係各課と連携の上、被害者の事情を考慮して対応する。現在も国民健康保険に加入しているDV支援者には、引き続き、個人情報等に留意しながら対応していく必要がある。	DV支援者の対応方法に関する資料を課内で共有、被害者の事情を課内で考慮できるようしておく。また、関係各課には必要に応じて引き続き連携を行っていく。	保険年金課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	・被害者の自立支援のため関係機関との連携を図りながら、保育施設への入園事務に務めた。	3、計画どおり	・関係機関と連携しながら、必要な情報交換を行った。	・必要な報収集及び、被害者への情報提供	・関係機関との連携強化に努める。	保育子ども課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	児童虐待防止の観点から相互に連携し、機能強化を図った。	3、計画どおり	泉南配偶者からの暴力防止連絡会議に基づき、各機関と連携、情報提供を図った。また、DV事案が発生した時は、案件ごとに個別に情報提供、連携を図った。	児童虐待防止の観点から相互に連携し、機能強化を図る。	関係機関と情報の交換を行い、要保護児童等に対する支援について、各機関の役割について共有する。	家庭支援課（家庭児童相談室）

Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	関係部署との連携強化に努めた	3、計画どおり	地域包括支援センターとの連携による相談を実施。警察や包括支援センター等から通報が入り次第、避難先の確保を行い、一時保護、他市への避難等必要な支援を関係機関とともに行った。	関係部署との情報の共有に努め、被害者の一時保護からの自立支援を行う。	関係部署との連携強化に努める。	長寿社会推進課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	DV防止連絡会議代表者会議各関係機関と情報交換、情報共有を図り、支援体制構築に努めた。	3、計画どおり	DV防止連絡会議代表者会議を開催し、各関係機関と情報交換、情報共有を図った。また、DV事案が発生した都度、案件ごとに個別に情報共有を図った。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議を開催し、連携を密接にする。	DV防止連絡会議代表者会議を開催し、各関係機関と情報交換、情報共有を図る。DV事案が発生した都度、案件ごとに個別に情報共有を図る。	生活福祉課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議の構成機関として、関係各課との連携を図った。	3、計画どおり	連絡会議に参加し、関係各課と情報共有を行い継続的な連携をすすめることができた。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議の構成機関として、関係各課との連携を図ります。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議へ参加する。	障害福祉課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	会議等を通じて関係各課との連携を図った。	3、計画どおり	関係各課と情報共有を図り、継続的な支援を行った。	会議等を通じて、関係各課との連携を強化する。	会議に参加し、連携を図る。	保健推進課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の役割を果たした。	3、計画どおり	学校園については、SC・SSW等の専門家や関係機関と連携協力し、対応した。	予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の役割を果たす。	引き続き学校園については、SC・SSW等の専門家や関係機関と連携をとり対応する。	指導課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談の充実と連携の強化＞地域包括支援センターをはじめ、各関係機関との連携を強化するとともに、被害者に二次被害が及ばないための配慮の観点から、庁内窓口用の「泉南市ＤＶ被害者相談マニュアル」や「ワンストップシート」を有効に活用します。	地域包括支援センターや人権協会と連携し、被害者に二次被害が及ばないよう、情報交換をおこなった。	1、計画を大幅に上回る	関係機関との情報共有をはかり、被害者の支援に連携して対応することができた。	関係課や関係機関と情報共有を図ることにより、連携強化に努め、庁内窓口担当者に対し、DV被害者相談マニュアルの活用を進める。	関係課や関係機関と情報共有を図ることにより、連携強化に努める。	人権推進課

Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談の充実と連携の強化＞地域包括支援センターをはじめ、各関係機関との連携を強化するとともに、被害者に二次被害が及ばないための配慮の観点から、庁内窓口用の「泉南市ＤＶ被害者相談マニュアル」や「ワンストップシート」を有効に活用します。	地域包括支援センターとの連携により相談体制を充実した。	3、計画どおり	地域包括支援センターとの連携による相談を実施。警察や包括支援センター等から通報が入り次第、避難先の確保を行い、一時保護、他市への避難等必要な支援を関係機関とともに行った。	地域包括支援センターとの連携による相談を実施する。	地域包括支援センターとの連携により、相談体制の充実を図る。	長寿社会推進課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談の充実と連携の強化＞地域包括支援センターをはじめ、各関係機関との連携を強化するとともに、被害者に二次被害が及ばないための配慮の観点から、庁内窓口用の「泉南市ＤＶ被害者相談マニュアル」や「ワンストップシート」を有効に活用します。	地域包括支援センターや関係機関との連携により相談体制を充実した。	3、計画どおり	個別事例により、地域包括支援センターや関係機関との連携による支援を実施した。	被害者に対する支援において、障害者相談支援事業所や地域包括支援センター等、各関係機関との連携により、相談体制を充実します。	各関係機関との連携により、相談支援を実施する。	障害福祉課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜被害者の安全確保の徹底＞場所の秘匿を徹底し、一時保護にあたっての適切な対応を行うとともに、保護命令申立て等手続きに関する情報提供を行います。	大阪府女性相談センター、警察署などのDV被害者支援センターと連携し、適切な支援の実施に努めた。	1、計画を大幅に上回る	令和6年度、一時保護は1件であったが、相談内容の傾聴に努め、迅速な対応と連携に努めた。また、一時保護施設退所後の被害者についても関係機関と連携し、安全確保に努めた。	大阪府女性相談センター、貝塚子ども家庭センター、警察署などのDV被害者支援センターや民間シェルター等と連携し、適切な保護の実施に努める。	一時保護は緊急性を要するため、迅速な対応と連携に努める。	人権推進課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜被害者の安全確保の徹底＞場所の秘匿を徹底し、一時保護にあたっての適切な対応を行うとともに、保護命令申立て等手続きに関する情報提供を行います。	高齢者虐待対応に基づく一時保護を実施。	3、計画どおり	地域包括支援センターや警察等と情報連携を密にし、高齢者の一時保護を実施できる体制を確率した、	警察や包括支援センター等との連携により一時保護を実施できる体制を確立し、相談、救援活動を行う。	高齢者虐待対応に基づく一時保護を継続して実施する。	長寿社会推進課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜被害者の安全確保の徹底＞場所の秘匿を徹底し、一時保護にあたっての適切な対応を行うとともに、保護命令申立て等手続きに関する情報提供を行います。	泉南市高齢者・障害者虐待防止ガイドラインに沿って、一時保護にあたって適切に対応した。	3、計画どおり	泉南市高齢者・障害者虐待防止ガイドラインに沿って、一時保護にあたって適切な対応に努めた。	泉南市高齢者・障害者虐待防止ガイドラインに沿って、一時保護にあたって適切に対応する。	泉南市高齢者・障害者虐待防止ガイドラインに沿って、一時保護が必要な場合には、適切に対応する。	障害福祉課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜性暴力の被害者支援＞「性暴力救援センター・大阪（SACHICO）」など民間の支援機関と協力して心とからだのケアに努めます。	大阪府等が作成したリーフレットの配架を行い、周知啓発を図った。	2、計画をやや上回る	大阪府等が作成したリーフレットの配架を行い、周知啓発を図った。	大阪府等が作成したリーフレットの配架を行う。また、個別相談においては、適切に周知し啓発を図る。	関係課や関係機関と情報共有を図ることにより、連携強化に努め、より一層の啓発・周知を図る。	人権推進課

Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談窓口、医療機関などとの連携の強化＞各種相談事業の相談員による情報交換等により課題整理を行い、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」を開催し、関係課や関係機関と情報共有を図り、ネットワーク構築の確認ができた。また、大阪府女性相談センターと連携し、個別支援調整会議を開催し、被害者支援の連携強化につなげた。	1、計画を大幅に上回る	「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」を開催し、関係機関との連携強化を図った。	「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」により、連携強化に努める。	代表者会議だけでなく、個別支援調整会議や担当者会議を実施するなど、関係課、関係機関との連携を強化する。	人権推進課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談窓口、医療機関などとの連携の強化＞各種相談事業の相談員による情報交換等により課題整理を行い、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	相談員間の情報交換等により、関係機関と連携して、相談体制の強化を図った。	3、計画どおり	自立相談の中で、相談を受け付け、対応した。	研修会に参加するなど相談員の資質向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の強化を図る。	相談員間の情報交換等により、関係機関と連携して、相談体制の強化を図る。	生活福祉課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談窓口、医療機関などとの連携の強化＞各種相談事業の相談員による情報交換等により課題整理を行い、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	相談、救援活動を行う大阪府・関係機関・NPO(民間非営利組織)との連携により支援を実施した。	3、計画どおり	事例に対しケース会議を行い、問題の共有を図るとともに、各機関の役割を確認するなどした。	相談、救援活動を行う。大阪府、関係機関、NPO（民間非営利組織）との連携を図る。	相談、救援活動を行う。大阪府、関係機関、NPO（民間非営利組織）との連携により支援を行う。	長寿社会推進課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談窓口、医療機関などとの連携の強化＞各種相談事業の相談員による情報交換等により課題整理を行い、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	相談支援事業所を中心に泉南市自立支援協議会において、相談等に関する情報共有を図るための情報交換に取り組んだ。	3、計画どおり	相談支援事業所を中心に泉南市自立支援協議会において、相談等に関する情報共有を図るための情報交換に取り組んだ。	相談支援事業所による情報交換・課題解決に向けたネットワークにより、相談支援の連携を図ります。	泉南市自立支援協議会において、相談支援事業所を中心に情報交換・課題解決に向けたネットワークにより、連携を図る。	障害福祉課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談窓口、医療機関などとの連携の強化＞各種相談事業の相談員による情報交換等により課題整理を行い、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	定期的に課内会議を行い、関係機関に情報提供を行った。また必要時に応じて関係機関と会議を開催する等、連携を図った。	3、計画どおり	関係機関との会議に出席し、関係機関と必要な情報交換を行うことができた。	課題解決に向けたネットワークづくりの推進に取り組む。	引き続き関係機関との連携を行う。	保健推進課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談窓口、医療機関などとの連携の強化＞各種相談事業の相談員による情報交換等により課題整理を行い、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	子どもを守る地域ネットワークにおいて、関係機関との連携強化を図った。	3、計画どおり	事案に対する情報を関係機関と共有し、連携を図った。	子どもを守る地域ネットワークにおいて、関係機関との連携強化を図る。	事案に対する情報を関係機関と共有し、連携を図る。	家庭支援課（子ども給付係、家庭児童相談室）

Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上＞民生委員児童委員や担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	相談員・支援員のためのスキルアップ講座では自身のジェンダーバイアスに気づくことができ、傾聴することの大切さを改めて学ぶ機会を提供することができた。（参加人数：23名）	1、計画を大幅に上回る	相談業務に従事する上で、傾聴することの大切さや、相談者の悩みの背景にはバイアスによる考えがあるということを改めて学ぶ機会となった。	電話相談員として、さまざまな相談内容に対処できるように、カウンセラーや関係機関からの専門的な知識を習得できるように研修を行う。	相談員・支援員のためのスキルアップ講座を開催する。	人権推進課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上＞民生委員児童委員や担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	所管団体等への情報提供に努めた。	3、計画どおり	所管団体等への情報提供を行うことで、さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上につなげる。	所管団体等への情報提供を行うことで、さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上につなげる。	所管団体等への情報提供を行う。	政策推進課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上＞民生委員児童委員や担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	DV被害等に関する研修会に参加するなど、相談員の資質の向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の充実化を図った。	3、計画どおり	DV被害等に関する研修会に参加するなど、相談員の資質の向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の充実化を図った。	相談員の資質の向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の充実化を図る。	DV被害等に関する研修会に参加するなど、相談員の資質の向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の充実化を図る。	生活福祉課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上＞民生委員児童委員や担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	各種研修への参加、情報提供等を実施。	3、計画どおり	地域のネットワーク会議〈見守りネットワーク等〉や各種研修会へ参加し、意見交換の場を持つことができた。	各種研修への参加、情報の提供等を行う。	各種団体への参加、研修への参加、関係団体への情報提供に努める。	長寿社会推進課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上＞民生委員児童委員や担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	相談支援事業所を中心に泉南市自立支援協議会において、関係機関との情報共有を図った。	3、計画どおり	相談支援事業所を中心に泉南市自立支援協議会において、相談等に関する情報共有を図るための情報交換に取り組んだ。	相談支援事業所を中心に泉南市自立支援協議会において、情報共有を図ります。	各種研修への参加、関係団体への情報提供に努める。	障害福祉課
Ⅴ	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜生活基盤を整えるための支援＞地域就労支援センターなどと連携し、就労支援を行います。	地域就労支援センターや地域包括支援センターと連携し、生活基盤を整えるための支援を行った。	1、計画を大幅に上回る	地域就労支援センターや地域包括支援センターと連携し、就労支援や生活基盤を整える為の同行支援などを行った。	地域就労支援センターなどと連携するとともに、研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、情報提供を図る。	地域就労支援センターなどと連携するとともに、研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、情報提供を図る。	人権推進課
Ⅴ	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜生活基盤を整えるための支援＞地域就労支援センターなどと連携し、就労支援を行います。	地域就労支援センターで就労相談を行い、年間の相談件数は、新規相談46件、再相談138件、合計184件であった。	3、計画どおり	地域就労支援センターでの就労相談を継続し、再就職に向けた相談支援を行った。	地域就労支援センターにおいて、就労支援の充実に努める。	就労相談を継続して行うとともに、関係機関と連携し、就労へと繋がるよう支援を行う。	産業振興課

Ⅴ	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜生活基盤を整えるための支援＞大阪府女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）や医療機関、警察、市民団体などのさまざまな機関が連携し、中長期にわたる継続的な被害者支援を実施する仕組みを作ります。	「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会」を通じて大阪府女性相談センターをはじめとする関係機関と連携を図った。また、個別ケースに対応した支援調整会議を実施し、連携強化につなげた。	1、計画を大幅に上回る	「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」を開催し、関係機関との連携強化を図った。	「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」を開催し、連携強化に努める。	代表者会議だけでなく、大阪府女性相談センターと連携して個別支援調整会議を実施する。	人権推進課
Ⅴ	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜同伴する子どもへの支援＞ＤＶ被害者のみならず、子どもにも深刻な影響を及ぼすことから要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携体制を強化します。	子どもへの支援について、状況の把握に努め、適切に関係機関との連携を図った。	2、計画をやや上回る	子どもへの支援について、状況の把握に努め、適切に関係機関との連携を図った。	子どもへの支援について、状況の把握に努め、適切な関係機関との連携を図る。	子どもへの支援について、状況の把握に努め、適切な関係機関との連携を図る。	人権推進課
Ⅴ	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜同伴する子どもへの支援＞ＤＶ被害者のみならず、子どもにも深刻な影響を及ぼすことから要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携体制を強化します。	子どもを守る地域ネットワークにおいて、関係機関との連携強化を図った。	3、計画どおり	DV事案発生時は子どもにも深刻な影響を及ぼすことを念頭に、要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携体制の強化を図った。	子どもを守る地域ネットワークにおいて、関係機関との連携強化を図る。	関係機関と情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容（支援に当たっての援助方針、具体的な方法及び時期、各機関の役割分担等）に関する協議を行う。	家庭支援課（家庭児童相談室）
Ⅴ	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜同伴する子どもへの支援＞保育所・認定こども園・幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を進めます。	認定こども園・保育所との連携を密にするとともに、関係部局との情報共有、連携強化を図った。	2、計画をやや上回る	子どもの支援について、関係機関及び関係部局との情報共有を図りながら、また、支援の結果なども共有し、継続的な支援を行った。	認定こども園・保育所との連携を密にするとともに、関係部局との情報共有、連携強化を図る。	子どもの支援について、関係機関及び関係部局との情報共有を図りながら、また、支援の結果なども共有し、継続的な支援を図る。	人権推進課
Ⅴ	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜同伴する子どもへの支援＞保育所・認定こども園・幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を進めます。	・在籍する園が安心・安全な場所となるよう、必要な情報共有を行いながら支援を行った。	3、計画どおり	・各保育施設の、子どもや保護者の様子について情報収集を行い、必要に応じて関係機関との連携を図った。	・必要な情報提供や注意喚起等	・各保育施設との連携を強化し、情報共有に努める。	保育子ども課
Ⅴ	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜同伴する子どもへの支援＞保育所・認定こども園・幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を進めます。	人権国際教育課と連携して、大阪府の「教職員向けDV被害者対応マニュアル」を配布するとともに、校内研修等実施の促進を図りました。	3、計画どおり	各施設において、安心・安全な場所となるよう、必要な情報の共有や関係機関との連携を行った。	幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を行う。	子ども支援についての必要な情報の提供について、関係部局、機関と適切に行う。	指導課

Ⅴ	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜高齢者・障害者への支援＞高齢者や障害者の相談に携わる機関に対し、ＤＶに関する認知を促すとともに、ＤＶ相談機関等に関する情報の提供をします。	「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」を開催し、関係課や関係機関と情報共有を図り、ネットワーク構築の確認ができた。 また、大阪府女性相談センターと連携し、個別支援調整会議を開催し、被害者支援の連携強化につなげた。	1、計画を大幅に上回る	「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」を開催し、関係機関との連携強化を図った。	「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」により、連携強化に努める。	代表者会議だけでなく、個別支援調整会議や担当者会議を実施するなど、関係課、関係機関との連携を強化する。	人権推進課
Ⅴ	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜高齢者・障害者への支援＞高齢者や障害者の相談に携わる機関に対し、ＤＶに関する認知を促すとともに、ＤＶ相談機関等に関する情報の提供をします。	高齢者虐待防止に関する意識啓発、広報活動等を実施。	3、計画どおり	高齢者・障害者虐待防止月間である9月に広報にて、相談窓口等の周知啓発を実施。また、ポスターの掲示、チラシの配布等を行った。	高齢者や障害者の相談に携わる機関に対し、ＤＶに関する認知を促すとともに、ＤＶ相談機関等に関する情報を提供する。	高齢者・障害者虐待防止に関する意識啓発、広報活動等を実施する。	長寿社会推進課
Ⅴ	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜高齢者・障害者への支援＞高齢者や障害者の相談に携わる機関に対し、ＤＶに関する認知を促すとともに、ＤＶ相談機関等に関する情報の提供をします。	相談支援事業所を中心に泉南市自立支援協議会において、DVや虐待に関する認知、相談等に関する情報共有を図るための情報交換に取り組んだ。	3、計画どおり	相談支援事業所を中心に泉南市自立支援協議会において、DVや虐待に関する認知、相談等に関する情報共有を図るための情報交換に取り組んだ。	障害者の相談に携わる機関に対し、DVに関する認知を促し、DV相談機関等に関する情報提供及び連携により、支援します。	障害者の相談に携わる機関に対し、障害者虐待防止に関する意識啓発、研修会の案内等、広報活動を実施する。	障害福祉課
Ⅴ	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜外国籍住民への支援＞国際交流団体等と連携しながら、多言語でＤＶに関する情報提供を行うためのリーフレットを作成します。	市役所玄関ホール及び男女平等参画ルームの情報コーナーに啓発紙等を配架し、情報提供に努めた。	2、計画をやや上回る	情報コーナーへの多言語によるリーフレットの加配、啓発には迅速な情報提供や見やすい配置・展示に努めた。	市役所玄関ホール及び男女平等参画ルームの情報コーナーに人権協会の外国人相談窓口のチラシを配架し、情報提供に努める。	情報コーナーへの多言語によるリーフレットの加配、啓発には迅速な情報提供や見やすい配置・展示に努める。	人権推進課
Ⅴ	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜外国籍住民への支援＞国際交流団体等と連携しながら、多言語でＤＶに関する情報提供を行うためのリーフレットを作成します。	外国籍住民への支援の一環として、「泉南市　市役所サービスガイドブック2016」 5か国語翻訳版を活用し、継続して情報提供に努めた。	3、計画どおり	市民ボランティアによる国際交流事業等の実施を支援するとともに、「泉南市　市役所サービスガイドブック2016」を、窓口をはじめ公共施設でも配布することにより、広く情報提供を行った。	「泉南市　市役所サービスガイドブック2016」の配架を継続する。	「泉南市　市役所サービスガイドブック2016」の配架を継続する。	政策推進課

資料

泉南市男女平等参画推進条例

公布：平成２３年１２月２６日　条例第２９号
施行：平成２４年４月１日

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を基本にした国際社会の動きと連動して、男女平等の実現に向けて様々な取組が着実に進められ、男女共同参画社会の実現を２１世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、総合的かつ計画的に推進するため、「男女共同参画社会基本法」が制定された。

泉南市においては、平成１４年３月に「せんなん男女平等参画プラン」を策定し、様々な施策を推進してきたが、社会のあらゆる分野において性別による固定的役割分担や社会慣行は依然として根強く残っており、仕事と家庭の両立、女性に対する暴力の防止など男女平等参画社会の実現のために解決すべき多くの課題が残されている。

また、少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化に対応し、豊かで活力があり安心して暮らすことができる社会を実現するために、男女平等を基本として、自らの意思によって、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女平等参画社会の実現が重要となっている。

ここに、泉南市は、男女平等参画の推進を主要な政策として位置付け、男女平等参画社会の実現を目指すために、市、市民、教育関係者及び事業者が一体となって男女平等参画のまちづくりに積極的に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、本市における男女平等参画社会の形成に関する基本理念を定め、市、市民（本市の区域内に通勤し、又は通学する者を含む。以下同じ。）、教育関係者（学校教育、社会教育その他あらゆる分野の教育に携わる者をいう。

以下同じ。）及び事業者（本市の区域内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、男女平等参画施策の推進に関する基本的な事項を定めることにより、男女平等参画の推進を総合的かつ計画的に行い、もって男女平等参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　男女平等参画　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

⑵　積極的格差是正措置　社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

⑶　ドメスティック・バイオレンス　配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）又は配偶者であった者その他これに準ずる親しい関係にある者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

⑷　セクシュアル・ハラスメント　職場、学校、地域等の社会的関係において、相手の意に反した性的な言動をすることによりその者の生活環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

⑸　性同一性障害　生物学的な性と性の自己意識が一致しないことにより、精神的な葛藤を抱え、家庭生活及び社会生活における活動に困難が生じている状態をいう。

⑹　性的指向　性的意識の対象が異性、同性又は両性のいずれかに向かうのかを示す概念をいう。

（基本理念）

第３条　男女平等は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

⑴　男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的又は間接的に性別及び性的指向による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。

⑵　男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人その他あらゆる人の人権についても尊重されること。

⑶　社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼさないよう見直されること。

⑷　市における政策又は事業者その他民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が平等に参画する機会が確保されること。

⑸　家族を構成する人が、相互の協力と社会の支援の下に、共に家事、育児、介護等の家庭生活における活動を協力して担うとともに、職場、学校、地域その他の社会生活における活動に参画し、両立できること。

⑹　男女平等参画についての取組は、国際社会における取組と密接な関係を有しているため、国際的動向に留意し、協調して行うこと。

⑺　男女が互いに身体的な特徴についての理解を深め、健康の保持を図り、生涯にわたる性と生殖に関する事項について、自らが決定する権利が尊重されること。

⑻　女性に対する暴力は、女性の人権に対する侵害であることから、女性に対する暴力が根絶されること。

（市の責務）

第４条　市は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）に基づき、男女平等参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

２　市は、男女平等参画を推進するため、あらゆる施策の策定と実施において、男女平等参画社会の実現に配慮しなければならない。

３　市は、男女平等参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と連携し、市民、教育関係者及び事業者と協力して取り組むものとする。

（市民の責務）

第５条　市民は、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において積極的に男女平等参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めるものとする。

（教育関係者の責務）

第６条　教育関係者は、基本理念に基づき、男女平等参画の推進を図るよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第７条　事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たり、積極的に男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動等とを両立することができる環境の整備に努めるものとする。

２　事業者は、市が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めるものとする。

（積極的格差是正措置）

第８条　市は、男女平等参画の推進のため、市民、教育関係者及び事業者と協力して積極的格差是正措置を講じ、男女平等参画社会の実現に努めるものとする。

（市民等との協働及び活動の推進）

第９条　市は、男女平等参画を推進する活動を促進するため、市民、教育関係者及び事業者との協働を図るとともに、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（性別等による権利侵害の禁止）

第１０条　すべての人は、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的を問わず性別及び性的指向を理由とする権利侵害及び差別的取扱いを行ってはならない。

２　すべての人は、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

３　すべての人は、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

４　すべての人は、性同一性障害を有すること又は先天的に身体上の性別が不明瞭であることにより人権侵害を行ってはならない。

（公衆に表示する情報への配慮）

第１１条　すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担を助長する表現、異性に対する暴力的行為を助長する表現その他人権を侵害する性的な表現を行わないように努めなければならない。

（せんなん男女平等参画プラン）

第１２条　市長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、せんなん男女平等参画プランを定めなければならない。

２　市長は、せんなん男女平等参画プランを策定するに当たり、第２０条に規定する泉南市男女平等参画審議会の意見を聴くとともに、市民、教育関係者及び事業者の意見を反映させなければならない。

３　市長は、せんなん男女平等参画プランを策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

４　前２項の規定は、せんなん男女平等参画プランの変更について準用する。

５　市長は、毎年度、せんなん男女平等参画プランの実施状況等を公表しなければならない。

６　せんなん男女平等参画プランは、男女共同参画社会基本法（平成１１年法律第７８号）第１４条第３項の規定による市町村男女共同参画計画とする。

（附属機関等における委員の構成）

第１３条　市は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の１０分の４未満にならないよう努めなければならない。

（施策の策定に当たっての配慮）

第１４条　市は、男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等参画の推進に努めなければならない。

（市民等の理解を深めるための措置）

第１５条　市は、男女平等参画に関する市民等の理解を深めるため、広報活動、意識の啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（調査研究）

第１６条　市は、男女平等参画施策の策定に必要な事項について調査研究を行うとともに、その成果を公表し、男女平等参画施策に反映させるものとする。

（苦情等及び相談の申出）

第１７条　市民、教育関係者及び事業者は、市が実施する男女平等参画施策及び男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情、又は意見がある場合は、市長に申出をすることができる。

２　市長は、前項の苦情の申出に対し、男女平等参画社会の実現に資するように適切に対応し、処理するものとする。

３　市長は、第１項の苦情を処理するに当たり必要があると認めるときは、第２０条に規定する泉南市男女平等参画審議会の意見を聴くことができるものとする。

４　市民は、男女平等参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合は、市長に対し相談の申出をすることができる。この場合において、市長は、当該相談の申出に対し関係機関と連携し、適切な対応に努めるものとする。

（推進体制の整備）

第１８条　市は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

（拠点施設の整備）

第１９条　市は、男女平等参画社会の実現に向けた施策を実施するとともに、市民等による男女平等参画の取組を支援するため、総合的な拠点施設の整備及び充実に努めるものとする。

（男女平等参画審議会）

第２０条　本市に泉南市男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　せんなん男女平等参画プランに関し、第１２条第２項（同条第４項において準用する場合も含む。）に規定する事項を処理すること。

⑵　第１７条第１項の苦情の申出について、同条第３項の規定による市長の求めに応じ意見を述べること。

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。

３　前２項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が規則で定める。

（委任）

第２１条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際に現に策定されている男女平等参画社会の推進に関する計画であって、男女平等参画行動計画に相当するものは、第１２条（第４項及び第５項を除く。）の規定により策定され、及び公表されたものとみなす。

（報酬及び費用弁償条例の一部改正）

３　報酬及び費用弁償条例（昭和３１年泉南市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

別表中「総合福祉センター運営協議会委員」の次に次のように加える。

「

泉南市男女平等参画審議会委員	日額　７，５００円

」

せんなん男女平等参画プラン

令和６年度進捗状況報告書/令和７年度実施計画書

2025 年（令和 7 年）

発行：泉南市人権推進課

泉南市樽井一丁目 1 番 1 号

電話　072-480-2855　FAX　072-482-0075

E-mail　jinken@city.sennan.lg.jp

© Sennan City Gender Equality Section 2019 Printed in Japan